

川井浄水場再整備事業

第1回入札説明書等に関する質問回答書

平成20年7月15日

横浜市

本質問回答書は、平成 20 年 6 月 4 日（水）から 6 月 20 日（金）までに受け付けた、川井浄水場再整備事業入札説明書等に関する質問への回答を記載したものです。

なお、本質問回答書は、入札説明書と一体のものとなります。

質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 20 年 6 月 4 日（水）午前 9 時から 6 月 20 日（金）午後 5 時まで

質問受付数：

入札説明書	134件
別添資料 1 業務要求水準書	282件
別添資料 2 落札者決定基準	33件
別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集	120件
別添資料 4 基本協定書（案）	9件
別添資料 5 事業契約書（案）	425件

1003件

第1 回入札説明書等に関する質問回答書

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	事業期間	4	第2	9			「原則として」としているのは、工期短縮提案により、事業期間が変更されることを想定してのものでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	第1段階工事期間の短縮	5	第2	10			実施方針の質問回答No.76において、第1段階工事を短縮して維持管理開始日を前倒した場合、事業期間も前倒して終了するとのことですが、維持管理終了後1年間の保証期間を経た場合、例えば平成46年3月31日以前であっても事業終了としてSPCを解散することが可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
3	第1段階工事期間の短縮	5	第2	10			事業契約締結後に施工を前倒することは可能でしょうか。	早期に所定の工事を終了できると判断する場合には、事業契約締結後であっても、工期の短縮をご提案いただくことは可能です。
4	予定価格	5	第2	11			6/11説明会でも説明頂きましたが、再確認させて下さい。本予定価格は補助金の支給を受けない場合の貴市負担予定価格でしょうか。また、予定価格の財政負担見込額について、利息も含んでいますか。	本事業の予定価格は横浜市が補助金の交付を見込まない場合の金額であることから、前段については、ご理解のとおりです。また、後段についてもご理解のとおりです。
5	予定価格の内容	5	第2	11			本件予定価格は、交付が想定される国庫補助金を含まない価格という理解でよろしいでしょうか。また、入札価格についても、応募者が入札書に記載するのは、国庫補助金が交付されない前提で算出した価格という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.4参照)
6	予定価格	5	第2	11			当該予定価格には、補助金額は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.4参照)
7	予定価格	5	第2	11			予定価格には、入札説明書の第5の2の(1)に示す国庫補助金の方は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、国庫補助金が交付されなかった場合、その分の金額は横浜市様が負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、質問No.4をご参照ください。後段については、横浜市が負担することとし、その場合、予定どおり割賦払いにより支払います。ただし、不交付が事業者の責に帰すべき事由による場合は得べかりし補助金の10%に相当する金額を施設整備費から減額します。
8	予定価格	5	第2	11			26,531,579,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とあります。この予定価格は、いつの時点の物価を踏まえて算定されたもののでしょうか。仮に昨年12月頃の物価にて算定された場合、昨今の急激な鋼材価格等の高騰により、6月20日現在、同様の積算をした場合でも、265億円を越えていることが考えられます。また、入札を行なう9月24日、事業契約を締結する9年3月末時点ではさらなる上昇も想定されます。従って、本予定価格は目安と見なし、入札時点の物価上昇を踏まえて、予定価格を越える提案も認めることが必要と考えます。	本事業の予定価格については、通常の請負工事の発注と異なり、設計、建設、撤去及び維持管理を含めた一括発注であることや、性能発注、長期契約といったPFI事業の特徴を鑑み算出していますので、短期的な物価変動を反映させることは困難です。また、一般の競争入札においても、契約日までの物価変動リスクは入札参加者の裁量で入札金額に反映させるべきものです。なお、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」第3-2(2)イに記載しているとおり、入札価格が予定価格を超える場合は無効となります。ただし、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6-1については、入札日から事業契約締結日までの間隔が通常の契約と異なることから、現在、取扱いを検討中です。
9	予定価格	5	第2	11			予定価格26,531,579,000円は、いつ時点での算出金額でしょうか。また、積算に使用した単価は何月版でしょうか。昨今の建設資材高騰は異常ですが、今後、事業契約時に高騰分が反映されて修正されるでしょうか。	(質問No.8参照)
10	予定価格	5	第2	11			この予定価格はいつの時点で算出した価格ですか。また、昨今の著しい物価上昇が今後も続いた場合、入札前にこの予定価格を見直すことはありますか。	前段については、質問No.8をご参照ください。後段については、入札前に予定価格を見直す予定はありません。
11	予定価格	5	第2	11			「予定価格は・・・財政負担見込額」とありますが、これは事業者を支払われるサービスの対価のみであり、市の関連支出は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	予定価格	5	第2	11			「予定価格は・・・財政負担見込額」の単純合計とありますが、当該予定価格を算出する際に用いた施設整備費と維持管理費の金額について、お示し願います。	公表する予定はありません。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
			第2	11					
13	予定価格	5	第2	11				予定価格の算出において想定された基準金利及びスプレッド等の前提条件について、お示し願います。	公表する予定はありません。
14	予定価格	5	第2	11				予定価格に対して入札最低価格は設定及び公表されるのでしょうか。	最低制限価格は設定していません。
15	予定価格	5	第2	11				予定価格には、施設整備費の支払利息も含まれているとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No.4参照)
16	予定価格	5	第2	11				予定価格には、物価変動は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか？また、現在価値化した額ではないとの理解でよろしいでしょうか？	前段、後段ともご理解のとおりです。
17	審査員との接触	6	第3	2				審査員殿との学会等の公の場での接触、及び過去からの案件での接触する場合は、失格対象項目とはならないと考えますが、よろしいでしょうか。	本事業について働きかけをした場合には、入札参加資格を失うことがあります。
18	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	イ		応募者として、本事業の業務を受託せず出資又は劣後ローンの抛出のみを行う構成員又は協力会社を含めることは可能でしょうか。	「構成員」とは、応募者に属する企業のうち、SPCに出資を予定している者、「協力会社」とは、応募者に属する企業のうち、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者をいいます。
19	構成員の業務請負	7	第3	3	(1)	イ		構成員がSPCから直接業務を請け負わない（SPCから直接業務を請け負う構成員若しくは協力会社の下請負、再委託として業務を請負う）ことは、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	第三者委託を受託する者については、SPCから直接、業務を請け負うことが必要です。また、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第14条の規定に抵触しないよう留意してください。なお、関連する様式Ⅲ-49は、本質問回答書の添付資料1のとおり修正します。
20	応募者の構成員	7	第3	3	(1)	イ		SPCに出資を予定している者を「構成員」としてありますが、入札説明書（17頁）には「各構成員の議決権割合の合計がSPCの総株主の議決権の2分の1を超えること。」との規定があり、SPCに出資を行いSPC株式を保有するものの、「構成員」ではない出資者が存在するように読めます。「構成員」とは「SPCへの出資を予定している企業であり、応募者の入札参加資格要件を満足し、対象業務のいずれかを実施する企業」との理解でよろしいでしょうか。また、SPCに出資のみを行う企業については、資格要件は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	「構成員」とは、応募者に属する企業のうち、SPCに出資を予定している者をいい、応募者が落札者となった場合、横浜市と基本協定を締結し、SPCを設立する義務を負います。なお、構成員については、入札参加資格要件を満たす必要がありますが、SPCのその他の出資者については、その必要はありません。ただし、その他の出資者にも、SPCの株式の譲渡、担保権の設定等につき構成員と同様の誓約書を横浜市に差し入れるものとし、入札説明書別添資料4「基本協定書（案）」及び入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」を修正します。（本質問回答書の添付資料6、添付資料7参照）
21	構成員	7	第3	3	(1)	イ		「・・・維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は構成員になることを要するものとする」とは、維持管理業務の実務を担う者は、必ずしも構成員でなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙4において第三者委託に該当するとされている業務を担う者は構成員である必要があります。
22	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	エ		工事業務の実施を担う者は、協力会社であっても入札時必要書類に明記する必要がありますか。	入札説明書第3-3(1)エに記載のとおり、工事業務の実施を担う者については協力会社であっても入札時必要書類に企業名を明記する必要があります。
23	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	エ		工事業務の実施を担う者のうち、協力会社の全てを入札時必要書類に明記する必要がありますでしょうか。それとも、協力会社のうち、入札参加資格要件に該当する会社のみを明記すれば良いでしょうか。	協力会社の全てを入札時必要書類に明記してください。
24	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	オ		代表企業の変更は原則として認めない、とありますが、協力会社は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	協力会社の変更	7	第3	3	(1)	オ		「～応募者の構成員の変更及び追加は認めない。～」とのことですが、協力会社の変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。協力会社の変更が認められる場合、その時期及び要件をお教え下さい。	前段については、質問No.24をご参照ください。後段については、時期は問いませんが、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第13条第2項に規定しているとおり、事業契約締結後に業務受託企業を変更しようとする場合は、横浜市の事前の書面による承諾を得なければなりません。
26	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	オ		落札者決定後、協力会社を追加することは可能でしょうか。可能な場合、契約締結日当日でも可能でしょうか。	前段、後段ともに、可能です。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
27	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	オ	落札者決定後、協力を会社を変更することは可能でしょうか。可能な場合、契約締結日当日でも可能でしょうか。	前段、後段ともに、可能です。	
28	協力会社の兼任	7	第3	3	(1)	カ	協力を会社は、他の応募者の協力企業となることは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	協力を会社が、他の応募者の協力会社となることは認められます。	
29	契約方法	7	第3	3	(2)		設計・膜ろ過装置の製造・工事業務において、設計：A社、膜ろ過装置の製造：B社、土木。建築工事：C社、機械設置工事：D社、電気工事：E社とした場合、業務間の隙間をなくすため、SPCとの契約はJVまたは5社連名契約としたのですが、可能でしょうか。また、資格要件は担当する企業が満たせばよいと考えますが、よろしいでしょうか。	複数の企業が共同企業体を編成し、SPCから、本事業の対象業務を受託することは可能ですが、共同企業体の構成企業の各々が、分担する業務についての入札参加資格要件を満たしていただく必要があります。	
30	事業契約の締結日	7	第3	3	(2)		「事業契約の締結日」とは事業契約の仮契約締結日（契約書に締結日として記載される日）との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書の調印日が「事業契約の締結日」となります。なお、本事業については、事業契約締結のための横浜市議会の議決は要しません。	
31	応募者の入札参加資格要件	7	第3	3	(2)		設計、膜ろ過装置の製造、工事、工事監理、維持管理を担当しない構成員（FA業務など）は、「ア 共通の資格要件」のみ満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	応募者の入札参加資格要件	7	第3	3	(2)		「協力を会社については、「入札参加資格要件」を「協力を会社としての資格要件」と読み替え、事業契約の締結日に資格の保有を確認することとする。」とありますが、入札参加資格確認時点において資格が満たされていない場合、入札時に工事業務を担う者として当該企業名を明記することは、参加資格上問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	応募者の構成等	7	第3	3	(2)	ア	(イ)	出資のみを行う構成員又は劣後ローンの拋出のみを行う協力を会社については、(イ)は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成員及び協力を会社は、入札参加資格要件を満たしていただく必要があります。したがって、「出資のみを行う構成員」は第3 3 (2) ア (イ) の資格要件を満たす必要があります。なお、協力を会社は、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者であるため、「劣後ローンの拋出のみを行う協力を会社」は存在しません。
34	共通の資格要件	7	第3	3	(2)	ア	(イ)	営業種目・細目に関して、特段の指示が記載されておりませんので、登録が認められていれば、その営業種目・細目は、問われないとの理解でよろしいでしょうか。 (「実施方針に関する質問回答書」No. 183の確認です。)	ご理解のとおりです。入札説明書第3 3 (2) に示すとおりです。
35	審査委員の所属する企業	8	第3	3	(2)	ア	(ウ)	「審査委員の所属する企業」には、NPO法人等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	NPO法人等の法人も含まれます。
36	設計業務の実施を担う者	8	第3	3	(2)	イ	(イ)	設計業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が資格要件を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	本質問回答書の添付資料2をご参照ください。
37	設計業務の一部再委託	8	第3	3	(2)	イ	(イ)	設計業務の実施を担う者が、主たる部分ではない一部の設計業務を当該応募者の構成員及び協力を会社へ再委託することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	設計業務の実施を担う者の資格要件	8	第3	3	(2)	イ	(イ)	「設計業務の実施を担う者」が複数の場合、実施を担う者の各々が、a～cの資格要件を全て満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 また、「設計業務の実施を担う者」が資格要件aのみを満たす場合、膜ろ過棟の設計業務を担当することは可能との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 36参照)

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
39	工事業務の実施を担う者の総合評点	8	第3	3	(2)	イ	(ウ)	c	工事業務の実施を担う者の審査基準となる経営事項審査通知について、「平成20年3月31日時点における改正前の基準による」ものとは、平成20年3月31日時点で最新のもの、すなわち経営事項審査上の審査基準日が平成19年3月31日のものという意味でよろしいでしょうか。提案書類作成要領および様式集1頁で「入札参加資格確認申請日前で有効かつ最新のもの」とありますが、これは審査基準日を平成19年3月31日(平成20年10月まで有効)とするものと考えられます。	前段の「平成20年3月31日時点における改正前の基準による」ものとは、平成20年3月31日までに通知された最新のものを指しており、審査基準日については、平成19年3月31日以外のものもありえます。後段については、入札説明書の記載を正とし、明確化のため、入札説明書別添資料3提出書類作成要領及び様式集第1(1)bの「入札参加資格申請日前で有効かつ最新のものとする。」を「平成20年3月31日時点における改正前の基準によるものとする。」に修正します。
40	工事業務の実施を担う者の総合評点	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	c	工事業務の実施を担う者の審査基準となる総合評点の評価時点は、入札参加資格申請日ということでしょうか。入札時必要書類提出日、落札者決定日又は事業契約締結日までに新しい経営事項審査通知結果が公表され(例年10月と考えられます。)、総合評点が不足することになった場合の取扱いについては、あくまで資格を満たしているということでしょうか。新たな総合評点の予想は困難で、コンソーシアム組成の不安定要因となりますのでご考慮願います。	審査基準となる総合評点値は、平成20年3月31日時点における改正前の基準による「経営事項審査通知書」となるため、入札参加資格確認申請時必要書類提出日以降、変更されることはありません。なお、平成20年4月1日以降における改正後の「経営事項審査通知書」での審査は、原則として行ないませんのでご注意ください。
41	工事業務の実施を担う者の総合評点	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	c	同上の質問で、仮に工事を担う者の資格を満たさないとした場合、たとえ構成員が直接工事を実施する予定であっても、同条件を満たす協力会社を補充する救済措置を認めていただきたいと思えます。	(質問No.40参照)
42	工事監理業務を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(エ)		「工事監理業務の実施を担う者」が複数の場合、実施を担う者の各々が、a～cの資格要件を全て満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	本質問回答書の添付資料2をご参照ください。
43	工事監理者の独立性	8	第3	3	(2)	イ	(エ)		「工事監理業務を担う者」は、「工事業務を担う者」との独立性(排他性)が求められておりますが、例えば、A工事の工事業務を担う者、またはその子会社、親会社が、B工事の工事監理業務を担うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	認められません。
44	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	a b c d	「維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。」とありますが、下記例)のようにa、b、c、が各々別の者でも資格要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。 例) (ウ) a 甲者 b 乙者 c 丙者 d 甲者	本質問回答書の添付資料2をご参照ください。また、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」第2 様式Ⅲ-49については、修正を行いましたので、添付資料1についてもご参照ください。
45	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)		維持管理業務をSPCから一括して構成員に委託し、当該構成員から個別業務を再委託する場合、再委託先の企業Aが資格要件a、企業Bがb、企業Cがc、企業Dがdを満たす場合は、「維持管理業務の実施を担う者」の資格要件を満足しているとの理解でよろしいでしょうか。	資格要件を満足しているとは言えません。質問No.44をご参照ください。資格要件は、応募者の構成員及び協力会社が満たしている必要があります。
46	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	a	営業種目・細目に関して、特段の指示が記載されておりませんので、「委託関係の営業種目」で登録が認められていれば、その営業細目は問われないとの理解でよろしいでしょうか。 (「実施方針に関する質問回答書」No.215の確認です。)	ご理解のとおりです。
47	維持管理業務の実施を担う者	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	a	「営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者」とありますが、ご指定に該当する営業種目及び細目を教示ください。	(質問No.46参照)
48	維持管理業務の実施を担う者	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	d	維持管理業務のうち、……1千m ³ 以上(公称能力)の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務を履行できなかった者でないこと。とありますが、受託契約全てを対象とするのでしょうか?御教示下さい。	平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に受託した日量1千m ³ 以上(公称能力)の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務の受託契約全てが対象となります。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
49	契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	維持管理業務において、運転管理業務を行う者、保全管理業務を行う者、水質管理を行う者等が別企業の場合、業務間の隙間をなくすため、SPCとの契約はJVまたは数社連名契約としたのですが、可能でしょうか。なお、第三者委託を受託する者は運転管理業務を行う者が担い、SPCの構成員となります。	複数の企業が共同企業体を編成し、SPCから、本事業の対象業務を受託することは可能ですが、共同企業体の構成企業の各々が、分担する業務についての入札参加資格要件を満たしていただく必要があります。また、第三者委託に係る業務については、実際にこれを担う者がSPCの構成員となる必要があります。
50	事業契約の締結日	10	第3	3	(3)	ア		「事業契約の締結日」とは事業契約の仮契約締結日(契約書に締結日として記載される日)との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.30参照)
51	協力会社の変更	10	第3	3	(3)	ア		協力会社が事業契約の締結日に協力会社としての資格要件を欠いていた場合に、当該業務を資格要件を満たすその他の協力会社へ発注することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	落札者決定後の協力会社の欠格	10	第3	3	(3)	ア		事業契約の締結後に協力会社が協力会社としての資格要件を欠いた場合には、当該協力企業へ発注することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」第13条第2項に規定しているとおり、本事業対象業務を業務受託企業に委託し、又は請負わせようとするときは、横浜市の事前の書面による承諾を得なければなりません。
53	協力会社の資格要件	10	第3	3	(3)	ア		「協力会社については、事業契約の締結日に確認を行うものとし、協力会社がその時点において協力会社としての資格要件を欠いていた場合は、SPCは当該協力会社に発注することはできない」とありますが、協力会社が事業契約締結日の前日まで資格要件を欠いていた場合であっても、SPCは問題なく当該協力会社に発注することはできるとの理解でよろしいでしょうか。また、入札参加資格確認申請時の提出書類や提案書の事業スキーム図に当該協力会社の名前が記載され、その後入札参加資格を欠くに至ったが、事業契約の締結日に参加資格を満たしていた場合についても、性能評価点も含めて同様に問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
54	入札保証金	10	第3	4	(1)			「入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付」とありますが、実施方針で免除とされていた入札保証金を入札説明書が必要とする理由及び経緯を御教示願います。本件は市の政策変更リスクを民間事業者に転嫁するものとも考えられ、今後の事業運営全般への影響もご配慮の上で御回答願います。	横浜市水道局契約規程第2条で準用する、横浜市契約規則第9条の規定では「一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない」としています。しかしながら、平成19年12月公表の実施方針では、従前の例にならって入札保証金を免除としていました。本事業においては、事業規模及び契約締結をしない場合の影響の重大性を考慮して、入札保証金の納付を求めるものです。また、入札保証金は入札説明書に記載されているとおり、応募者については落札者決定後に、落札者については事業契約の締結後に還付することから、その費用は入札金額に反映される性質のものではないと考えています。
55	入札保証金	10	第3	4	(1)			横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に記載されております「(5) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手」とは、銀行保証の提示を指すものと考えてよいでしょうか。	横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に記載されている「(5) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手」とは、いわゆる預手及び銀行支払保証小切手に限るものとします。
56	入札保証金	10	第3	4	(1)			「応募者は、…入札保証金を納付しなければならない。」とあり、基本協定書第6条に入札保証金の規定があります。しかし、'07年12月付けの「実施方針」には「入札保証金は免除する」と明記されております。海外の入札では入札者が弱体な会社である場合契約前に辞退する会社もあること、また英米法では申込(入札)の撤回が基本的にできる(といわれる)ことなどから海外工事では入札保証の制度があると思われそうですが、このような背景のない日本では(特に本件では)なじまないのではないのでしょうか。また、保証費用を見積価格に反映せざるを得ないとなると入札価格が高くなり甲の利益に適うものでもありません。従って、入札保証金については実施方針にあるように免除していただけないでしょうか。	(質問No.54を参照)

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
57	入札金額の定義、算定方法	10	第3	4	(1)		「入札金額」とは、「事業提案書」の「様式Ⅳ-9 年度別サービスの対価支払予定表」の総計(行)の合計(欄)金額との理解でよろしいでしょうか。 また、「入札金額」には、消費税及び地方消費税相当額は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。(入札金額の定義(算定方法)、「入札書」に記載する「入札金額」も含めご教示願います。)	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
58	入札保証金	10	第3	4			入札保証金については、実施方針の段階では「免除する」とされていましたが、入札説明書の段階で必要となった理由および経緯をご教示下さい。本事業の入札金額の5%という金額は、応募者にとって過大な負担であり、入札保証金は免除して頂きますよう再考をお願い致します。	(質問No. 54参照)
59	入札保証金	10	第3	4	(1)		横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に規程されております担保を利用する場合、SPCの構成員で担保を分担することは可能でしょうか?	ご理解のとおりです。
60	入札保証金	10	第3	4	(2)		入札保証保険契約の被保険者である応募者とは、応募グループのうちの全ての企業を被保険者とする必要があるのでしょうか。それとも構成員のみでしょうか。	応募者に属する全ての企業を被保険者としていただく必要があります。
61	入札保証保険契約の契約者	10	第3	4	(2)		「入札保証保険契約」は、「応募者」を構成する法人のうち1社が契約を行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、1社が行えばよい場合、当該保険契約の契約者は、「応募者」の代表企業である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 (「応募者」は、複数の法人から構成されるため、保険契約者の確認を行うものです。)	保険契約者は、1社で差し支えありません。また、必ずしも代表企業である必要はありません。
62	入札保証保険契約の質権の設定手続き	10	第3	4	(2)		「質権の設定」とは、入札保証保険契約の原本(=「当該債券に係る証書」)及び入札保証保険の提供者(=「当該債券に係る債務者」、保険会社等)の承諾を証する確定日付のある書面を貴市に対して提出することであるとの理解でよろしいでしょうか。	保険会社から交付される保険証券を提出してください。
63	入札保証金	10	第3	4	(2)		「当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面」の提出日時及び場所は、「入札説明書」(14頁) 第3 5 (2) オ (イ) 入札保証金の納付 に記載されている日時及び場所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	入札保証金	10	第3	4	(2)		入札保証保険契約を締結した場合には、保険請求権に質権を設定し、市に対して当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出することになっていますが、いつ提出すればよいですか。	(質問No. 63参照)
65	入札保証金	10	第3	4	(5)		平成21年3月31日までにSPCが事業契約を締結しないとき、…略…SPCの責に帰すべき事由以外の事由…略…を持って証明した場合…略…落札者に返還する。とありますが、一般的に落札者決定後確認(協議)日程の不足、入札説明書の規定が優先するとの考え方の相違があった場合、SPCとしてはコントロールできない事由と考えます。よって、SPCの責には該当しないと考えますが、如何でしょうか。	落札者又はSPCの責に帰すべき事由以外の事由により、事業契約の締結に至らなかったことを合理的な資料をもって証明した場合に限り、落札者に返還します。
66	事業者選定スケジュールについて	11	第3	5	(1)		事業者選定スケジュールの中で「予定」の記載あるものについては変更の可能性があり、ないものについては確定されたものとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、「予定」の記載のないものについても確定ではありません。
67	事業者選定のスケジュール	11	第3	5			横浜市議会の承認は不要という理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
68	参考資料の貸与	12	第3	5	(2)	イ	貴市より貸与を受けた参考資料のデータの中で、数値等の文字が不鮮明なものがございました。積算のためには正確な数値が必要であり、文字の不鮮明な箇所につきご教示いただきたいと存じますが、原本の閲覧等は可能でしょうか。	原本を閲覧する機会を設ける予定はありません。なお、参考資料の図面データは、原本と同程度の鮮明さがあります。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
69	入札保証金の納付	14	第3	5	(2)	オ	(イ)		入札保証保険を付保する場合の期限について御教示願います。	事業契約の締結期限である平成21年3月31日までとします。
70	入札保証金の納付	14	第3	5	(2)	オ	(イ)		入札保証金の納付は、「入札説明書」(10頁)第3 4記載の入札保証金に代わる措置、書面等の提出をもって代替できるとの理解でよろしいでしょうか。	横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に規定する担保を提供することによって入札保証金の支払に代えることができます。
71	開札場所入場時の身分証明書に関して	14	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c (d)	第3 5 (2) オ (ウ) c (d) 「応募者の代表企業は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員にその代表者であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式Ⅰ-4「委任状」を提出するとともに、当該委任状に記載された代理人であることが証明できる身分証明書を提示しなければならない。」とありますが、 ①様式Ⅰ-4「委任状」は8月25日～26日受付の「入札参加資格確認申請時必要書類」となっており、この時点で提出する必要がありますが、様式Ⅰ-4「委任状」に記載する応募者の構成員及び代表企業の受任者とは、横浜市の入札指名参加における受任者名及び所在地とすればよいでしょうか。②代理人をして入札(24日午前9時～午前11時)する場合は、様式Ⅱ-3「委任状」を提出し入札することとなりますが、復代理人が入札する状況とはどのような場合を想定されていますでしょうか。③開札場所に入場(24日午後4時)の場合の「委任状」は、様式Ⅱ-3「委任状」を再度提出するのでしょうか。また、代理人であることが証明できる身分証明書は写真入り従業員証でよろしいですか。	①については、受任者の欄には、代表企業の称号又は名称、所在地、代表者名を記入してください。 ②については、代理人にやむをえない事由がある場合を想定しています。なお、入札説明書第3 5 (2) オ (ウ) c (d) に記載している「委任状」の様式No.は、様式Ⅰ-4ではなく、様式Ⅱ-3が正しい表記です。 ③については、前段、後段ともにご理解のとおりです。
72	代理人	15	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c (d)	代表企業の従業員が「入札書」を持参し、開札に立ち会う場合、入札は(従業員は代表企業の代表者ではないため)代理人が行うとの扱いになり、必ず委任状を提出しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	開札時提示する身分証明書	15	第3	5	(2)	オ	(ウ)	(d)	「代表企業は…その代表者であること」とありますが、その代表者とは、会社法第349条の規定に基づく者(代表取締役又は取締役)との理解でよろしいでしょうか。また、会社法に基づく者である場合、身分証明書(取締役は、従業員証にあたるものがない場合が考えられます)として、貴市がお求めになる証明書について、具体例をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、写真付きの社員証その他会社の代表者印が押印されている身分証明書などが考えられます。
74	開札時提示する身分証明書	15	第3	5	(2)	オ	(ウ)	(d)	開札時に代表企業の委任状に記載された代理人が提示する身分証明書は、代理人の在籍する企業の従業員証(社員証)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	落札者の決定方法	15	第3	5	(2)	オ	(エ)		「上記ウ」とありますが、「上記エ」と読み替えて良いでしょうか。	ご指摘のとおり、上記エが正しい表記です。
76	性能の評価方法	15	第3	5	(2)	オ	(エ)	a	ヒヤリングに際しては事前準備が必要のため、ヒヤリング内容は事前に提示頂くことを希望します。	ご意見として承ります。
77	入札に参加できない判断	16	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c	「構成員」が経営不振の状態にある場合、入札に参加できないとあります。経営不振の状態の判断は、「入札参加資格確認」の手続きとは別に、「入札日」直前等に行われるのでしょうか。また、判断が行われる場合、貴市から「応募者」に対して、入札に参加できない旨の通知等を予定されておりますでしょうか。	経営不振の状態の判断が入札日直前に行われることもあります。その場合は、該当する構成員が属する応募者の代表企業に対して、通知を行う予定です。
78	基本協定の締結	17	第4	1	(1)				「なお、落札者決定日の翌日から…市は落札者と基本協定を締結しない場合がある」との記載がございますが、透明性の観点からも「締結しない場合」の具体的な要件を現時点で明確にしておいて頂けませんでしょうか。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。その時点の事情に照らし、横浜市が判断します。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
79	株主義決権について	17	第4	1	(2)	ア	議決権を有する株主に構成員とそれ以外の者がいることを前提とした記載になっていますが、7頁の第3 3 (1) イでは、S P Cに出資を予定している者を全て構成員と定義しています。出資者 (=株主)のうち、事業に携わる者が構成員という取扱いでよろしいでしょうか。構成員と単に出資を行うだけの者との定義の違いをご教示ください。	(質問No. 20参照)
80	構成員の定義について	17	第4	1	(2)	ア	(上記質問を踏まえて) 構成員以外の出資者には、第3 3 (2)に定める応募者の入札参加資格要件は要求されないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 20参照)
81	株式の譲渡、担保権の設定	17	第4	1	(2)	ウ	S P Cの株式は、S P Cへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、当該担保権の設定については、市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の適正かつ確実な実施の妨げとならない限り承諾するものとします。
82	事業契約の締結	17	第4	1	(3)		基本協定の締結日の翌日から事業契約の締結日までの間、落札者の構成員が第3 3 (2)の入札参加資格を欠くに至った場合、市はS P Cと事業契約を締結しない場合があるとありますが、どのような場合に締結しないのか、具体的にご教示ください。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。その時点の事情に照らし、横浜市が判断します。
83	事業契約の締結	17	第4	1	(3)		事業契約締結日において協力会社が資格を失っている場合、同日に協力会社としての資格要件を有する協力会社を補充できれば、貴市とS P Cと事業締結は可能と考えます。	ご理解のとおりです。
84	事業契約の締結	17	第4	1	(3)		「なお、基本協定の締結日の翌日から…市はS P Cと事業契約を締結しない場合がある」との記載がございますが、透明性の観点からも「締結しない場合」の具体的な要件を現時点で明確にしておいて頂けませんでしょうか？ 協力会社の場合は非常に明確に規定されておりますので、同様に明確化頂ければと存じます。	(質問No. 82参照)
85	協力会社の補充	17	第4	1	(3)		資格要件を有する協力会社を補充することとは、例えば資格要件を失った会社と補充した資格要件を満たす会社がJ VでS P Cから直接工事を受注することは可能でしょうか。	ご質問のケースについては、認められません。
86	落札者決定後の協力会社の欠格	17	第4	1	(3)		事業契約の締結後に、協力会社が協力会社としての資格要件を欠いた場合には、当該協力企業へ発注をすることは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 52参照)
87	契約保証金	17	第4	2	(1)		横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に記載されております「(5) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手」とは、銀行保証の提示を指すものと考えてよいでしょうか？	(質問No. 55参照)
88	契約保証金	17	第4	2	(1)		契約保証金に代わり、履行保証保険契約を締結する際の保証金額は、施設整備費の100分の10以上に相当すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	契約保証金	17	第4	2	(1)		横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項及び第27条第3項第1号に規程されております担保を利用する場合、S P Cの構成員で担保を分担することは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
90	契約保証金	17	第4	2	(1)		設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費(消費税及び地方消費税を含む。)及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額とありますが、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第27条には、契約金額の100分10以上の契約保証金を納付しなければならない、と記載されています。入札説明書に記載されている金額が支払うべき金額と考えてよろしいでしょうか？	設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10に相当する金額です。支払利息は含めないものとし、本項目中「及びこれにかかる支払利息」を削除します。なお、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」第10条第1項にも同様の修正をします。(本質問回答書の添付資料7参照)
91	契約保証金	17	第4	2	(1)		冒頭で施設整備費及びこれにかかる支払利息の100分の10としていますが、後段で、保証保険で代替する場合の規定としては、施設整備費の100分の10としていますので利息分は除くものと考えてよいですか。	(質問No. 90参照)

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
92	保険	18	第4	3			「構成員又は協力会社が付保」することが認められていますが、SPCから直接、各業務を受託するJVが付保することも認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	保険	18	第4	3			第三者賠償保険のみの指定となっておりますが、その他に必須の保険はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、損害が発生した場合に、必要かつ十分な金額の補填が受けられる内容及び種類の保険を付保することが必要と考えています。
94	保険	18	第4	3			3行目「保証限度額」とあるのは「補償限度額」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
95	保険	18	第4	3			維持管理期間中に付保が義務付けられる請負業者賠償責任保険若しくは施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険は、それぞれの保険において、入札説明書に定める補償限度額を充足する必要があるのでしょうか。	第三者賠償保険（請負賠償責任保険若しくは施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険）に関しては、ご理解のとおりです。ただし、複数の保険をまとめて付保する場合であっても、各保険について対人、対物とも第4-3に規定した金額が実質的に補償される内容であれば、構いません。
96	直接協定	19	第4	5			「SPCはかかる直接協定を締結した融資者からの融資を受ける」とありますが、「SPCが融資を受ける金融機関と、市が直接契約を締結する」との理解でよろしいでしょうか。	SPCが融資を受ける金融機関と、横浜市が直接協定を締結します。
97	融資者との直接協定	19	第4	5	(1)		市への報告は融資者が行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第16条の規定に基づき、事業者にも財務状況に関する報告を求めます。
98	緊急時給水拠点確保等事業費配水池	20	第5	2	(1)	ア	緊急時給水拠点確保等事業費（配水池）の補助金額算定のための計算式において、掛け率「0.423」の根拠は何でしょうか。	緊急時給水拠点確保等事業費（配水池）は、配水池における浄水の貯水量を増加させる事業を行う水道事業者等に対して補助されます。対象は、計画1日最大給水量の10時間分を超え12時間分までの容量の配水池の整備になります。今回の配水池（30,000m ³ ）の整備によって、貯水量は計画1日最大給水量の12時間分を超えるため、既設の配水池容量から12時間分の貯水容量までに相当する率が「0.423」になります。
99	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)	ア	「直接工事費及び共通費」とありますが、何か補助金の交付規定にもとづいた積算基準があるのでしょうか。	水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表の積算基準があります。
100	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金額は予定価格には含まれない提案価格にも補助金額を含めず提案金額を提示するとの現地説明会で御説明を頂きました。また、国庫補助金が交付される団体は横浜市なのか事業者かも不明の状態、交付費用に見合った補助金申請額とその後対応費用も含め合理的な判断ができない状態で、事業者に対するペナルティが事業契約書第15条第4号で「得べかりし交付金額の10%に相当する金額を減額する」とした建付けは合理性がないと考えます。予定価格には含まれない、提案金額には含めずいきなり交付金を受領できないリスク（乙の責めに帰すべき事由の場合）が事業者となっておりますが、そもそも国庫補助金を受領できるかどうかの可否は事業者がコントロールできる制度（国庫補助金を相談する窓口は行政）ではないのでしょうか。また、どのようなことが乙の責めに帰すべき事由となるのでしょうか。	入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第15条第3項で示すとおり、国庫補助金は、横浜市に対し、交付されます。予定価格は、国庫補助金の交付を見込まない場合の金額ですので、入札金額も国庫補助金の交付を見込まずに算定してください。なお、国庫補助金は、工事の出来高に合わせて年度ごとに交付されます。国庫補助金は、年度末に市に交付され、市は翌年度の4月に事業者に支給できると考えています。国庫補助金が交付され、事業者が負担する施設整備費の一部に充当することとなった場合でもブレイクファンディングコスト等の金融費用が発生しないような資金計画としてください。入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第15条第4項の「乙の責めに帰すべき事由」とは、事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難ですが、例えば事業者が設計業務の一環として行う補助申請用設計図書等の作成が遅延し、補助金の交付が受けられないような場合が考えられます。
101	国庫補助金の交付	20	第5	2	(1)		本事業は、……ともに当該国庫補助金を受けられることができるよう努め、交付が決定した場合には、協力、連帯して申請手続き等を行うものとする。とありますが、申請等に伴う事務手続き及び費用負担等についてどのようにお考えでしょうか？ご教示下さい。	第5-2(1)ア、イに示した国庫補助金の申請については、横浜市が行いますが、事業者には、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2-3(1)に記載しているとおり、設計業務の一環として、補助申請用設計図書等の作成や会計検査用の補助資料作成を行っていただきます。したがって、これにかかる費用は設計費に計上してください。

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
102	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金を甲、乙協力して申請するとありますが、国庫補助金は甲が受け取り、その相当額が甲から乙に支払われると理解してよろしいでしょうか？ 乙が直接に国庫補助金を受けることになる場合、本件はBOT案件ではないため、圧縮記帳を行うことができなくなり、事業収支計画も大幅に異なるものになりますので、この点ご配慮をお願いします。	国庫補助金は横浜市に交付されます。横浜市は交付された補助金相当額を事業者に支払い、その分、横浜市が事業者に支払う施設整備費が減じられます。
103	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金の交付がある場合、「…事業者が負担する施設整備費の一部に充当する。」となっております。施設整備費のうち割賦部分の減額に伴う、ブレークファンディングコスト等の金融費用は貴市で負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 100参照)
104	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金を受ける場合、その金額が確定する時期と入金される時期をご教示ください。	(質問No. 100参照)
105	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金の計算式がありますが、これを前提に事業収支計画を作成しなければならぬとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 100参照)
106	国庫補助金	20	第5	2	(1)		「新設配水池にかかる直接工事費及び共通費×0.423×1/3」とありますが、直接工事費は様式IV-7-①Aの配水池部分、共通費は同様式の直接工事費割合で計算するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
107	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)		「連帯して」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	(質問No. 101参照)
108	国庫補助金	20	第5	2	(1)		国庫補助金が交付される場合、交付の時期は何時になるのでしょうか？	(質問No. 100参照)
109	緊急時給水拠点確保等事業費配水池	20	第5	2	(1)	ア	①計算式で算出された金額は、国庫補助金額と考えます。 ②同補助金に対応する貴市の負担金額を御教示下さい。 ③SPCへの支払いは国庫補助金+同補助金に対応する貴市負担金の合計が、国庫補助金交付後速やかに一括で現金支払いされるものと考えます。	(質問No. 100参照) 事業者への支払いは、国庫補助金のみ支払います。
110	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)	アイ	想定される国庫補助金の種類が2種類記載されておりますが、両方交付される可能性はありますか。	ご理解のとおりです。
111	緊急時給水拠点確保等事業費基幹建造物の耐震化事業	20	第5	2	(1)	イ	①計算式で算出された金額は、国庫補助金交付額と考えます。 ②同補助金に対応する貴市の負担割合もしくは負担金額を御教示下さい。 ③事業者へは「国庫補助金+同補助金に対応する貴市負担金の合計」が、国庫補助金交付後速やかに一括で現金支払いされるものと考えます。	(質問No. 109参照)
112	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)		6/11説明会でも説明がありましたが、再確認させて下さい。国庫補助の交付の対象になるかどうかは平成21年度以降決定することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)		国庫補助金が交付されることが判明した場合、事業者への入金はいつごろになることが予想されますか。速やかな現金での入金を希望します。	(質問No. 100参照)

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
114	国庫補助金	20	第5	2	(1)		市と事業者は、ともに当該国庫補助金を受けようとするよう努め・・・略・・・とは事業者が直接国庫補助金の交付団体となるのと考えてでしょうか、その場合、会計検査の受検対応者は事業者となるのでしょうか。また、事業者提案書を提出した後に国庫補助金の交付がなされた場合、資金調達金額は減額（補助金額が除かれる）となります。しかし、事業計画における資金調達費用は必ずしも減額となるとは限りません。増加したその費用は別途、市が負担するものと考えてもよろしいでしょうか。事業者としては、資金調達先の金融機関から融資関心表明書を受領したが資金調達を行わない可能性がある案件に対して金融機関からのモチベーションは得られないと考えます。交付手続き並びに全く民間では関与できない会計検査対応を「連帯して申請手続き等をおこなう。」とありますが、会計検査対応までも連帯して事業者が負担（連帯）するのでしょうか。	(質問No. 100、101参照)
115	国庫補助金	20	第5	2	(1)		6/11説明会において、補助金は提案上考慮しないことというご説明がありました。この場合、資金調達上、補助金はないこととして計画するという事なのでしょうか。自己資金が同じであれば、外部借入金が実際よりも増え、金利も増えることになり、事業費が補助金が出る場合よりも増えるという前提の入札計算という理解でよろしいのでしょうか。	(質問No. 100参照)
		141	様式IV-10B	2	(1)			
116	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(1)		入札説明書等の説明会において、提案金額に補助金等を含めずに提案することのご説明がありましたが、これは横浜市殿が提示されている補助金のみならず、事業者が提案する補助金についても、提案金額に含めてはならないと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 (質問No. 121参照)
117	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(2)		事業者にて交付可能な補助金を調査し、交付が可能となった場合、事業者へは「国庫補助金+同補助金に対応する貴市負担金の合計」が、国庫補助金交付後速やかに一括で現金支払いされるものと考えます。	(質問No. 109参照)
118	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(2)		事業者が独自で補助金が支給される場合には直接、事業者の収入としてよいですか。	(質問No. 116参照)
119	補助金	20	第5	2	(2)		「事業者は・・・補助金があるかを調査し」とありますが、補助金については、民間事業者にメリットがなく、調査を義務とするスキームは実効性に欠けると思われます。補助金交付に関して民間事業者にインセンティブを付与するお考えはあるのでしょうか。	(質問No. 116参照)
120	補助金額の見積り	20	第5	2	(2)		本入札にあたって、補助金額は本記載の計算式に従って事業者により見積りを行った上で提案を行うとの理解でよろしいのでしょうか。	入札説明書第5 2 (2)については、事業者が調査した結果、事業者が申請する国庫補助金の記載です。計算式は記載されていません。 入札説明書第5 2 (1)については、質問No. 100を参照して下さい。
121	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(2)		「民間事業者が申請し、交付を受けることができる補助金」とありますが、現時点で横浜市様では何か目途をお持ちでしょうか。	現時点では、横浜市が具体的に想定している「民間事業者が申請し、交付を受けることができる補助金」はありません。
122	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(3)		「融資制度等の金融上の支援」とありますが、現時点で横浜市様では何か目途をお持ちでしょうか。	現時点では、具体的な予定はありません。
123	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(3)		「これを市による事業者への支払の一部に充当すべく」とありますが、融資制度等の事業者への金融上の支援ならば、事業者への支払に充当という表現をどのように理解すればよろしいのでしょうか。	事業者が資金調達に活用するよう、横浜市と協議することを求めるものです。
124	補助金	20	第5	2	(3)		「事業者は・・・支援が適用されるよう努力」とありますが、融資制度上の支援については、民間事業者にメリットがなく、実効性に欠けると思われます。金融上の支援に関して民間事業者にインセンティブを付与するお考えはあるのでしょうか。	(質問No. 123参照)

《入札説明書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
125	許認可の取得について	20	第5	3			第三者委託の厚生労働省への届出は民間企業では困難と考えられますが、市殿において実施していただけるということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者は必要に応じて協力を行ってください。
126	情報の提供	21	第6	1			本事業に係る情報の提供は、……とありますが、提供される情報はどの程度を想定されていますか？ご教示ください。	審査結果に関する講評内容及びその都度必要な情報を提供することを想定しています。
127	著作権	21	第6	3	(1)		”市は本事業の公表及び その他 市が必要と認める場合”の記述で “その他” とは例えばどのような場合があるのかご教示下さい。	情報公開請求に対応する場合や、本事業の内容を市民に説明するため広報資料等において使用する場合があります。
128	著作権	21	第6	3	(1)		”落札者の提案書の一部、全部を無償で使用できる。”とは著作権は応募者に帰属するが、市の無償での使用权を認めよということでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	著作権	21	第6	3	(1)		”落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。”の記載で、無償使用できるのは公表に必要な時だけであり、他の用途に転用はしないことと考えてよろしいでしょうか。	情報公開請求などの対応に当たり使用する場合があります。
130	使用する言語	21	第6	4			「入札に際し使用する言語は日本語」とありますが、専門用語も含めて外来語については、そのまま使用することは可能との理解でよろしいでしょうか？特に膜ろ過に関する用語は、膜モジュールやファウリング等の外来語が数多くありますが、これらは膜ろ過技術の用語として広く使われていることから、使用は可能との理解でよろしいでしょうか？	「水道施設設計指針」（社団法人 日本水道協会）「水道維持管理指針」（社団法人 日本水道協会）、「膜ろ過浄水施設維持管理マニュアル」（財団法人水道技術センター）に記載されている用語は、使用可能とします。
131	別紙 落札者決定までの手順	23	別紙				落札者決定までの手順の図の中に、欠格、無効、失格と3つの字句を使い分けていますが、いずれも失格ということでしょうか。	「欠格」と「無効」は「失格」と同義ではありませんが、いずれも落札者決定までに至るものではありません。
132	土壌汚染リスク	実施方針	質問回答書	No.441			土壌汚染リスクについて 管理対象区域外（公道上など）で工事を計画した場合でも、調査費用は事業者負担、発見された場合の汚染処理費用は水道局負担と解釈してよろしいでしょうか。	公道上を除き市側管理対象範囲は、ご理解のとおりです。
133	建築確認	実施方針	質問回答書	No.101～104			実施方針に関する質問回答書No101～104の建築確認に関する回答で、「入札説明書において示します。」とありますが、入札説明書には該当する箇所がありません。ご回答お願い致します。	建築物については、建築確認が必要となります。建築基準法第6条に基づき、事業者は工事着工前に、その建築計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令（法律、命令、条例）に適合するものであることについて確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受け、確認済書の交付を受けてください。
134	水質検査棟移設時期	実施方針	質問回答書				事業者管理区域にある、既設の水質検査（管理）棟の移設時期は、事業者提案を考慮して、甲が実施していただくと解釈しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
135	導水水圧	1	第1	1	(5)	エ	導水水圧を有効利用し、と記載されていますが、水圧が何らかの原因で設計値より低下した場合は、取水量が確保できない場合があります。それは、許容されるのでしょうか。	水圧低下が事業者側の原因である場合は、許容されません。
136	水量管理に関する市指示	2	第1	1	(5)	キ	「新設浄水場施設及び新設配水池の水量管理は市の指示のもと事業者が行なう。」とありますが、この御指示はどのような間隔（あるいは毎日定時に）で、またどのような形態（口頭、文書、パターンのデータ提示等）でいただけるのでしょうか。	月間水運用計画及び日々の運用計画をお示ししますが、詳細については事業契約締結後、協議により決定します。 なお、月間水運用計画では、生産水量や企業団受水量を日々変動させるような運用計画は立案しない予定です。ただし、日々の運用計画においては、需要に応じて企業団受水量を変更します。
137	新設配水池の水量管理	2	第1	1	(5)		新設配水池の水量管理を市の指示のもと行うとありますが、原水及び配水量の標準的な運用パターンをお教えください。また、企業団の水の引き入れはどのような場合に、どのくらい引き入れるのでしょうか。また、企業団の水の停滞水対策はどのように行う予定ですか。	維持管理期間開始後は、現在の送配水エリアが大きく変更になる予定であるため、参考として想定運用パターンの一つを提示します。 一日平均給水量の場合の想定運用は、新設配水池への流入は、処理水が約171,000m ³ /日、企業団相模原系が約12,000m ³ /日、企業団西長沢系が約12,000m ³ /日です。新設配水池からの流出は、環状4号線に約39,000m ³ /日、鶴ヶ峰幹線に約47,000m ³ /日、三保幹線に約46,000m ³ /日、恩田幹線に約49,000m ³ /日、4号配水池流入に約14,000m ³ /日です。 なお、企業団受水については、2系統ともに常時受水とは限りませんが毎日受水します。そのため、停滞水は発生しません。
138	場内の水量管理	2	第1	1	(5)		業務要求水準書(案)では、「場内の水量管理は、水道局の指示のもと事業者が行う」とありましたが、この業務は行わないとの理解でよろしいでしょうか？	平成20年3月3日付「業務要求水準書(案)」における、「場内の水量管理は、水道局の指示のもと事業者が行う。」の内容を、平成20年6月3日付、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」で、「新設浄水場施設及び新設配水池の水量管理は、市の指示のもと事業者が行う。」に修正しています。
139	事業者側管理範囲について	2	第1	1	(7)	イ	事業者側管理範囲が30,700m ² と想定されていますが、提案により本範囲を縮小した場合、評価に影響するのでしょうか。	事業者側管理範囲は、提案によって増減を認めますが、連続した管理範囲とする必要があります。評価については、提案された内容により横浜市PF1事業審査委員会が判断することになります。
140	管理範囲	3	第1	1	(8)		事業者側管理範囲への進入は、敷地東側及び西側の公道となるのでしょうか。または市側管理範囲の既設の門より進入し、境界に門を設置しそこから進入となるのでしょうか。御教示下さい。また、対象住民への説明は、甲の範囲と考えてよろしいでしょうか。	前段について、現時点で制限はありません。中段については、応募者の提案に委ねます。後段については、事業者に行ってください。
141	管理範囲	3	第1	1	(8)		最終的な事業者側管理範囲は、応募者が提案した範囲であるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、応募者が提案した範囲外であっても、既設の撤去工事がある場合、撤去工事終了までは事業者側管理範囲で、それ以後は横浜市様の管理範囲となるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
142	管理範囲	3	第1	1	(8)		事業者側管理範囲を(参考)管理範囲から縮小した場合、低評価点となりますか。	(質問No.139参照)
143	管理範囲	3	第1	1	(8)		事業者側管理範囲について「参考図であり、確定したものではない。最終的な事業者側管理範囲は応募者の提案に基づき、新設対象施設の配置計画との関係により決定される」との記載がありますが、提案した範囲がそのまま認められると考えてよいでしょうか。(協議の結果、提案管理範囲より広がる場合、緑地率に影響し、20%以上の緑地率確保が困難となる場合がある。)	「新設対象施設の配置計画との関係」とは、合理的かつ必要最小限度の管理範囲についての提案を認めるものです。
144	管理範囲	3	第1	1	(8)		最終的な事業者管理範囲は応募者提案に基づき新設施設配置計画との関係により決定されるとありますが、土壌汚染調査対象範囲を考える際に管理範囲は暫定的に要求水準書の別紙6と考えるのか、あるいは提案する管理範囲について考えればよいのか、ご教示ください。	提案する管理範囲として下さい。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
145	管理範囲	3	第1	1	(8)			施設の配置計画次第で別紙6の事業者管理範囲(参考)を減じた場合、減じた範囲は市側管理になるという理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
146	第三者委託	4	第1	2	(2)			……その業務を行う者については構成員又はSPCの直営人員とする。とありますが、SPC構成員会社の従事者又はSPCへの出向者(雇用者)と理解してよろしいでしょうか？御教示下さい。	受託水道業務技術管理者については、SPC内部に専任として配置させる必要があります。第三者委託の業務を担う者については、構成員又はSPCとし、第三者委託を受託する構成員の在籍者であればSPCに出向しなくても構いません。
147	第三者委託	4	第1	2	(2)			「特別目的会社内部に受託水道業務技術管理者を1名専任として配置」とありますが、「内部」に「専任」とは、SPCに在籍する従業員として配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	構成員のみである第三者委託	5	第1	2	(2)			第三者委託の業務を行う者については構成員又はSPCの直営人員となっていますが、構成員であれば、SPCに出向させなくても、SPCとの業務委託契約で第三者委託と見なすものと考えて良いですか。	(質問No. 146参照)
149	基本統計量	6	第1	3	(2)			青山沈殿地出口の流出濁度の実績表が添付されています。原水濁度が30度を越えた頻度(回数)が8年間で1000回弱と読み取れます。その場合の最大値と最長時間等の傾向をお示し願います。また、本浄水場が供用開始して100年以上が経過し、そのデータの10%未満が提示され基本統計値として示されています。よって、基本統計値が事業期間において逸脱した場合は協議いただけたらと考えていますが如何でしょうか。	前段の高濁度データについては、維持管理期間の原水濁度は最大30度までに市で抑制しますので、希望者に貸与した参考資料をご参照ください。 なお、貸与した参考資料のうちの2か年の水質データ(時間データ)については、数値データを貸与します。 後段については、統計上の異常値となったら協議させていただきます。
150	前提条件	6	第1	3	(2)			大雨等により、道志川上流の道志ダムからの放流量が増加した場合、一時的に原水中の藻類が増加する可能性があると思料しますが、そのときの藻類のデータがあれば開示願います。	藻類のデータはありません。
151	前提条件	6	第1	3	(2)			「30度以下の原水濁度において171,070m ³ /日の生産水量を常時確保する」の「常時確保」とは、24時間365日20年間確保することが要求水準であると考えます。	ご理解のとおりです。
152	原水水質	7	第1	3	(2)			表3-1の平均値(濁度)は2.78に、別紙3-1の平均濁度は3.3になっています。固形物発生量などの計算には2.78を用いることとしてよろしいですか。	ご指摘のとおり、データ母集団が異なります。固形物発生量の計算については濁度変化があることから事業者の判断に委ねます。但し、様式17と様式53の固形物量については、様式に記載されている数量での計算をお願いします。なお、様式17と様式53は修正があるため、添付資料3、4を用いてください。 (質問No. 510、No. 521参照)
153	原水水質	7	第1	3	(2)			原水濁度や別紙2、3に示された水質項目やデータ以外に測定しているものがあるれば開示して頂けませんか。	過去の水質データについては、横浜市水道局ホームページや、図書館等で公開している水質試験年報をご参照ください。
154	原水水質	7	第1	3	(2)			原水水質把握のため、川井浄水場流入原水を採水、水質分析させて頂きませんか。晴天時、降雨時、青山沈殿池PAC注入時、青山沈殿池粉炭注入時の採水を希望します。	公表した資料を基に提案書の提出を行ってください。
155	基本統計量	7	第1	3	(2)	ア	表3-1	原水濁度のサンプル数(回)から基本統計量が示されています。事業期間に渡って基本統計量が全ての年度で確保されない状態、明らかに逸脱が年度単位で発生した場合基本統計量を見直すなどの協議が行われると想定しますが、如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
156	生産水量の計測	7	第1	3	(3)	ア	表3-2	生産水量171,070m ³ /日以上(新設配水池流入量)とあり、この水量の計測箇所は、業務要求水準書P.27表3-7布設対象管路一覧表 膜ろ過水流入管 1350と考えます。ここに流量計を設置する場合、口径350mmを超えると考えられ、計量法に基づく検定の対象にはならない為、検定証印が付きません。使用する流量計は、検定証印の付かない大口径の流量計を使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、流量計の精度は機械・電気設備標準仕様書(機器編)の第6節計装設備第2項流量計に記す仕様を満足するものとしします。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
157	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア	表3-2	「目標値」とありますが、市よりご指示があるものと考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
158	残留塩素濃度目標値について	7	第1	3	(3)	ア		浄水水質の配水池出口残留塩素濃度の目標値範囲を示してください。	現状の配水池出口残留塩素濃度の目標値は0.8mg/Lですが、低減化を推進していき、段階的に残留塩素濃度を下げ、維持管理期間の初年度は0.6mg/L程度を目標値として想定していますが、現時点では確定していません。将来的には更なる低減化を考えています。
159	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア		現在、川井浄水場の浄水処理で残留塩素濃度は目標値±0.05mg/Lにするために、制御はどのようにしていますか。	定量ポンプによる計量加圧注入方式を採用しています。前塩素は率制御、中間塩素・後塩素はPID制御です。
160	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア		現在の川井浄水場残留塩素濃度目標値をご教示願います。	前塩素は0.2mg/L、中間塩素は0.5mg/L、後塩素は0.8mg/Lです。
161	水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア		現在、川井浄水場では前塩素、中間塩素、後塩素をしていますが、それぞれの目的をご教示願います。	前塩素は、有機汚染及び細菌対策（痕跡程度）です。中間塩素は、トリハロメタン低減対策です。後塩素は、消毒を目的としています。
162	浄水水質要求水準値	7	第1	3	(3)	ア		浄水水質要求水準値を保証する場所及び水質項目としては膜ろ過水と書かれておりますが、別紙2「浄水水質要求値の表の測定場所から判断して膜ろ過水（水質項目17）及び配水池出口（51項目）を保証する必要があるとも受け取れるのですが、ご教示をお願いします。また、配水池出口（51項目）についても保証する必要があると、配水池は企業団の西長沢、相模原の水道水が常時流入することになっており、ご提示していただいている水質項目51項目を全て保証するのは難しいと考えます。これについてもご教示願います。	前段については、膜ろ過水及び配水池出口での浄水水質を保証する必要があります。後段については、企業団から受水した浄水は浄水水質要求水準値を満足していると考えています。配水池出口での浄水水質が要求水準を満足しない場合で、企業団受水に原因があるときは、事業者は免責されません。なお、配水池には、企業団西長沢系・相模原系の浄水が常時流入するとは限りません。
163	要求する機能	7	第1	3	(3)	ア		浄水水質：配水池出口残留塩素濃度：目標値±0.05mg/Lとありますが、前回公示された要求水準書（P.7）において0.6±0.05mg/Lとなっております。よって、目標値は0.6mg/Lと判断してよろしいのでしょうか？また、季節変動は考慮しないで良いのでしょうか？御教示下さい。	（質問No.158参照） なお、季節変動も考慮します。
164	残留塩素濃度の目標値	7	第1	3	(3)	ア		「表3-2 要求する浄水能力及水質」の配水池出口残留塩素濃度に「目標値」との記載がありますが、「技術提案書」様式Ⅲ-52の応募者が提案する「管理目標値」を意味するとの理解でよろしいのでしょうか。あるいは、貴市から別途、「目標値」が提示されるとの理解でよろしいのでしょうか。	（質問No.158参照） 目標値は横浜市が提示します。
165	配水池残留塩素濃度	7	第1	3	(3)	ア		配水池残留塩素濃度の目標値をお示し下さい。また、過去のデータから塩素要求量の最大値と最小値をお示し下さい。	（質問No.158参照） なお、原水における塩素要求量の18年度データでは、最小0.2mg/L、平均0.24mg/L、最大0.3mg/Lでした。
166	耐震性能について	7	第1	3	(3)	イ		土木構造物の要求耐震性能がレベル2対応、重要度ランクAと規定されています。配水池（様式Ⅲ-23）は当規定を満足する旨が謳われていますが、浄水施設の土木構造物（様式Ⅲ-11）および排水処理施設の土木構造物（様式Ⅲ-18）の要求耐震性能をご提示願います。	土木構造物は全て要求耐震性能がレベル2対応、重要度ランクAとしてください。
167	大規模修繕	7	第1	3	(3)	ウ		予期せぬ理由で事業期間中に大規模修繕の必要が発生した場合は、市と協議のうえ事業者が修繕計画を作成し、PFI事業とは別に事業者が発注されるという理解でよろしいのでしょうか。	ご質問にある「予期せぬ理由」が法令変更等又は不可抗力に該当する場合は、それぞれ入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙3、別紙4の規定に基づき費用負担を行います。それ以外の場合は、帰責者が費用を負担することとします。
168	性能保証の除外要件	7	第1	3	(3)	ウ エ カ		「性能を下回った場合（市の責めに…場合を除く。）」とありますが、「不可抗力」、「法令変更」による場合、事業者は、修繕の実施及び修繕費用の負担を免れるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	構造物の耐用年数	7	第1	3	(3)	ウ エ カ		「事業期間終了後1年以内に構造物、設備、膜ろ過装置が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行う」ということであれば、SPCは事業終了後1年間は存続しなければならないのですか？仮にSPCが存続しなくてもよい場合、どの事業者が費用負担するのでしょうか。	前段については、事業終了後1年以内であっても、横浜市の承諾があればSPCを解散することは可能です。後段については、事業者において適切に費用負担者を選定の上で横浜市の承諾を求めてください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答	
170	事業期間前倒しにおける構造物の耐用年数	7 8	第1	3	(3)	ウ エ	「事業期間終了後1年」とは、第1段階工事を前倒して維持管理開始日を早めた場合は、「維持管理期間終了後1年」ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工事期間の短縮により維持管理開始日が早まった場合は、これに伴い事業期間の終期も早まります。
171	浄水水質の残塩管理	7	第1	3	(3)		企業団から受水した場合の通常の入水方法はどのような運用ですか。また、引き入れた場合に企業団の残塩管理方法として目標値±0.05mg/Lの管理方法についてご教示ください。	前段については、質問No.137をご参照ください。企業団系の一般的な運用として、常時一定量を受水する方法や、一日のうち連続する数時間一定量を受水する方法が考えられます。後段については、配水池出口残留塩素濃度の管理方法は応募者の提案に委ねますので、企業団の管理方法についても応募者が判断してください。なお、企業団が供給する水道用水の遊離残留塩素は、0.6mg/L以上を保持することになっており、1.0mg/Lを超える場合は企業団と横浜市が協議して定めることになっていきます。平成19年度実績における連続自動計測での残留塩素濃度は、相模原系は平均0.76mg/L、日平均最大0.83mg/L、日平均最小0.69mg/Lです。西長沢系は平均0.82mg/L、日平均最大0.96mg/L、日平均最小0.70mg/Lです。
172	配水池出口残留塩素濃度	7	第1	3	(3)		配水池出口残留塩素濃度は目標値±0.05とありますが、企業団水の引き入れ時等の水質条件変化時はどのように考えておられますか。	(質問No.162参照) 企業団の混合比が少ないため、水質条件の変化は少ないと思われます。
173	場内配管の耐用年数	8	第1	3	(3)	ウ	場内配管の耐用年数が40年となっていますが、可動部を持つ弁類に関しては非現実的なので25年以下に短縮して頂けないでしょうか。	耐用年数30年とします。
174	構造物の耐用年数について	8	第1	3	(3)	ウ	表3-4に土木構造物の耐用年数60年は配水池に限定されていますが、浄水施設の土木構造物(様式Ⅲ-11)および排水処理施設の土木構造物(様式Ⅲ-18)については規定しないという解釈でよろしいでしょうか。	現時点では、土木構造物として配水池を想定していますが、その他の特定していない構造物については、地方公営企業法施行規則に定める耐用年数とします。
175	建築構造物の構造	8	第1	3	(3)	ウ	表3-4 構造物の耐用年数において、建築構造物の耐用年数は50年とされておりますが、建築構造物をRC造又はSRC造に限定する趣旨との理解でよろしいでしょうか。また、建築構造物としてS造の採用が可能な場合、鉄骨塗料の種別、塗替え作業等に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	耐用年数の条件を満たす限り、応募者の提案に委ねます。なお、事業期間終了後、残りの耐用年数30年間について、横浜市による費用負担なし(通常の軽微な修繕費は除く。)で耐用年数を保持する提案である必要があります。
176	設備の使用可能期間	8	第1	3	(3)	エ	使用期間25年の設備も事業者自らの費用負担での修繕は事業期間終了後1年と考え、それ以降は市販の費用負担での対応と考えてよろしいでしょうか。	事業終了時に機能能力表を作成していただき、要求する機能を有していることを証明していただけます。これを横浜市が確認した上で、事業期間終了時の検査終了後1年以降の対応については、横浜市の費用負担で行います。
177	設備使用可能期間について	8	第1	3	(3)	エ	設備の使用可能期間について排水処理施設が定義されていませんのでご教示下さい。	25年としてください。
178	原水水質試験	10	第1	3	(4)	図3-1	市の業務として原水水質試験がありますが、その分析項目及び測定回数は別紙3-1、2に示されたものを考えればよろしいですか。	そのように考えています。
179	原水水質試験	10	第1	3	(4)	図3-1	貴市業務範囲の原水水質試験用の採水予定場所を御教示下さい。管路の管理区分を考慮し、別紙5の「No.1バルブの上流側フランジ付近」と考えます。また、原水の採水装置設置、採水業務は貴市範囲と考えます。	前段については、応募者の提案に基づき、横浜市と事業者との協議により決定します。後段については、ご理解のとおりです。
180	業務範囲	10	第1	3	(4)		運転・保全を含む維持管理の業務範囲 事業者の業務 配水管理業務 企業団受水の運転監視・報告とありますが、別紙9-1(P.10)において監視は事業者が行い、異常時は……となっております。運転監視でしょうか監視のみでよろしいのでしょうか。御教示下さい。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙9-1のNo.1~7、No.12~15については監視のみです。
181	審査項目について	11	第1	3	(5)		業務要求水準書(案)質問回答No.129において「その他イメージアップ等に必要となる付帯施設」は加点の方向で検討中と回答頂きましたが、落札者決定基準のP.9別紙2において該当する審査項目をお教え願います。	現時点では、環境への配慮や設計共通事項で評価することを考えています。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
182	適用する仕様書等	11	第1	4		また、仕様書等に定めのないものは市の確認を要する。とありますが、技術提案時において仕様書等に定めがない場合は、応募者の責任による判断となるのでしょうか？御教示下さい。	ご理解のとおりです。	
183	適用する仕様書等	12	第1	4			各仕様書で現時点での版のないものについて適用する版を御教示願います。	工事に関するものは設計時点、維持管理に関するものは協議の上決定します。	
184	適用する仕様書等	12	第1	4			横浜市水道局水道工事標準仕様書にはNCP管（ナイロンコーティング鋼管）が定められていませんが、同等性能を確保するものとして、使用することは可能との理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 182参照)	
185	対象業務の名称と主な内容	13	第2	1	(2)		設計業務に撤去業務が含まれておりますが、P.28～30に定める業務内容は実質的に撤去作業であるため、撤去業務は設計業務ではなく工事業務に含めていただけないでしょうか。	工事業務にも「撤去工事及び仮設工事」が含まれています。	
186	地質データの開示	16	第2	2	(1)	イ	事前調査業務として地質調査や土壌汚染測定を行うこと、との記載がございますが、既存のデータを開示していただくことは可能でしょうか？	地質データについては、横浜市ホームページ環境情報地図「環境View」をご参照ください。 http://www.city.yokohama.jp/kankyo 土壌汚染測定データについては、現在ありません。	
187	土壌汚染測定	16	第2	2	(1)	エ	土壌汚染対策法に基づく対象地域の概況調査により、基準値超過があった場合の詳細調査費用負担についてお伺いします。事業契約書（案）第35条第5項では、詳細調査費用は事業者負担との記載がありますが、詳細調査は土壌汚染のリスクに該当するため横浜市側のリスクと考えますが、いかがでしょうか。	土壌調査費用は事業者とします。土壌汚染が発見された場合は、その処置費用は横浜市が負担します。	
188	管理対象範囲の土壌調査	16	第2	2	(1)	エ	最終処分場が管理対象区域とした場合、土壌調査（事前事後）の必要が生じるといふ解釈でよろしいでしょうか。	最終処分場の調査は不要です。 なお、最終処分場は事業者側管理範囲となります。	
189	土木事務所との協議	16	第2	2	(1)	オ	「排水経路については、土木事務所との協議結果を踏まえた提案を求めるとありますが、協議結果を踏まえたという証明はどのようにしたらよろしいでしょうか？」	提案の内容により、水質、水量、下水道使用料、下水道管口径等諸条件が異なることから、排水処理等については、環境創造局規制指導課にお問合せの上、協議をお願いします。また、協議の結果によっては、環境創造局管路保全課及び土木事務所との協議が必要となります。 なお、協議の際は、事前に相談される担当課にご連絡をしていただけますようお願いいたします。 証明は不要です。	
190	浄水施設設計	18	第2	3	(2)	ア	(7)	膜ろ過装置の設計で、「設計に用いる膜ろ過流束が川井浄水場の原水に対して適切なものであること。」となっておりますが、「適切」とは実際にe-Water実験などで確認した膜ろ過流束を基準に設計することを基本とする、という理解でよろしいでしょうか。	川井浄水場の原水で確認した膜ろ過流束を基準に設計することは、最も適切であると判断します。
191	膜ろ過装置	18	第2	3	(2)	ア	(7)	設計に用いる膜ろ過流束が川井浄水場の原水に対して適切なものであること、と記載されていますが、これを証明するデータの提出等が必要と考えますが如何でしょうか。	ご理解のとおりです。別添資料として提出して下さい。
192	膜ろ過流束	18	第2	3	(2)	ア	(7)	「膜ろ過流束が...適切なもの」とありますが、貴市がお考えになる「適切」の具体的な判断基準、要求水準について、ご教示願います。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
193	膜ろ過装置	18	第2	3	(2)	ア	(7)	業務要求水準書 第1 3 (2) 前提条件では、「171,070m ³ /日の生産水量を常時確保する」とあります。「最大処理水量」を膜ろ過しても、必ずしも「171,070m ³ /日の生産水量」を確保できるわけではないため、要求水準を明確化するために「最大処理水量」を「171,070m ³ /日の生産水量」と読み替えても良いでしょうか。	取水量を172,800m ³ /日として、処理水量が常時171,070m ³ /日以上となる設備を設けてください。
194	膜ろ過装置の要求水準について	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置について規定の中で、浸出基準等の未認定装置については、水道法に定められた施設基準を満足する装置とする旨が記載されておりますが何を以て証明すればよろしいのでしょうか。ご教示下さい。	水道施設の技術的基準を定める省令第1条十七 八による資機材等の材質に関する試験を実施し、その試験結果を添付してください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
195	膜ろ過装置	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	事業者自身の考えで維持管理期間中に膜モジュール交換が必要ないと判断し、運転開始時に水道用膜モジュールJWR C仕様を選定しなかった場合、加点对象の判断は、どうなるのでしょうか。ご教授をお願いいたします。	アタッチメントの交換等の、軽微な改造により汎用性を確保できる提案については、加点を考えています。
196	膜ろ過装置	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜損傷検知が可能なシステムとすること、との記載がありますが、圧力保持試験等に代表される直接法の検査頻度等に関して、ご指定はありますか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねますが、性能評価の対象となります。
197	浄水施設設計	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置の設計で、「膜ろ過の洗浄についてはオンサイト洗浄とし、事業者の責任において設計を行うこと。」となっていますが、費用的、環境負荷的にオフサイト洗浄（持ち帰り洗浄）の方がメリットがある場合においても「オフサイト洗浄」は不可ということになるのでしょうか。	オフサイト洗浄は不可とします。
198	前処理設備	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	前処理設備を設置した場合、当該整備代金はサービスの対価の施設整備費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	設計水位	18	第2	3	(2)	イ		横浜市HPをみると導水管整備をされているように見受けられます。本事業開始時及びそれ以降における上大島接合井から川井浄水場既設着水井までの導水管口径、管延長および圧力管か開渠かについてご教示下さい。	口径1,350mmが約1.85km、口径1,500mmが約17kmで、全区間圧力管です。
200	設計水位	18	第2	3	(2)	イ		業務要求水準書（案）に関する質問問回答書No.220に記載がありますが、より詳細な図面の提示がありましたので再度確認させて下さい。管路の管理区分を考慮し、到達水位は別紙5の「No.1バルブの上流側フランジ付近」における水位と考えます。	ご理解のとおりです。
201	設計水位	18	第2	3	(2)	イ		貴市による設計水位保証として、どのように水位を計測して事業者に提示予定でしょうか。	道志川系導水管が川井浄水場内に入る手前約10mの位置にある既設の空気弁で水圧を計測する予定です。
202	洗浄排水の処分方法	19	第2	3	(3)			試運転調整時及び配水池使用前の洗浄水の処分方法についてご教示ください。	原則としては、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙11に示す水質を満たすことにより、相模湖系導水路に返送することも可能です。ただし、膜モジュールの薬品洗浄廃液に準じる洗浄排水は、相模湖系導水路に返送することは認められないので、他の方法で適切に処理してください。
203	既設配管の移設	19	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	既設の沈澱池、3号配水池から排水池、排泥池への既設排水管がありますが、移設可能でしょうか。	既設浄水場施設の稼動に影響を及ぼさない限り、移設可能です。
204	管理棟の併設案	19	第2	3	(2)	ウ	(エ)	「配水池上部への建設や・・・」とありますが、上部に管理棟を設置した場合、配水池上部を2重スラブにする必要はありますか。	応募者の提案に委ねます。
205	浄水水質	19	第2	3	(2)	エ	(ア)	現在の川井浄水場の浄水処理にて今後危惧する水質項目はありますか。	ジェオスミンとアルミニウムが挙げられます。
206	青山沈殿池における市の対応	19	第2	3	(2)	オ		青山沈殿池において高pH原水に対しpH調整せずPAC注入した場合、凝集不良となりキャリーオーバーすることを懸念していますが、ご意見をお聞かせ願います。	青山沈殿池でPACを注入するのは、降雨による高濁水が流入した時で、原水pHが低下するために凝集不良は発生しません。
207	青山沈澱池における市の対応	19	第2	3	(2)	オ		青山沈澱池では、高濁度時にPACを注入する以外に、業務要求水準書（案）に関する質問問回答書では、臭気発生時には粉末活性炭を注入することですが、高濁度を伴わずに臭気が発生した場合、PACを注入せず、粉末活性炭のみを注入することがあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	青山沈澱池における市の対応	19	第2	3	(2)	オ		事業開始後想定している貴市によるPAC注入条件（濁度、注入率）を御教示下さい。	維持管理期間開始後の青山沈澱池における運転管理は、現状とは異なります。よって、注入条件は今後検討します。
209	青山沈澱池における市の対応	19	第2	3	(2)	オ		貴市によりPAC注入を開始・終了した場合は、速やかに事業者へ報告頂けるものと考えます。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
210	耐震性能について	20	第2	3	(3)	イ		配水池(様式Ⅲ-23)の設計水平震度や耐震設計法が規定されていますが、浄水施設の土木構造物(様式Ⅲ-11)および排水処理施設の土木構造物(様式Ⅲ-18)は「水道施設耐震工法指針・解説」に基づいて適切に評価するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、土木構造物の設計水平震度は、地表面加速度800galとさせていただきます。
211	設計水平震度 (地表面加速度)	20	第2	3	(3)	表3-1	1-8	地表加速度800galの適用は配水池のみと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.210参照)
212	耐震設計法	20	第2	3	(3)	表3-1	1-9	「3次元FEMモデルを用いた静的解析」の実施は、提案時の要求水準でしょうか。落札後の実施でも良いのでしょうか。	落札後、詳細設計を行い構造が確定した時点で計算を行っていただくことを考えています。
213	配水池の鉄筋純被り	20	第2	3	(3)	表3-2	2-5	配水池内面の鉄筋純被り100mm以上は、RC階段、手摺りにも適用する必要がありますか。	応募者の判断に委ねます。
214	温度ひび割れ指数	20	第2	3	(3)	表3-2	2-8	温度ひび割れ発生確率5%は、コンクリート標準示方書(土木学会)による「ひび割れ指数」1.75を目標値に設定して、「温度ひび割れ解析」を実施して確認することが必要でしょうか。	「ひび割れ指数」1.75は横浜市の基準としておりますので必要です。
215	温度ひび割れ指数	20	第2	3	(3)	表3-2	2-8	当該構造物はマスコンクリートであり、温度ひび割れ発生確率5%は通常では設定しない値だと思います。この確率5%の根拠がありましたら、ご教示下さい。また、要求水準を「温度ひび割れの発生を制御すること。」等に変更はできませんでしょうか。	配水池は完全なる水密性を要求しており、これが要求水準となります。そのため、ひび割れ制御に万全を期すことからコンクリート標準仕様書 2007年版 P.181 表12.2.1に示す値の最も安全側の5%値を採用しています。
216	温度ひび割れ指数	20	第2	3	(3)	表3-2	2-8	配水池設計において、コンクリートの温度ひび割れ発生確率5%以下との条件は大変厳しいものと考えます。温度ひび割れ抑制の目的での混和剤、補強材のコンクリートへの混入は可能でしょうか。	可能です。
217	配水池の上部保護	20	第2	3	(3)	表3-2	2-15	配水池の躯体は、「上部保護」となっておりますが、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。コンクリート打ち放しは可能でしょうか。	前段については、応募者の提案に委ねます。後段については、可能です。
218	管廊	20	第2	3	(3)			(2-2) 管廊設置の目的は、流入、流出管のバルブ、流量計を収納するためのものと考えてよろしいですか。これ以外の目的はありますか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、応募者の判断に委ねます。
219	監視廊または監視室	20	第2	3	(3)			(2-3) 監視廊または監視室は、別紙13(No.19,20,21)に示す配管、バルブ類の点検歩廊とその部屋のことですか。別紙13(No.19,20,21)の図面からは、配水池内の水を監視する廊下または監視室ではないと判断しますが。	監視廊及び監視室とは、配水池水面が監視できる施設です。ご理解のとおり別紙13(No.19,20,21)は異なる図面です。
220	設備付帯関係	20	第2	3	(3)			(3-2) クレーンは必ず設置する必要がありますか。この設置目的は、流量計、バルブ類の搬出入用と判断しますが、別紙13配水池参考図No.18のような常設クレーンとは別の方法で搬出入を計画した場合、常設クレーンの設置はしなくていいですか。	応募者の提案に委ねます。
221	配水地設計	21	第2	3	(3)	表3-3		周回道路は原則として配置すること。との記述がありますが、業務要求水準書質問No.418で第一段階終了までに最終処分場の覆土を行うとの回答を頂いています。今回、環状4号線の立坑工事が事業者側管理範囲に組み込まれていることから最終処分場用地が廃止された後一部を周回道路として活用するとした提案は認められるのでしょうか。その場合であっても事業の遂行上問題なく維持管理を行います。また、第2段階終了までには周回道路として確保します。	最終処分場については、跡地利用を緑化としています。よって、最終処分場廃止後の道路築造等については、資源循環局産業廃棄物対策課に確認の上、提案してください。なお、資源循環局産業廃棄物対策課に相談される場合は、事前に廃棄物対策課に連絡していただけますようお願いいたします。
222	ドレーン管	21	第2	3	(3)	表3-4	4-3	業務要求水準書(案)に関する質問回答書では、「連絡箇所は接合井付近の開水路を想定しています。」とありましたが、開水路の整備は横浜市様で行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また接続の際の取り扱い点をご教示願います。	相模湖系導水路(開水路)は既設構造物です。接続は事業者が行ってください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
223	電動バタフライ弁	21	第2	3	(3)	表3-4	4-10	業務要求水準書(案)では「断水を伴わず交換可能とすること」とありましたが、この項目は削除されたと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	バイパスの有無について	21	第2	3	(3)	表3-4	4-10	電動バタフライ弁についてはバイパスは不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	第2 3 (9) イ(わ)に記載しています。
225	電動バタフライ弁	21	第2	3	(3)	表3-4	4-10	断水を伴わず交換可能とする必要はないものとの理解でよろしいでしょうか?	(質問No. 223参照)
226	電磁流量計(流入側)	21	第2	3	(3)	表3-4	4-11	企業団系統にも設置が必要との理解でよろしいでしょうか?	相模原流入管への設置は要求水準です。西長沢流入管への設置は要求水準ではありません。
227	バイパス管	21	第2	3	(3)			配水池流入を2系統化し、それぞれに電磁流量計をつけますが、それぞれにバイパス管をつける必要がありますか。連絡管があれば、バイパス管がなくても電磁流量計の点検、調整は可能です。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙10-4に示すとおり、膜ろ過水・企業団相模原系の配水池流入管及び配水池流出管には、それぞれ電磁流量計の設置が必要です。これらをそれぞれ2系統化することや断水で電磁流量計の点検・更新が可能となる設置状況であれば、バイパス管は必要ありません。
228	配管関係	21	第2	3	(3)			(4-10) 電動バタフライ弁の項目で、要求事項(案)にあった、“また、本バルブは断水を伴わず交換可能とすること。”が削除になっています。(案)では、“本バルブとは膜ろ過水の流入管2箇所及び流出管2箇所の電動バルブのことでしょうか。このバルブを断水を伴わず交換可能とすると、この本バルブの前後に交換用の手動弁とバイパス管を設置するという意味でしょうか。”の質問に対して、回答が“ご理解のとおり”となっていました。今回の要求水準では、前後に交換用の手動弁とバイパス管は必要ないということでしょうか。また、電動バタフライ弁の交換時は、断水を伴ってよいということでしょうか。	(質問No. 223、224参照)
229	電磁流量計	21	第2	3	(3)			(4-11) (4-12) 電磁流量計の点検・更新が可能のようにバイパス管の設置が示されていますが、電磁流量計が2系統または断水せずに取替可能な構造の場合でも、バイパス管は設置しなければならないでしょうか。	(質問No. 227参照)
230	次亜塩素酸ナトリウム注入配管	22	第2	3	(4)	イ	(7)	注入配管の二重化は、浄水処理工程の配管を対象とし、物理洗浄や薬品洗浄で必要な注入配管については必要ないものとの理解でよろしいでしょうか?	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムのみ要求しています。それ以外については応募者の提案に委ねます。
231	薬品設備設計	22	第2	3	(4)			イ、ウ、エにおいて、次亜塩素酸ナトリウムについて定められていますが、他の薬品については、事業者の判断に基づき設計することという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
232	事業者用管理棟計画	22	第2	3	(5)			事業者用管理棟計画を具体的に提示する様式がありませんが、浄水施設計画に含まれると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
233	計算機室	23	第2	3	(5)	イ	(エ) c	”計算機室”内には、設置される機器はサーバやコントローラ類を対象としてると考えますが、よろしいでしょうか。また、その場合”計算機室”は設けずに”中央監視室”を兼用して、それらの機器は中央監視室内に設置するというだけでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、監視操作員が業務する空間に設置する機器設置条件と計算機設置条件が異なる場合は、それぞれの機器の設置条件を満足することとします。
234	自家発室	23	第2	3	(5)	イ		”自家発室”の記載がありませんが、自家発電設備の設置は”自家発室”あるいは”自家発棟”を設けて設置することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	電気室	23	第2	3	(5)	ウ	(エ)	高圧電気室(受変電を含む。)、低圧電気室、計算機室については、必要な機能を果たせば、各々部屋を設ける必要はないものとの理解でよろしいでしょうか?	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
236	薬品洗浄廃液(すすぎ水)	23	第2	3	(6)	イ	(イ)	薬品洗浄の中和したすすぎ水を場内植栽への散水に用いても良いですか。	土壌浸透水と解釈するため、規制指導課と協議が必要です。協議の際は担当課にご連絡をさせていただきますようお願いいたします。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
237	薬品洗浄廃液	23	第2	3	(6)	イ	(イ)	薬品洗浄廃液の下水道放流を認めて頂けるかについて、業務要求水準書(案)に関する質問回答書に従い、土木事務所にお問い合わせした所、下水道放流を認めるかどうかの判断は土木事務所は行っていないとの回答でしたが、SPCは横浜市内の事業場として、関係法令に基づき許可を得ることは可能と考えてよろしいでしょうか?	(質問No. 189参照)
238	物理洗浄排水の返送水	23	第2	3	(6)	イ	(イ)	排水を相模湖系水路に返送する場合の水質の測定頻度をご教示願います。	(質問No. 189参照)
239	排水処理施設設計	23	第2	3	(6)	イ	(エ)	物理洗浄排水の返送水を、相模湖系水路に返送することが可能となっていますが、相模湖系の水位関係をご教授下さい。	「業務要求水準書(案)に関する質問回答書」のNo. 278で回答しましたが、連絡箇所のレベルはTP+81.0m程度を想定しています。
240	排水処理施設設計	23	第2	3	(6)	イ	(オ)	異常な臭気が発生した場合において、事業者責任による化学的な消臭剤等に対処してもよろしいのでしょうか?御教示下さい。	環境創造局規制指導課にお問合せの上、協議をお願いします。 なお、協議の際は、事前に相談される担当課にご連絡をしていただけますようお願いいたします。
241	排水処理施設設計	23	第2	3	(6)	イ		汚泥の処理方式及び汚泥の有効利用を検討するためには、道志川原水中に含まれる濁質(泥分等)の性状、含有成分等の把握が必要不可欠となります。 また、技術提案書様式Ⅲ-58-③の「受入表明書」を入手する上で、有効利用を行う業者から汚泥のサンプルの提供が求められており、貴市青山水源事務所の天日乾燥床の汚泥を入手致したいと考えております。 応募者の申込みにより当該汚泥の入手は可能との理解でよろしいでしょうか。また、入手可能な場合、その方法につきまして、ご教示願います。	平成19年11月に投入した汚泥が天日乾燥床にあるため、事前にご相談いただければ渡すことは可能です。 入手の希望がある場合は、事務局までご連絡ください。
242	汚泥の有効利用	23	第2	3	(6)	エ		汚泥の有効利用は可能な範囲での有効利用でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
243	電気設備設計	23	第2	3	(7)			電力需給契約に関連して、「業務要求水準書(案)に関する質問回答書」(H20.3.31)のNo.322において、フェンス等を用いて明確に区画すると回答頂いておりますが、フェンス等設置工事は本事業範囲となるのでしょうか。	そのように考えています。
244	蓄電設備・太陽光発電設備等	23	第2	3	(7)			蓄電設備や太陽光発電設備等、浄水製造に直接係わらず、要求水準で求められていない設備について、企業が所有・保守管理してエネルギー供給を行う方式があります。この方式は横浜市殿が設備所有する場合に比べ、技術的な鎮撫化を回避できる等のメリットがあります。これらの設備について、事業者の判断により、事業者が所有する方式を採用することは可能でしょうか。	環境への配慮については、業務要求水準書に示していますので、横浜市の所有とする必要があります。そのため、業務要求水準書に示した内容については、提案に含めてください。他方、業務要求水準書で求めている本事業の対象外のものについては、本事業とは別の事業として、通常の契約手続きに則り、事業契約締結後に別途協議をさせていただきます。
245	使用電圧	24	第2	3	(7)	エ	(イ)	使用電圧について、機械・電気設備標準仕様書(機器編)にてコントロールセンタ、動力制御盤の定格使用電圧は200Vと記載されておりますが、あくまで、標準仕様書であり、今回400V電圧を採用することが最適と考えた場合はコントロールセンタ、動力制御盤に400V電圧を使用してもよろしいでしょうか。	定格使用電圧は、200Vとします。ただし、標準仕様が400Vまたは、200Vの使用が不合理である等の場合は400Vとします。
246	自家発電設備の燃料	24	第2	3	(7)	オ	(エ)	10分以上の燃料を保有するとのことですが、定期点検時にこの燃料を使用する必要はあるのでしょうか。また燃料の劣化による交換は必要でしょうか。この費用を見込む必要があるのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。また、費用については事業者の負担とします。
247	コンビネーションスイッチ	24	第2	3	(7)			業務要求水準書(案)(平成20年3月)にて、受変電設備でコンビネーションスイッチの記載がありましたが、業務要求水準書では削除されておりますが、コンビネーションスイッチを使用することは可能ですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
248	電気ケーブル撤去範囲	24	第2	3	(7)	キ	(イ)	本施設内の電気ケーブルを廃止し撤去するとともに、新しいケーブルを布設することとありますが、廃止ケーブルの種類・長さ・区間を御教示下さい。	希望者に貸与した参考資料を参考にしてください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
			第2	3	(8)				
249	計装監視設備	24	第2	3	(8)		「リアルタイムで市に伝送できるようにすること」とありますが、市役所等の遠隔地へ伝送が必要ということでしょうか。遠隔地への伝送が必要な場合は、伝送先すべてをご教授願います。	遠隔地への伝送は必要ありません。伝送先は川井浄水場構内とします。	
250	計装設備設計	24	第2	3	(8)	リアルタイムで市へ伝送できるようにすること。とありますが、伝送手段としては、接点引渡しとして考えてよろしいのでしょうか？御教示下さい。	アナログ信号（4～20mA）と接点信号（無電圧 a 接点）のケーブル直送方式です。	
251	伝送について	24	第2	3	(8)		「連続監視する流量、濁度、残留塩素濃度等については、リアルタイムで市へ伝送できるようにすること」とありますが、取り合い点と伝送方式をご教示下さい。	横浜市との取り合い点は、川井浄水場本館に設置する中継盤とします。また、伝送方式は、アナログ信号（4～20mA）と接点信号（無電圧 a 接点）のケーブル直送方式です。	
252	伝送について	24	第2	3	(8)		青山沈澱池における濁度や雨量等のデータは、事業者の監視制御設備へ伝送して頂くことは可能でしょうか？	事業者の監視制御設備への伝送は予定していませんが、横浜市が設置する情報端末機で確認できます。	
253	計装監視設備	25	第2	3	(8)	イ	(7)	原水流量、膜ろ過水量、配水池流出水量、企業団相模原系流入水量の測定は電磁流量計を用いて行うこと。と指定がありますが、それ以外の流量計測に電磁流量計以外の流量計を使用することは可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
254	水量測定について	25	第2	3	(8)	イ	(7)	原水量等の測定は電磁流量計をご指定ですが、故障時の測定はその限りでないと考えてよろしいですか。	故障を防ぐ手段を求めます。要求水準を達成できない場合はペナルティの対象となります。
255	残留塩素	25	第2	3	(8)	イ	(イ)	新設配水池に受水する企業団側の残留塩素濃度の管理は、市側と考えてよいですか。また、企業団側の残塩目標値は事業者側と同じと考えて良いですか。	（質問No. 256参照）
256	水質計測	25	第2	3	(8)	イ		別紙2 浄水水質要求水準値のNo. 1～No. 51-1までは、膜ろ過水質の基準と理解しておりますが、配水池出口水質において濁度0.1および残塩の目標値±0.05の要求水準値があるため以下の項目を御教示願います。 ①企業団の予定流入水量 ・ 相模原系 ○m ³ /日 ・ 西長沢系 ○m ³ /日 ②企業団からの浄水水質の引き渡し条件 濁度、残塩等要求水準に関わる水質項目	①については、質問No. 137、171をご参照ください。 ②については、企業団が供給する水道用水の水質は、水道法第4条及び水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとしています。また、遊離残留塩素は、0.6mg/L以上を保持することになっており、1.0mg/Lを超える場合は企業団と市が協議して定めることになっています。
257	水質計測	25	第2	3	(8)	イ		企業団（西長沢・相模原）流入水について連続自動計測あるいは定期的な手分析を、横浜市殿にて実施されますでしょうか。	現状は、残留塩素の連続自動計測を行っており、引き続き実施していく予定です。
258	電動弁の設置	26	第2	3	(8)	ウ	(エ)	電動弁は事業者で設置し、市が監視及び制御を行うとなっておりますが、事業者と市との設計・施工責任があいまいとなるため、設置も市で実施すべきではないでしょうか。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」のとおりとします。
259	計装監視設備	26	第2	3	(8)	エ	(イ)	水道局用管理棟2階の計算機室までのケーブルルートが確認できる水道局用管理棟の平衡面図を開示いただけないでしょうか。	貸与します。
260	電動弁の設置、監視、制御	26	第2	3	(8)	エ	(ウ)	No. 1～8の電動弁は、事業者で設置し監視制御を行うこととありますが、別紙9-1で企業団流入量は、企業団側で制御を行うことになっています。事業者側で行う監視制御の内容をご教示ください。	企業団受水のバルブ操作等によって行う実務上の水量調整は、原則として企業団が行います。ただし、場合によっては事業者側管理範囲内にあるバルブ操作を指示することがあります。 また、企業団の受水地点より下流側であるNo. 1～8の電動弁での制御（場外施設のポンプ点検に伴う企業団系への切替、新設配水池清掃時の切替、災害・事故時の対応など）は、事業者に行っていただきます。 なお、監視については、業務要求水準書第2-7(1)イ(イ)をご参照ください。
261	計装監視設備	26	第2	3	(8)	エ	(エ)	事業者で設置し、市側が管理を行うNo. 9～15の電動弁は、ケーブル布設も市側となっています。電源、制御回路等は水道局用管理棟に市側で用意されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	ケーブルの取り合い点	26	第2	3	(8)	エ		「信号用のケーブルの布設については市が行う」とありますが、取り合い点は電動開閉器の端子台との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、弁本体に取り付けた電動開閉機の端子台です。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
263	中継変換器盤への信号出力	26	第2	3	(8)	エ	(イ)	中継変換器盤までの配線ルートの参考となる既設図面を開示して下さい。(中継変換器盤の位置図、既設ケーブルダクト図等)	貸与します。
264	場内配管仕様 バイパス弁	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	「管径400mm以上の弁はバタフライ弁とし、バイパス弁を設置すること」とありますが、弁体にバイパス弁と同じ面積を持つ充水孔を設けたバタフライ弁にて機能を満たすと考えます。これによりバイパス弁を省いてよろしいでしょうか。	バイパス弁の設置が望ましいですが、副弁内蔵型バタフライ弁等の同等機能を有するバルブも認めます。
265	場内配管仕様 耐震性について	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	導水及び送配水管に耐震性が求められております。これらの管路中の弁類に関しても同様の耐震性が求められると理解してよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
266	場内配管仕様 弁室について	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	埋設部では弁室が要求されておりますが、耐震継ぎ手付き弁類にて管路と一体化する事で、弁本体は直埋設とし、駆動部のみの弁室としてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
267	場内配管仕様	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	横浜市様の指示がある場合は、バイパス弁は必要としないとの理解でよろしいでしょうか？	要求水準どおりです。
268	送配水管の定義	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	「送配水管の管天高はTP+82.25m以下とすること」の明示がありますが、送配水管に定義される管路は表3-7のうちどれでしょうか。「別紙10-5 場内配管計画図：場内配管接続予定位置図」で示される各管の連絡部にはTP+82.25m以上の場所も含まれますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	前段については、新設配水池流出管①、新設配水池流出管②、環状4号連絡管、鶴ヶ峰幹線連絡管、三保幹線連絡管、恩田幹線連絡管、4号配水池流入管、都岡幹線連絡管、工業用水連絡管です。後段については、前段で回答した管路の連絡部は、TP+82.25m以下であると考えます。
269	送配水管の定義	27	第2	3	(9)	イ	(ロ)	「送配水管の管天高はTP+82.25m以下とすること」の明示がありますが、ドレーン管返送管およびオーバーフロー管返送管等の浄水工程上必要な施設を結ぶ配管（排水処理施設周辺の返送管）なども含まれるのでしょうか。	(質問No.268参照) その他の管路については、必要なレベルを確保してください。
270	場内整備	30	第2	3	(10)	ウ	(ア)	場内整備について「発生土で埋め戻し」の明記がありますが、「本事業の工事で発生する発生土または横浜市環境創造局広域利用事業建設発生土搬入手続きで規定される発生土」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	最終処分場の跡地利用	28	第2	3	(10)	エ	(ア)	最終処分場の廃止届け提出後の跡地利用計画があればご教示ください。事業者管理区域としなかった場合、当該場所へのアクセスルートの確保は必要でしょうか。	前段については、緑化を行います。後段については、事業者側管理範囲となります。
272	最終処分場の整備	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	入札説明書第2 10ではその他必要な附帯施設新設は第2段階となっています。覆土・緑化は第2段階とさせていただきます。	第1段階で覆土・緑化を実施することは要求水準です。
273	最終処分場の覆土	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	「最終処分場の整備」について「本事業の工事で発生する発生土または横浜市環境創造局広域利用事業建設発生土搬入手続きで規定される発生土」を用いることになっていますが、後段は同規定を満たす場合（他工事）からの搬入土と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
274	最終処分場への発生土の覆土	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	覆土量を6,800㎡程度とした理由をご教示願います。	最終処分場を廃止するためです。
275	最終処分場の整備について	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	……覆土し緑化すること。とありますが、事業期間において緑化維持等業務は事業者が行うのでしょうか？御教示下さい。	事業者に実施していただきます。
276	附帯施設設計	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	6,800㎡程度まで覆土しとありますが、前回の3,000㎡から大きく変更になっています。この理由は何ですか。また、仕上がり高（標高）はいくつを想定していますか。	前段は、質問No.274をご参照ください。後段は、現行計画高は84.7m～85.2mです。なお、最終処分場を廃止するにあたり、産廃埋立容量の変更（縮小）を予定していることから、これに伴う計画高の変更も生じる予定です。
277	最終処分場の覆土	28	第2	3	(10)	エ	(イ)	発生土または横浜市の建設発生土で覆土することになっていますが、横浜市の発生土の搬入量や搬入時期は、事業者で決定できる、と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
278	雨水排水の接続先	28	第2	3	(10)	カ	雨水排水の接続先は、600HPに限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定後、土木事務所と協議の上決定してください。	
279	撤去設計	28	第2	3	(10)	キ	「地下1までの施設を対象として撤去を行うこと」について、地下1mとは現在の地盤面(G.L)から1mとのことですが、計画G.Lが既存G.Lより1m以上高い場合は、構造物の残置は認められますか。	ご理解のとおりです。本記載は、事業終了後に配管の更新等が必要となった場合に利用可能な空間を確保しておくことを目的としています。	
280	最終処分場への投入	28	第2	3	(10)		最終処分場に6,800㎡程度まで覆土することになっていますが、一時的にそれを上回っても良いですか?	資源循環局産業廃棄物対策課と協議をお願いします。 なお、資源循環局産業廃棄物対策課に相談される場合は、事前に廃棄物対策課に連絡していただけますようお願いいたします。	
281	付帯施設の見積	28	第2	3	(10)		付帯施設の施工は、標準工期では5年後になりますが、施設整備費の見積額が、事業契約別紙6の「物価変動によるサービス対価の変更」に対応した場合は、施設整備費の見直しが適用されるという理解でよろしいでしょうか。	施設整備費の物価変動による施設整備費の変更は、事業契約書(案)別紙6 1(1)に基づき行います。	
282	撤去対象施設	29	第2	3	(11)	ア	(サ)	その他不要な付帯施設の撤去設計を行うために、必要な資料を御提示願います。	貸与します。
283	撤去設計	29	第2	3	(11)	ア	(サ)	撤去対象施設として「その他不要な付帯施設(事業者側管理範囲における舗装、排水路等)」の明示がありますが、水道局側管理範囲内における撤去対象施設周辺の近接する舗装、排水路等については撤去工事後に復旧する必要がありますか。	そのように考えています。
284	撤去対象施設	29	第2	3	(11)	ア		業務要求水準書(案)に関する質問回答書No.113等で水質管理棟は貴局で移設されることですが、いつごろの予定でしょうか。現水質管理棟跡地利用を考えており、よりよい提案をするために、第1段階終了時移設完了か、第2段階早々の移設を希望します。	(質問No.134参照)
285	構造物の撤去	29	第2	3	(11)	キ		撤去対象物のうち、基礎構造が杭基礎である物は、着水井・混和池のみと考えてよろしいでしょうか。	排水池、排泥池も杭基礎です。
286	構造物撤去後の埋め戻し	30	第2	3	(11)	ク		構造物の撤去後の埋め戻しについて「横浜市環境創造局広域利用事業建設発生土搬入手続きで規定される発生土」を用いることになっていますが、同規定を満たせば他工事からの搬入も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	構造物撤去後の埋め戻し	30	第2	3	(11)	ク		構造物の撤去後の埋め戻しについて流動化処理土の使用は可能でしょうか。また、場内配管の撤去後など転圧締め固めが困難な箇所に適用できるでしょうか。	前段、後段とも、そのように考えています。
288	構造物撤去後の埋め戻し	30	第2	3	(11)	ク		発生土が覆土及び埋戻しに不適格(含水比など土質)な場合は、設計変更の対象となるでしょうか。	不適格な内容については、協議になりますが、再利用可能として提案書を作成してください。
289	撤去後の埋め戻し	30	第2	3	(11)	ク		撤去後の埋め戻しについて転圧締め固めの基準に指定はありますか。	指定はありませんが、陥没や沈下等の問題が生じた場合は事業者の責任で復旧していただきます。
290	緑地面積について	30	第2	3	(13)	エ		緑地面積の確保にあたっての管理対象面積は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	緑地面積	30	第2	3	(13)	エ		場内の緑地面積について、緑化施設整備計画認定制度に準じて、事業者用管理棟の屋上を緑化した面積を、緑地面積に算入してもよろしいでしょうか。(ホームページを見ましたが、数値の裏付け確認できませんでしたので、再度質問します)	緑化率については、緑の環境をつくり育てる条例に基づいてください。 また、緑化可能な余地が、敷地内に設けられない場合は、屋上緑化を含む特殊緑化を使用できる最大割合として、緑化面積の50%とされています。 なお、緑化に関する協議等については、環境創造局開発調整課が窓口となります。
292	緑地面積	30	第2	3	(13)	エ		場内の緑地面積について、屋上緑化した部分の取扱については、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づくものと考えてよろしいでしょうか。(ホームページを見ましたが、数値の裏付け確認できませんでしたので、再度質問します)	(質問No.291参照)

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
293	最終処分場の緑化面積	30	第2	3	(13)	エ		「最終処分場（新設施設が建設できない場所）」の緑化面積を20%に含めることが出来る記載がありますが その場合、最終処分場も事業者管理対象区域に含まれるとの解釈でよろしいですか。	最終処分場は、事業者管理対象範囲となります。
294	その他必要な附帯施設	31	第2	4	(1)			図4-1の中で、第2段階新設として、その他必要な附帯施設とありますが、具体的に何れの施設を指すのかご教示ください。	舗装、フェンス、内扉、植栽などを想定していますが、それ以外は要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
295	工事工程	31	第2	4	(1)	図4-1		第1段階の新設工事について 既設撤去の完了にかかわらず新設工事が進められる場所、工種があれば着手してよろしいでしょうか。または撤去工事が全て完了しないと新設工事には着手できないのでしょうか。	撤去工事が全て完了していかなくとも新設工事を進めていただいて構いません。
296	工事工程	31	第2	4	(1)	図4-1		第1段階新設工事には附帯施設が記載されておりませんが、第2段階新設工事に「その他必要な附帯施設」の記載があります。附帯施設の工事時期についてどのように解釈すればよろしいでしょうか。	第1段階工事期間においても、附帯施設の施工は可能です。
297	施工時制約条件	32	第2	4	(2)	イ		水道局側管理対象区域内の工事（解体、新設）について 制約を受ける施工条件（工事場所区分・施工時間・使用機械・車両搬出入など）があればご教示ください。	施設を運営しながらの工事を前提として、応募者の提案に委ねます。
298	撤去工事における既設管理棟への影響	32	第2	4	(2)	イ		第2段階以後、市側管理範囲での市の業務内容についてご教示ください。（急速ろ過池、3号配水池撤去時に近接する事務所に対して、防護処置（騒音・振動）等を施す必要がありますか。）	前段については、市側管理範囲内での維持管理業務及び局内組織としての川井浄水場での所管業務を行います。後段については、上記の状況を踏まえた応募者の提案に委ねます。
299	試運転時の排水先	32	第2	4	(2)	オ		工事第一段階の最後に新設浄水設備の試運転を行うこととなりますが、この期間は既設浄水設備が浄水処理運転中です。新設浄水設備の試運転中の浄水（処理水）は、相模川水系もしくは既設排水池に返送すると考えてよろしいでしょうか。	施設を運営しながらの工事を前提として、応募者の提案に委ねます。
300	工事車両の搬出入	32	第2	4	(2)	キ		工事車両の搬出入に関して留意する事項はありますか。（事前にリストを提出する等）	事業者が設置する出入口からの工事車両の搬出入に関しては、条件はありません。
301	工事監理者	33	第2	5	(2)	イ	(ア)	「各工事」とはP.33第2 5 (1) のア～コの工事を指すのでしょうか。それとも、入札説明書P.8 第3 3 (2) イ(ウ) a 記載の土木・建築・機械・電気・水道の各建設工事を指すのでしょうか。なお、いずれの場合でも、条件を満たしていれば各工事毎に専任でなく、兼務も可能と考えます（業務要求水準書（案）に関する質問回答書No.482等）。	「各工事」とは、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2 5 (1) ア～コの工事を指します。後段については、要求水準を満たす限り、兼任も認めます。
302	家屋調査	35	第2	6	(2)	ア	(ウ)	ここに示されています家屋調査の内容は、一般に行われる道路騒音・振動に係る調査と理解しておりますが、他に特別意図された目的もしくは内容がありますでしょうか。	そのように考えています。また、他に特別意図した目的はありません。
303	周辺影響調査	35	第2	6	(1)	ア		周辺影響調査は（1）本業務の内容においてイ電波障害調査ならびにウ生活環境影響調査と並列で項目立てされていますが、（2）の留意事項からも電波障害調査ならびに生活環境影響調査の実施項目以外には具体的内容が読み取れません。周辺影響調査とは、具体的にどのような調査をイメージされているのでしょうか。	騒音、震動、車両動線の確認をする上での車両交通調査等を想定しています。
304	生活環境影響調査	35	第2	6	(1)	ウ		浄水場の建設（新設、再整備とも）に対しては市条例または県条例においても環境影響調査を義務付けておりませんが、ここでいう生活環境影響調査とは廃掃法に定める生活環境影響調査に準じた考え方に基づくものという理解でよろしいでしょうか。	提案の内容に応じた生活環境影響調査を実施してください。
305	周辺影響調査・電波障害等対策業務	35	第2	6	(2)	ア		周辺影響調査、電波障害調査、生活環境影響調査に該当する項目で 浄水場に対して過去に近隣からの苦情申し入れの実績があれば、概要（項目、大まかな場所）についてご教示ください。	過去の情報は正確につかんでいませんが、近年は特に近隣からの苦情はありません。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
306	水量管理	36	第2	7	(1)	ア	(7)	「最大浄水量までの水量に対し、市の指示に応じた浄水量を生産」とあり、別紙9-1の「道志川系着水量」の制御が事業者側であることから、流入量の調整は事業者側で行うのですか。(3/31回答書No.502 水量調整は水道局が行いますと記載有り)	平成20年3月31日付、業務要求水準書(案)に関する質問回答書の質問No.502に記載のある「水量調整」とは、引渡し地点における原水濁度30度を保つために、横浜市が青山沈澱池で流量を調整するものです。
307	浄水量の生産	36	第2	7	(1)	ア	(7)	「市の指示に応じた浄水量を生産」とありますが、貴市が生産水量の減量を指示される場合、減水量に合わせて原水着水量も減水される(青山水源事務所に流出量を減少させる)との理解でよろしいでしょうか。	横浜市が原水引渡し水量を減水させます。
308	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(7)	「実施方針に関する質問回答書」No.60において、事業者が廃棄物処理業の許可を取得する必要があるか否かにつきまして、ご検討中と回答されております。排水処理施設の運転による汚泥の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項1号の自ら処理に該当するか否かにつきまして、ご検討結果をご教示願います。	事業者が浄水した後、発生した汚泥を自ら処理する場合については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の業の許可は必要ありません。なお、第15条の設置の許可は必要となりますので、資源循環局産業廃棄物対策課にて、協議をお願いします。協議の際は、事前に相談される担当課にご連絡をしていただけますようお願いいたします。
309	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(7)	本事業において、事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.308参照)
310	新設配水池の運転管理	36	第2	7	(1)	イ	(7)	新設配水池の水運用で、企業側からは一定受水ですか。また、受水する水量の時間、日量、月量変動等をご教示ください。	(質問No.137、No.171参照)
311	新設配水池の運転管理	36	第2	7	(1)	イ	(7)	新設配水池の運転管理を行う上で、各系統の配水量の時間、日量、月量変動等をご教示ください。直圧系の市内配水の配水量など新設配水池の予想配水量をご教示ください。	(質問No.137参照)
312	水量管理	36	第2	7	(1)	イ	(7)	「水量管理は市が行う」旨は、要求水準書2ページ 第1-1(5)キの記述と矛盾しておりますが、市が管理すると考えてよろしいでしょうか。	運転及び監視については、横浜市の指示のもと事業者が行うことを考えています。
313	水量管理に関する市のマニュアル	36	第2	7	(1)	イ	(7)	水量管理について、マニュアルを御提示頂くことになっておりますが、どの時点で御提示いただけるのでしょうか。	事業契約締結後に提示しますが、時期については今後検討します。
314	場外施設の監視	36	第2	7	(1)	イ	(4)	場外系施設の監視業務で24時間の連続監視を行うこととなっておりますが、事前予測による警報等で対応することによいのですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
315	水量管理	36	第2	7	(1)	イ	(4)	……市が設置する情報端末機を用いて監視を行うこと。とありますが、モニター監視となるのでしょうか？接点で頂いたデータを新設CRT等に取込む事ができるのでしょうか？御教示下さい。	モニター監視となります。
316	運転管理業務	36	第2	7	(1)			……市の他の水道施設も有機的に連動していることから、とありますが、連動している施設フロー図等を開示頂けますでしょうか？別紙9-2に示された範囲と理解してよろしいでしょうか？御教示下さい。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙9-2などを参考に、応募者で判断してください。
317	市民からの電話対応	36	第2	7				運転管理業務の中には、市民からの電話対応も含まれるのでしょうか？	市民からの電話への直接の対応はないものと考えています。
318	運転管理業務	36	第2	7	(1)			業務要求水準書(案)に関する質問回答書No.499で道志川系統システムの情報開示を求めているのに対し、運転員の研修用として提供するとありますが、今回提供頂けないでしょうか。現状では場内外制御・監視系統に関する納入業者のみが知り得る情報となっております。	事業契約締結後に提示します。提示する具体的な時期については今後検討します。事業者の選定に当たっては、内外制御・監視系統に関する納入業者が有利にならないように配慮します。
319	膜ろ過装置を含む浄水施設の運転管理	36	第2	7	(1)			業務要求水準書(案)に関する質問回答書No.502で、最大生産水量未満で浄水する場合、原水量の調整は貴局にて実施頂けるとのことですが、具体的には別紙9-2の連絡抗切り欠きバルブにて、相模湖系に放流すると考えて良いでしょうか。	ケースの一つとして、その方法も想定しています。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
320	有資格者	37	第2	7	(2)	ア	受託水道業務技術管理者及び水道施設管理技士1級取得者は、必ずしも現場常駐勤務することは要しませんと回答書(3月31日付、541項)でありましたが、水道施設管理技士1級取得者は、現場に常駐ですか。	常駐の場合は、24時間となりますが、水道浄水施設管理技士1級取得者は、常勤していただきます。
321	有資格者	37	第2	7	(2)	ア	資格者の勤務形態で、「専任で配置」と「常勤」の2種類がありますが、具体的な勤務体制をご教示ください。	「専任で配置」とは、本事業のみに従事することを意味し、「常勤」については応募者が提案する労働時間を本事業の勤務地で勤務することを意味します。
322	有資格者	37	第2	7	(2)	ア	S P C在籍する受託水道業務技術管理者は、運転維持管理の現場責任者を兼務できると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
323	受託水道業務技術管理者の資格	37	第2	7	(2)	ア	受託水道業務技術管理者は水道技術管理者たる資格を有している者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	IS09001及び14001	37	第2	7	(2)	エ	I S Oは新設対象施設の稼動後1年以内に取得し、事業期間に渡り維持することとなっております。業務要求水準書(案)に関する質問回答書No.556で施設整備業務も一体として認証登録するよう記載されていますが、既に施設整備が終了、施設整備業務は第2段階の撤去工事のみとなっております。I S Oは「浄水場施設維持管理業務」の認証登録にしたいと考えますが、良いですか。	運転管理業務について取得することを考えています。
325	試運転調整期間中における配水計画	37	第2	7	(2)	カ	「運転管理業務」は「維持管理期間」における業務と思料致します。本規定は、「工事業務」に区分されるとの理解でよろしいでしょうか。	試運転調整期間中における排水計画については、工事業務で行うことを考えています。
326	受託水道業務技術管理者の配置	37					“受託水道業務技術管理者”は、水道法施行令第6条に記載のある業務経験を満たすことにより、要求水準を満足すると考えてよろしいでしょうか。あるいは、日本水道協会が主催する講習会において、『修了証』を有した者でなければならないのでしょうか。	前段、後段ともに資格を有していると判断します。
327	設計書	38	第2	8	(1)	ア	「設計書に定められた……」とありますが、設計書とは何を指しているのでしょうか。	提案される設計図書を示します。
328	各種設備の点検管理	38	第2	8	(1)	イ	「機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと」とありますが、これは事業者が提案した長期修繕計画に基づき、予防保全の観点から事業者が判断して、必要な補修や修繕、更新を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	本業務の実施に当たっての留意事項	38	第2	8	(2)	オ	点検・修繕の頻度・内容は、現在、本施設で行われている頻度・内容と同程度とする。とありますが、どの程度までが許容値でしょうか。御教示下さい。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙14に示す周期以内であれば問題ないと判断します。
330	更新について	38	第2	8	(2)	コ	更新する設備について、将来的な技術革新を考慮した仕様とすることが求められています。今回提案時のコスト算出の考え方を御教示下さい。	応募者の提案に委ねます。
331	原水水質の測定	40	第2	9	(1)	ア	原水水質検査について、事業者が行う浄水処理に必要な項目について連続測定を行うもの他は、横浜市水道局様が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	膜ろ過水濁度の測定	40	第2	9	(1)	イ	膜ろ過水濁度の測定について、要求水準値は0.01度以下となっていることから、定量下限値が0.01以下である、別紙14-13に示すレーザー濁度計、若しくは同等の定量下限値を持つ濁度計にて測定することの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	水質管理業務	40	第2	9	(2)	ア	膜ろ過水については1日1回2Lを採水し、14日間にわたり冷蔵保存を行うこと。とありますが、上記(1)本業務内容イに記載されていると同様に膜ろ過装置ユニットごとに採水するのでしょうか。御教示下さい。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねますが、最低限1カ所以上の冷蔵保存は必要です。
334	水質検査計画	40	第2	9	(2)	イ	水質検査は、法定で定められた検査項目及び検査回数を水道法20条の規定に基づき登録を受けた水質検査機関で行うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
335	災害・事故対策業務	41	第2	10	(2)	ア	上流側施設(市側管理範囲)で事故が発生した場合において……体制を確保すること。とは、維持管理項目として、入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集 様式IV-8A 災害・事故対策業務費にあたるのでしょうか?御教示下さい。	ご理解のとおりです。
336	施設公開業務	43	第2	12	(2)		「見学者の受入れ人数は120名を見込むこととする」とありますが、120名を超えないよう市が見学者の申込みを調整していただけるという理解でよろしいでしょうか。	現状の実績からみたま安です。横浜市はお客様からの申込みを断りません。
337	保安業務	44	第2	13	(1)	ア	市側管理範囲での工事(場内配管、第2期の撤去工事)時に市側管理範囲での保安業務は発生しますか。	発生すると考えています。
338	保安業務	44	第2	13	(1)	ア	浄水施設等に危害が加えられない様な措置対策を取ることにより、事業者管理範囲の一部に第三者が自由に立ち入れる提案は可能でしょうか。	できません。
339	侵入者監視設備	44	第2	13	(2)	ウ	「ITVカメラなど侵入者監視設備を設置し、24時間監視が可能にすること。」とありますが、市殿側の現状の監視設備と連携する必要があるのでしょうか。連携が必要な場合、市殿側の侵入者監視設備の仕様をご教授ください。	連携は必要ありません。
340	保安業務	44	第2	13	(2)	エ	現状の周回点検状況を御教示下さい。	最低1日2回巡回しています。
341	保安業務	44	第2	13	(2)	エ	業務要求水準書(案)に関する質問回答書No.633で「警備員による巡回」とありますが、「専門の警備員」が要求水準でしょうか。それとも「運転員との兼務」でも良いでしょうか。	特に規定はありません。要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
342	本業務の実施に当たっての留意事項	45	第2	14	(2)	オ	月1回以上の頻度で清掃を行うこと。とありますが、全施設を行うのでしょうか?御教示下さい。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
343	S P Cの存続期間	46	第2	15	(1)	ア	なお書きに「事業期間終了後1年以内に……事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、S P Cは事業契約終了後、最低1年間は存続させる必要があるという理解でよろしいでしょうか?	(質問No.169参照)
344	事業終了時の引継ぎ	46	第2	15	(1)	ア	「水道施設機能診断の手引き」中の「3.2個別機能診断」を実施し、要求する機能を有していても、「事業期間終了後1年以内に新設対象施設が本業務要求水準書に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行う」ということであれば、S P Cは事業終了後1年間は存続しなければならないのでしょうか。仮にS P Cが存続しなくてもよい場合、どの事業者が費用負担するのでしょうか。	(質問No.169参照)
345	審査項目について	70					III-44の既存施設と新設施設の関連計画については既存施設の運用に支障をしない様に仮設道路・仮囲等の仮設計画と解釈してよろしいでしょうか。	仮設計画以外に試運転計画や切替時の配慮事項等も含まれます。
346	過去8年間における原水濁度データ	1	別紙	1			濁度30を超えた年月日および原因を御開示頂けませんか?(例:前日大雨等)	(質問No.149参照)
347	浄水水質要求水準値	2	別紙	2			色度の要求水準値が1度以下となっていますが、有効数字1桁という理解でよろしいでしょうか?	1.0以下を求めています。
348	浄水水質要求水準値	2	別紙	2			“測定限界”とありますが、言葉の定義をご教示願います。この値まで測定することが可能な水質検査機器を使用することでしょうか。一般的には要求水準値の十分の一程度の測定が可能であれば、十分と考えます。	その数値を測定できる試験方法から定めています。そのため、測定限界を計測できる機器の使用を求めます。
349	要求水準の判断	2	別紙	2			別表2に記載された要求水準値の合否判断は、表右に記載された最低測定回数及び試験方法に示された手法により測定されたもののみと考えてよろしいでしょうか。事業者側が水質管理上必要と判断して設置した連続式の計器等の値は判断の範囲外と考えてよいでしょうか。	前段により、要求水準を満たしていることを確認します。後段についても、食品を扱っていることを自覚し要求水準を満たしていただきます。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
350	原水水質参考値	3	別紙	3			原水水質参考値について、色度が最大14度となっていますが、このときの他の49項目の水質もご提示頂けないでしょうか？また、このときの色度の原因物質がわかりましたらご教示下さい。	原水水質参考値の色度最大14度と濁度最大33度の測定日は同一であります。このときの測定項目は、測定頻度の関係で全項目はありません。 測定した水質項目は、以下のとおりです。 一般細菌5,600個/mL、大腸菌330個/100mL、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1.18mg/L、アルミニウム及びその化合物1.9mg/L、鉄及びその化合物1.0mg/L、マンガン及びその化合物0.041mg/L、塩化物イオン2.0mg/L、カルシウム、マグネシウム等（硬度）25mg/L、有機物（TOC）1.7mg/L、pH値7.85
351	原水水質参考値	3	別紙	3			原水水質参考値について、濁度が最大33度となっていますが、このときの他の49項目の水質もご提示頂けないでしょうか？また、このときの濁度の原因物質がわかりましたらご教示下さい。	(質問No. 350参照)
352	原水水質引渡し条件 (1/2)	3	別紙	3	—	1	引渡し水質条件の中には、MF、UF膜単独では要求水準値を達成できない項目がありますが、膜ろ過+その他設備（前処理、後処理等）で要求水準値を達成するものとします。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
353	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	その他 自主項目	10	塩素要求量が空欄となっておりますが、提案に必要ですので、ご開示していただけないでしょうか。	18年度のデータでは、最小0.2mg/L、平均0.24mg/L、最大0.3mg/Lでした。
354	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目	2	ウラン及びその化合物の最大は、0mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、ウラン及びその化合物の最大は、0.00001mg/Lに訂正します。
355	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目	3	ニッケル及びその化合物の最大は、0mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、ニッケル及びその化合物の最大は、0.01mg/Lに訂正します。
356	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目	4	亜硝酸態窒素の最大は、0.0005mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、亜硝酸態窒素の最大は、0.008mg/Lに訂正します。
357	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目	12	農薬類の最大は、0mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、農薬類の最大は、0.008に訂正します。
358	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目	15	臭気強度（TON）の最小、平均、最大は、それぞれ0、0.0、0で間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、臭気強度（TON）の最小、平均、最大は、それぞれ、0、1.8、4に訂正します。
359	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	水質管理目標設定項目		アンチモン及びその他の化合物の最大は、370mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、アンチモン及びその他の化合物の最大は、0.0004mg/Lに訂正します。
360	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	要検討項目	2	バリウムの最大は、0.002mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、バリウムの最大は、0.02mg/Lに訂正します。
361	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	要検討項目	4	モリブデンの最小、平均、最大は、それぞれ0.01、0.160333333、1.5mg/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、モリブデンの最小、平均、最大は、それぞれ0.00004未満、0.00023、0.00058mg/Lに訂正します。
362	原水水質引渡し条件	4	別紙	3	要検討項目	9	ダイオキシン類の最小、平均、最大は、それぞれ7.11、8.01、8.86pg-TEQ/Lで間違いないでしょうか。	本質問回答書の添付資料5に示すとおり、ダイオキシン類の最小、平均、最大は、それぞれ0.004、0.033、0.170pg-TEQ/Lに訂正します。
363	水道法第20条に基づく水質検査	5	別紙	4			水道法第20条に基づく水質検査が市（水道事業者）の業務範囲になっていますが、業務要求水準書P.10の図3-1では市が指示する浄水水質試験は事業者の業務になっています。どちらが正と考えたらよろしいでしょうか？	水道法第20条については横浜市の責任として考えていますが、浄水水質の測定についてはアウトソーシングとして事業者が行っていただきます。
364	業務範囲	1	別紙	4			第三者委託における業務範囲において、運転管理業務の中に「企業団受水の受入れ停止措置」とありますが、具体的にどのような業務が発生するのでしょうか。	企業団受水のバルブ操作等によって行う実務上の水量調整は、原則として企業団が行います。ただし、場合によっては事業者側管理範囲内にあるバルブ操作を指示することがあります。
365	運転管理業務	5 6	別紙	4 5			別紙4運転管理業務として、事業者範囲に送配水の停止措置とあります。別紙5事業者側管理範囲を考慮すると、新設配水池の緊急遮断扉の運転管理を指すものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
366	運転管理業務	5 6	別紙	4 5			別紙4 運転管理業務として、事業者範囲に企業団受水の受入れ停止措置、貴市範囲に企業団からの受入管理とあります。一方、別紙5 事業者側管理範囲のバルブの中には企業団受入用のバルブ (No. 2、3、6、7、8) が含まれています。企業団受水・停止、上記バルブ操作に関する貴市のお考えをお聞かせ下さい。	(質問No. 364参照)
367	管理区分	6	別紙	5			事業者の管理範囲は①～⑤のバルブフランジで分界ですが、整備工事範囲は別紙10-4にある、各連絡点までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	管理区分	6	別紙	5			事業者管理範囲と市側管理範囲の分界について、バルブを別紙6 管理範囲内に設置すると考えます。フランジ部以前 (以後) の配管は事業者管理範囲の敷地内であっても市側管理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	管路の管理区分	6	別紙	5			バルブ番号④⑤はそれぞれ西長沢浄水場系のバルブNo. 3、6を指すものと考えます。	ご理解のとおりです。
370	配水池関連監視項目	6 11	別紙	5 9	(2)		別紙9-2のNo. ⑧は、別紙5のバルブNo. 1のバルブと、バルブNo. 1～膜ろ過棟間の電磁流量計を指すものと考えます。	ご理解のとおりです。
371	管理範囲 (参考)	7	別紙	6 10	(5)		別紙10-5で示されています場内配管計画図：場内配管接続予定位置図環状4号線 (市側施工) 立坑築造予定範囲が別紙5で示されています事業者側管理範囲内に食い込んでくる様に伺えます。管理範囲及び施設設置場所はどちらを優先するのでしょうか。	現在設計中ですが、立坑は事業者側管理範囲に築造しない予定です。
372	管理区域の変更	7	別紙	6			薬品の接触時間を稼ぐために、管理区域を変更して現受水点付近に注入点を設けても良いですか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
373	最終処分場の使用	8	別紙	7			「最終処分場 (新設施設が建設できない場所)」について 新設工事中の材料ヤード、仮設道路など仮設としての使用は可能ですか。	資源循環局産業廃棄物対策課と協議をお願いします。なお、資源循環局産業廃棄物対策課に相談される場合は、事前に廃棄物対策課に連絡していただけますようお願いいたします。
374	最終処分場の使用	8	別紙	7			「最終処分場」について新設施設が建設できない場所との明記がありますが、この場合の「施設」とは何を指すのでしょうか。 浄水場機能に関係ない施設 (遊歩道など) の設置は可能でしょうか。	(質問No. 373参照)
375	撤去対象施設	8	別紙	7			事業者側管理範囲 (参考) 内の南端 (最終処分場西側) の建屋について、撤去対象の明示がありません。撤去の是非、撤去時期など取り扱いについてご教示ください。	撤去済みの旧ポンプ棟跡地であり、現状はアスファルト舗装になっています。
376	配水池関連監視項目	11	別紙	9	(2)		別紙9-2のNo. ②の運用方法を御教示下さい。	通常は連絡坑放流は行っていないですが、道志川系導水施設下流側を断水する場合等に切り替える場合があります。
377	配水池関連監視項目	11	別紙	9	(2)		別紙9-2のNo. ③は場外のため、別紙5に記載されていないものと考えます。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙9-2は概略図です。別紙5のバルブ番号②、③、④、⑤、⑥、⑦は別紙9-2には記載されていません。
378	配水池関連監視項目	11	別紙	9	(2)		川井管轄場外配水の範囲には、一部場内のバルブが含まれているものと考えます。	4号配水池の流入制御用バルブ及び水位制御用バルブは、市側管理範囲にあります。
379	導水管	11	別紙	9	(2)		青山沈澱池から川井浄水場に至る導水管について、詳細なルート図を開示願います。	横浜市水道局ホームページで公表している資料 (横浜市水道事業概要等) を参考にしてください。
380	導水管	11	別紙	9	(2)		上大島接合井から川井浄水場までの間に、減圧水槽があると記憶していますが、この減圧水槽は使用しないものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
381	導水管	11	別紙	9	(2)		現在の道志川系着水量の流量調整弁の一次側圧力をご教示下さい。	現在、導水管の一部を整備中であり、整備後に導水能力が変わるため、現状の圧力は参考になりません。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
382	施工範囲の確認	12	別紙10	(1)			4号配水池関連にて 1000川井小雀流入管より新規に 1000の配管施工ルートが表示されておりますが、この分岐取り出しより 600流量計間の配管も事業者側に含まれるのでしょうか。 また同様に、企業団相模原浄水場より急速ろ過池洗浄管が表示されておりますが、これも事業者側に含まれるものかご教示願います。	前段、後段ともに、布設済みの配管ですので、本事業の施設整備対象に含まれません。
383	撤去可能範囲	13	別紙10	(2)			第一段階既設管路撤去可能範囲のうちバルブ（連-8）～バルブ（連-9）間の管栓位置について 図上で交差する2管路（配水池流出管 1000および構内連絡管： 1000）との位置関係で条件があればご教示ください。（バルブ連-8の近傍で管栓し以降3号配水池側を残置してよいでしょうか）	管栓位置は図面のとおりとします。滞流水の発生防止のため、できる限り3号配水池側（連-9側）で行う必要があります。
384	電動バルブ	14	別紙10	(3)			場内配管計画図にあるNo. 1～No. 15の電動バルブは普通のバタフライ弁で良いとの理解でよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
385	施工範囲の確認	14	別紙10	(3)			道志川系統における着水井廻りの配管に関し、新規膜ろ過棟分岐部の導水管（西谷系）撤去範囲について指定があればご教示願います。	撤去範囲については自由としますが、管末保護を施工してください。
386	分岐連絡（断水）及び既設1,100分岐管の切り離し	15	別紙10	(4)			道志川系の分岐連絡及び既設 1,100分岐管の切り離しは、（断水）とあるように、断水工事でよいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
387	道志川系の既設管連絡	15	別紙10	(4)			道志川系の 1,500既設管連絡に設置することになっている流量調整弁は、バイパス管は必要との理解でよろしいでしょうか？その場合、横浜市水道局設計標準図によれば、800までしかバイパス管の口径が示されていません。1,500の場合のバイパス管の口径をご指示下さい。また、この弁で二次側の流量計で流量調整するという事になるとの理解でよろしいでしょうか？	現時点では、流量調整弁の設置予定はありません。 なお、管径400mm以上のバタフライ弁については、バイパス管の設置が必要となります。 希望者に貸与した参考資料の図面の既設管路などを参考に、バイパス管の口径を選定してください。
388	相模原浄水場系の既設管連絡	15	別紙10	(4)			相模原浄水場系の 700既設管連絡に設置することになっている流量計は、事業者側が設置するとの理解でよろしいでしょうか？また、この流量制御は横浜市長が行うとの理解でよろしいでしょうか？	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、質問No. 260をご参照ください。
389	不断水施工方法の確認	15	別紙10	(4)			「不断水分岐連絡」表示3箇所の他「既設管連絡（断水連絡）」の表示がありますがこの部分の想定断水継続可能時間をご教示願います。合わせて、各接合箇所において既設管の詳細（レベル、位置等）がわかるものがあればご教示願います。	前段については、断水時間は2～3日程度を想定していますが、水運用の調整で延長することも可能です。 後段については、希望者に貸与した参考資料で判断してください。
390	場内配管設計	15 16	別紙10	(4) (5)			場内配管の連絡において、別紙10-5に記載されている接続予定箇所の図示範囲は概略範囲と考えて差し支えありませんか。	ご理解のとおりです。
391	場内配管設計	15	別紙10	(5)			維持管理期間開始後連絡工事を行う箇所がありますが、山留等の仮設工事を第一段階工事期間中に行い、その仮設物を維持管理期間まで残置しておくことは可能ですか。	可能です。
392	場内配管計画図	16	別紙10	(5)			事業者側管理範囲に環状4号線（市側施工）立坑築造予定範囲が設定されています。この範囲内に新浄水場施設は設置出来ないのでしょうか。また設置出来る場合、どのような制約条件があるか御教示下さい。（環状4号設置深さ、立坑の工事範囲等）	（質問No. 371参照）
393	標高	16	別紙10	(5)			別紙10-5に示されている標高は全てTP表示と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
394	市側工事の立坑 築造予定範囲	16	別紙10	(5)			環状4号線(市側施工)立坑築造予定範囲(平成21年度~23年度)が示されていますが、別紙8(新設対象位置図)の新設配水池位置と干渉しています。一方、別紙7(既設浄水場施設及び撤去対象施設位置図)によると新設施設が建設できない場所には該当していません。当該場所の新設工事に支障になる条件があればご提示ください。(新設工事の不可能時期、工事ヤードの敷地利用制限、市側工事車両の出入り等)	(質問No.371参照)
395	市側工事の概要	16	別紙10	(5)			配管計画に影響するため、環状4号線布設予定シールド(市側施工:平成21年度~23年度)および鶴ヶ峰幹線(市側施工:平成22年度~25年度)について、工事深さ(土被り)、径など基本情報をご教示ください。	口径については、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙10-5をご参照ください。土被り等については、現在検討中のため不明ですが、市施工管路との連絡部における管天高はTP+82.0m付近を想定しています。
396	相模原流入管連絡部	16	別紙10	(5)			相模原流入管連絡部が図示されていますが、事業者の提案する配水池の位置によっては、最短で結ぶ位置に変更することも可能との理解でよろしいでしょうか?	水運用上の問題がなく、停滞水も発生せず、老朽管が残らない場合は、可能です。
397	相模湖系導水路 への排出基準	17	別紙11	(1)			相模湖系導水路に物理洗浄排水を返送する場合、排出基準の水質項目の検査は、横浜市生活環境の保全等に関する条例および、同施行規則に従うとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
398	見学者対応用の 会議室	97	別紙15	(2)			見学者対応用の会議室及び駐車場はPFI事業開始後についても、別紙15-2にある市側管理範囲内の既存施設を使用するという考えでよろしいですか。	ご理解のとおりですが、応募者の提案に委ねます。
399	見学者対応	97	別紙15	(2)			膜ろ過棟内には見学者が入れる通路やスペースを設置しと有りますが、膜ろ過装置を見学できる施設を提案すると解釈します。詳細は事業者提案とすることは可能でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、そのように考えています。
400	管理区分境界 フェンス	2	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.21		事業者側管理範囲と水道局側範囲について区分はフェンス等で明確に区別する記載がありますが、どの程度の柵を想定していますか。(セキュリティの程度)	受電関係のために管理区分が明確になれば、応募者の提案に委ねます。セキュリティが目的ではありません。
401	撤去設計	27	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.459		各構造物が設置されている場所での地下1mまでの施設を対象として撤去を行う旨の記載がありますが「貸与図面の各構造物図面で示されているGL高さを基準として地下1mまでの撤去」という解釈で良いでしょうか。	仕上り高さより1.0mまで撤去することを要求水準としてください。
402	工事用出入り口	34	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.607		既存解体中について、水道局側管理区域に工事用出入り口を設置することは可能でしょうか。	施設を運営しながらの工事を前提として、応募者の提案に委ねます。
403	工事用出入り口	34	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.607		川井ポンプ場敷地内を工事で使用する場合、現状門を利用させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	現状門の利用	35	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.611		水道局側管理区域の現状門の利用について、「建設中または維持管理期間中の車両出入りは見学者対応の場合は可能」との既回答があります。見学者対応以外は使用不可との解釈でよろしいですか。また、「建設中」とは既存解体工事(1期もしくは2期)も含まれますか。	現状門の利用については、その都度許可を得ていただければ可能です。
405	現状門の利用	35	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.611		水道局側管理区域の現状門の利用について、「建設中または維持管理期間中の車両出入りは見学者対応の場合は可能」と記載があります。現状門とは正門との解釈でよろしいですか。また、それ以外の門あるいは現状門以外に仮設出入り口を設けた場合、工事車両の出入りは可能ですか。	前段については、質問No.404をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
406	場内配管設計		貸与図面				貸与図面の内、『[c]CADデータ[01]業務要求水準書別紙10-5』と『[d]川井浄水場概要[01]川井浄水場 平面図』で記載されている既設管路の経路及び管径に違いがありますが、どちらの図面を正とすればよいですか。	希望者に貸与した参考資料の中の[f]場内管路に記載されているものについては、『f]場内管路の経路及び管径を正とします。なお、企業団相模原系及び西長沢系流入管については、『[d]川井浄水場概要[01]川井浄水場平面図』を正とし、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙10-1なども参考にしてください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
407	場内配管設計		貸与図面				西長沢浄水場系導入管の管位置及び接続部の管底高を提示している資料があればご教示ください。	企業団西長沢系管路については、『[d]川井浄水場概要[01]川井浄水場平面図』及び入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙10-1を参考にしてください。 接続部の管底高を提示している図面はありませんが、企業団設備（入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙6、7、8参照）である川井供給点計測室における管心高はTP+81.8mです。また、別紙10-1のN-3バルブの右斜め上の閉バルブの土被りが約5.0m、P-4バルブの土被りが約1.6mです。
408	1号配水池の構造		貸与図面				貸与図面に1号配水池の躯体図面が含まれていません（上屋根のみの図面）。配水池躯体図面をご提示いただけますか。	提示できる図面はありません。希望者に貸与した参考資料[d]川井浄水場概要[03]施設一覧表などを参考にしてください。
409	場内配管設計		貸与図面				貸与図面内、『[c]CADデータ[01]業務要求水準書別紙10-5』と『[f]場内管路』で記載されている既設管路の経路及び管径に違いがありますが、どちらの図面を正とすればよいですか。	[c]CADデータと[f]場内管路において、同一の管路の経路及び管径が異なる場合は、[f]場内管路を正とします。
410	水質データ						平成17年4月1日から平成19年3月31日までの水質データ（時間データ）をPDFでなくEXCELで頂けませんか。	貸与します。
411	撤去工事について						撤去施設の電気設備・機械設備等のリスト表がございましたらお教え願います。	現有するリストを貸与します。
412	粉末活性炭注入実績		参考資料	6/11	貸与CD-R		平成18年度以前の注入実績はないとのことですが、注入が不要だったからでしょうか。それとも注入設備がなかったからでしょうか。	活性炭注入設備は、平成18年度に設置しました。
413	粉末活性炭注入実績		参考資料	6/11	貸与CD-R		貴浄水場での注入開始・停止の判断材料を御教示下さい。	活性炭注入基準により判断しています。 ①水質汚染事故の場合 開始：活性炭処理が必要と判断したとき 停止：活性炭処理が必要でなくなったとき ②臭気測定で異常を感じたとき 開始：測定者3人のうち1人が異常を感じた場合、原水のジェオスミン濃度が3ng/L以上の場合 停止：臭気測定で異常を感知しなくなったとき、2日連続でジェオスミン濃度が3ng/L未満となったとき
414	粉末活性炭注入実績		参考資料	6/11	貸与CD-R		貴浄水場での注入量・注入率の判断材料を御教示下さい。	活性炭注入基準により判断しています。臭気試験、ジャーテストにより注入率を決定しています。
415	撤去対象施設		入札説明会配布資料				撤去対象施設について以下の図面を開示頂くようお願い致します。・着水井平面図、ろ過場部材リスト、揚水ポンプ場建築図、排水池構造図、排泥池構造図、既設総電力使用量	該当する現有している図面については、貸与します。なお、年間総電力使用量は、水道局管理棟や川井第一ポンプ場なども含め、平成19年度実績で、315kwhです。
416	CADデータの提出		入札説明会配布資料				現状施工済み配管と新規納入施設の干渉検討のため、P.13川井浄水場平面図のCADデータの御提示をお願いします。	貸与します。

《入札説明書別添資料2 落札者決定基準》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
417	最低制限価格	3	第3	2	(2)	イ	入札価格の確認で予定価格の超過は無効ですが、入札説明書第3 1事業者選定方式で、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」に基づいて実施とありますので、最低制限価格は、ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
418	入札価格の計算式	3	第3	2	(2)	イ	入札価格とは、様式IV-9による年度別サービス対価の総合計ということでしょうか。具体的にどのような計算式なのか不明なためご教示ください。また、価格評価においては現在価値換算は行われまいということでしょうか。	前段については、質問No.57をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。	
419	最優秀提案者の選定	4	第3	2	(3)	イ	「…くじを引き、落札者を決定する。」とありますが、「落札者」ではなく「最優秀提案者」を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
420	落札者の決定	4	第3	3			落札者が契約に至らない状況が発生した場合、(本基準では記載がございませんが)「最優秀提案者」の次点者が契約協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。もしくは再入札となるとの理解でよろしいでしょうか。	再入札を予定しています。	
421	落札者の決定	4	第3	3			「入札説明書」(15頁)の(イ)落札者の決定方法では、「総合評価点が最も高い提案を提出した者を落札者と決定する」とあります。一方、決定基準では「…選定結果を基に、落札者を決定」とされています。「最優秀提案者」が「落札者」とならない場合があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、「最優秀提案者」とは別の「応募者」が「落札者」となる可能性がある場合、その決定基準について、予めご開示願います。	横浜市は、最優秀提案者を落札者として決定します。ただし、落札者決定までの間、応募者の構成員が第3 3(2)の入札参加資格を欠くに至った場合、横浜市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外します。	
422	配点合計について	5	第4	2			「施設整備に関する事項」の配点合計45点と細目の合計が一致しませんが、「電気設備・計装設備設計における提案」が6点の記載に対して、後述されている5点が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
423	審査項目及び配点	5	第4	2			電気設備・計装設備設計における提案の配点が、5ページと10ページで異なりますがどちらが正でしょうか。	10ページが正しい表記です。	
424	性能評価点の得点化方法	5	第4	3			4段階評価について、提案書毎の相対的な評価(最も優れた提案者をAとした相対評価)を意図されているのでしょうか、又は、要求水準書を基準とした絶対的な評価(要求水準を超える提案が多い場合は高評価)を意図されているのでしょうか。	入札説明書別添資料1「業務要求水準書」を基準とした絶対的な評価を行います。	
425	事業遂行能力の確認	7	別紙	1	2		事業遂行能力を確認する書類は、提案書類作成要領及び様式集に記されている(カ)有価証券報告書等のa～eまでとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
426	事業遂行能力	7	別紙	1			S P Cに出資又は劣後ローンを拠出する者に対する確認項目がありますが、参加表明時に提出する財務諸表を元に、発注者側で確認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
427	事業遂行能力の確認	8	別紙	1	2	(2)	ア	資力及び信用力の確認基準で、「3期連続で・・・」とあります。会社分割・企業再編等により新規法人として応募時点で決算期が3期に満たない場合は、親会社(当該会社に100%出資し、かつ連結対象としている)の指標により、各項目を確認頂くものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	事業遂行能力の確認	8	別紙	1	2	(2)	ア	代替信用補完の評価指標及び確認基準について、具体的な内容を御教示戴けないでしょうか。	代替信用補完措置としては、確認基準を満たしている構成員、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関又は保険業法第2条第2項に規定する保険会社が、評価基準を満たしていない構成員の履行を保証する保証書(様式自由)等を提出することで、対応がなされているものとします。

《入札説明書別添資料2 落札者決定基準》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
429	業務遂行能力の 確認	8	別紙	1	2	(2)	ア	新設会社、合併・分割会社等のため3期分の事業実績を有していない場合には、どのように判断されるのでしょうか。また、どのように提案を行えばよろしいのでしょうか。代替信用補完措置の提案は必要でしょうか。	前段については、質問No. 427をご参照ください。 中段については、新設会社又は合併・分割会社等の出資構成が分かる資料と、出資企業及び合併・分割前の各企業の3期分の事業実績を提出してください。 後段については、出資企業及び合併・分割前の各企業が確認基準を満たしている場合は、代替信用補完措置は必要ありません。
430	事業遂行能力の 確認	8	別紙	1	2	(2)	ア	1年に満たない決算期は、確認基準として認められないとの考えでよろしいでしょうか。	(質問No. 427、No. 429参照)
431	代替信用補完措 置	8	別紙	1	2	(2)	ア	「代替信用補完措置」について、貴市がお求めになる具体的な措置内容及び「代替信用補完措置」に該当するか否かを判断する基準について、ご教示願います。 また、「役割に応じた代替信用補完措置」の「役割」とは、当該出資者の本事業における役割を意味するとの理解でよろしいでしょうか。 (「代替信用補完措置も提案されていない場合は、失格」とありますので、当該措置の内容・判断基準を確認するための質問です。)	前段については、質問No. 428をご参照ください。 後段について、ご理解のとおりです。
432	代替信用補完措 置	8	別紙	1	2	(2)	ア	確認に用いる指標が基準に達している「構成員」又は「金融機関」が、「代替信用補完措置」を必要とする「構成員」の債務(出資、株主ローン、その他SPCに対して提供する業務等)の履行を保証する旨の書面は、「代替信用補完措置」の提案として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 428参照)
433	確認基準	8	別紙	1	2	(2)	ア	確認基準における決算データの「3期連続」とは、直近決算(会計期間)を起点として直近決算(会計期間)を含む過去3期データとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	事業遂行能力の 確認に用いる指 標の算出根拠	8	別紙	1	2	(2)	ア	(注) 「営業損益」の中に「配当金」を支払うための原資が含まれているにも関わらず、「事業利益」の計算で「配当金」をプラスする必要はないと考えますが、如何でしょうか。	別紙1-2(1)アに記載するとおり、ここで確認する対象は、SPCに出資または劣後ローンを拠出する者です。従って、ここでの配当金は支払いの配当金ではなく、投資活動により受け取る配当金です。会社の本業での利益に加えて、投資活動による収益も含めた事業全体の活動の成果を事業利益とします。
435	物価変動による サービス対価の 変更	8	別紙	1	2	(2)	イ	事業キャッシュフローの算出根拠に含まれる諸引当金等は、売上債権売上原価または販管費に含まれる引当金繰入額とありますので、売上債権や退職給付、賞与などに対する引当金が想定されますが、具体的にどのような引当金を想定されておりますでしょうか。 また、売上債権すなわち横浜市様に対する割賦債権について引当金を設定することであることを示すのであれば、計上するかどうかは任意で、計上する場合は貸倒実績率法などを用いる一般的な方法でよろしいでしょうか。	前段については、引当金としては、退職給与引当金、修繕引当金、貸倒引当金、賞与引当金等を想定しています。 後段については、事業遂行能力は、特別目的会社に出資又は劣後ローンを拠出する者に対する確認であるため、本事業に伴う割賦債権の計上はないものと考えます。
436	審査対象	9	別紙	2				様式No.の欄に提出書類が記載されておりますが、本欄に(様式No.の)記載がない提出書類があります。記載のない提出書類については、審査、評価を行う際に用いられないとの理解でよろしいでしょうか。	「様式No.」欄に記載のない提出書類については、基礎審査において、業務要求水準の確認等を行うに当たり使用します。また、定量化評価においては、「全体に関する事項」においてバランスが取れている提案であるか等を評価するために使用します。
437	耐震性向上に関 する評価	9	別紙	2				審査項目「浄水施設設計における提案」および「設計共通事項」において、「評価項目」及び「主な審査の視点」の中に耐震性向上に関する記載がございませんが、耐震性向上に関する提案は直接的な評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。あるいは、他の「評価項目」において「耐震性」が包括的に審査されるとの理解でよろしいでしょうか。また、包括されている場合、その評価項目について、ご教示願います。	耐震性については要求水準であるため、基礎審査において要求水準を達成しているかを審査します。

《入札説明書別添資料2 落札者決定基準》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
438	性能評価の視点	9	別紙	2			別紙2 性能評価の視点の表中の様式No.には、様式Ⅲ-23の配水池計画（建築構造物・土木構造物）が入っていませんが、評価項目ではないのでしょうか？	入札説明書別添資料2「落札者決定基準」別紙2の施設整備に関する事項、設計共通事項のうち「配水池・事業者用管理棟等の構造仕様」の様式No.に様式Ⅲ-23を追加します。
439	浄水水質	9	別紙	2			「現況よりも高品質の水質を達成可能であるかを評価する」とありますが、現況の基準となる水質をご提示下さい。	公表した資料、横浜市水道局ホームページや、図書館等で公開している水質試験年報をご参照ください。
440	相模湖への返送	10	別紙	2			排水処理施設設計における提案処理方式（2） 「場内排水を相模湖系導水路へ返送しない方法」とあるが、返送しない方が良い提案との印象を受けます。実際の判断基準を明確にして頂きたいと思います。	原水を汚染するリスクが低い方法ほど高評価となります。
441	地球温暖化ガスの排出抑制削減	11	別紙	2			定量的な評価方法となることを希望します。例：評価点＝（最も少ないCO ₂ 排出量÷各応募者のCO ₂ 排出量）×2点	横浜市PFI事業審査委員会で定量的な評価を行います。
442	審査項目について	11	別紙	2			審査項目「設計共通事項」の評価項目の中に配水池の構造仕様がございますが、様式No.Ⅲ-23「配水池計画」も該当するのではないのでしょうか。	（質問No.438参照）
443	評価項目	11	別紙	2			工期短縮は審査項目うちのどれに該当するのでしょうか？	工期の短縮を実施する工夫は価格点に反映されると考えております。
444	地球温暖化ガスの排出抑制削減	11	別紙	2			地球温暖化ガスの排出抑制について、実施方針の質問回答書では、本事業全体として配慮とありますが、この評価項目では、設備の運転動力だけでなく、膜ろ過装置の製造等も含め本事業全体として評価されるものとの理解でよろしいのでしょうか？	本事業全体として公平かつ客観的に評価します。
445	事業の実施体制「適切なセルフモニタリング」	14	別紙	2			審査項目「事業の実施体制」の評価項目「適切なセルフモニタリング」の主な審査の視点の中に、「市が行なうモニタリングとの整合が図れているかについて、内容とその具体性を評価する」との記載がありますが、貴市が現時点において想定されておりますモニタリング実施体制について、ご教示願います。	現在、横浜市が想定しているモニタリングの概要は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙7に記載したとおりです。
446	運転管理業務の実施を担う者の実績を評価する。	14	別紙	2			運転管理業務の実施を担う者の実績は、様式集の様式I-6の別添に記載することになっており、この書類は入札参加確認で審査されることになっています。この評価項目に対応する様式No.との対応はどのように考えたらよろしいのでしょうか？また評価される際、運転管理実績の数でしょうか？それとも処理水量等の規模でしょうか？	前段については、様式IV-2-③を基に審査します。 後段については、双方をバランスよく加味します。
447	市民還元の提案	15	別紙	2			「全体に関する事項」「提案全体のバランス」として、「将来の技術革新における市民還元提案」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。本事業により実現される技術革新による市民還元提案でしょうか、それとも、事業開始後に提案技術に関して技術革新が起こった場合の市民還元提案でしょうか。	計装設備や膜の更新時に、技術革新によって、最先端の電子部品や膜モジュール等の物品で、より高性能のものがより安価に入手できるようになった場合等を想定しています。 本事業により実現される技術革新及び事業開始後に提案技術に関して技術革新が起こった場合を含めた市民還元提案です。
448	性能評価の審査対象	9 ～ 14	別紙	2			別表2「性能評価の視点」に、各々の評価項目に対応して様式No.が列記されていますが、この様式No.が各評価項目の審査対象と理解してよろしいですか。また、いずれの評価項目にも該当しない様式No.がありますが（例えば、様式Ⅲ-6「土壌汚染測定計画」、Ⅲ-23「配水池計画」、Ⅲ-76「安全衛生管理業務」、Ⅲ-79「清掃業務」、Ⅲ-80「業務の引継に対する考え方」など）、この様式は審査対象外と理解してよろしいですか。	（質問No.436参照）
449	全体に関する事項「提案全体のバランス」	15	別紙	2			審査項目「全体に関する事項」の評価項目「提案全体のバランス」の主な審査の視点の中に、「バランスの取れている提案」との記載がありますが、「バランスの取れている提案」とは、応募者の判断した提案のバランスとの理解でよろしいのでしょうか。	横浜市PFI事業審査委員会が判断します。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
450	工事業務の実施を担う者の明記	1	第1	1	(1)		工事業務の実施を担う者の企業名を必要書類に明記となっておりますが、協力企業の場合、その書類がないように思われます。添付する資格等を証明する書類の提示だけでよろしいのでしょうか。	入札参加資格確認申請時必要書類(様式I)には協力会社について記入していただく様式はありません。また、協力会社については、事業契約の締結日に入札参加資格の保有を確認するため、入札参加資格確認申請時には協力会社に関する添付資料を提出する必要はありません。協力会社については、入札時必要書類のうちの様式IV-2-②A・②Bに記載してください。	
451	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)		(7)～(8)のうち、構成員の記入様式は様式I-3として添付されていますが、協力会社を記入する様式がありません。協力会社についての具体的記載方法をご指示ください。	(質問No.450参照)	
452	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)		入札説明書P.7第3.3(1)エでは、構成員及び工事業務の実施を担う者を入札時必要書類に明記するよう記載されています。これに対し、様式Iには工事業務を担う者のうち、協力会社を記載する様式がありません。具体的記入方法をご指示ください。	(質問No.450参照)	
453	提出書類の添付書類	1	第1	1	(1)	(7)	b	法人登記簿謄本について、提出後に登記事項(役員等)に変更があった場合、当該変更が反映されていなくても当該謄本は提出書類として認められるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
454	提出書類の添付書類	1	第1	1	(1)	(7)	a	「契約書原本及び仕様書等の写し」とありますが、添付書類は「契約書原本の写し」及び「仕様書等の写し」であり、「契約書原本」の添付は不要との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	契約書原本	1	第1	1	(1)	(7)～(8)		必要提出書類に契約書原本というのがありますが、提出後、本件以外で事業者側で必要になった場合、返還して頂けるのでしょうか？また、契約先の自治体から履行証明書を発行して頂き、それを契約書原本に替えるということは可能でしょうか？	(質問No.454参照)
456	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)	(エ)	b	経営事項審査の総合評定点に関して、入札説明書P.9第3.3(2)イ(7)と表記が異なりますが、どちらを正と考えればよいのでしょうか。	入札説明書第3.3(2)イ(7)cを正とし、本項目の記載を修正します。
457	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)	(エ)		協力が会社が各業種に複数存在する場合、各業種に対して入札説明書P.8第3.3(2)イ(7)の要件を満たす1社のみを記載することでよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
458	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)	(エ)		構成員が入札説明書第3.3(2)イ(7)の要件を全て満たす場合、他に協力が会社が複数存在しても明記不要と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	提出書類の添付書類	2	第1	1	(1)	(エ)	c	「契約書原本及び仕様書等の写し」とありますが、添付書類は「契約書原本の写し」及び「仕様書等の写し」であり、「契約書原本」の添付は不要との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	入札参加資格確認申請時必要書類	2	第1	1	(1)	(8)		構成員が入札説明書第3.3(2)イ(8)の要件を全て満たす場合、他に協力が会社が複数存在しても明記不要と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
461	提出書類	2	第1	1	(1)	(8)		「契約書原本の写し及び各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類」の様式はありますか。	各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類の様式は自由です。
462	オンサイト洗浄の実績について	2	第1	1	(1)	(8)	b	契約書原本及び仕様書等の写しで、オンサイト洗浄の実績確認ができない場合は、発注者のオンサイト洗浄実施証明書を提出することでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
463	提出書類の添付書類	2	第1	1	(1)	(8)	a b c	「契約書原本及び仕様書等の写し」とありますが、添付書類は「契約書原本の写し」及び「仕様書等の写し」であり、「契約書原本」の添付は不要との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
			第1	1	(2)	ア			
464	入札書類	2	第1	1	(2)	ア		入札書、委任状の提出方法をご指示下さい。封筒等に入れ、封印等をして提出する必要はないでしょうか。もし、封筒等に入れて提出する必要がある場合、その様式を具体的に図等にてお示し下さい。	入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」第1 2 (3)ウのとおりです。
465	提案書記載要領について	6	第1	2	(3)	ア	(ア) (イ) (ウ) (エ)	提案書要約版以外の提出書類の記載要領ではイラスト・イメージ図の使用については明記されていませんが、用いることは可能でしょうか。	可能です。
466	技術提案書の記載要領	6	第1	2	(3)	ア	(イ)	提案書要約版と同様に、文章に加え、イラスト、イメージ図等を用いることは可能でしょうか。ご教示ください。	(質問No.465参照)
467	提案書別添資料	6	第1	2	(3)	ア	(エ)	別添資料の添付を認める旨の記載がない様式についても、別添資料を添付してもよろしいでしょうか？その際は、別添資料も評価の材料にして頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	原則として、求めている内容は、極力、指定様式に記載してください。ただし、やむを得ない場合においては、別添資料の添付を認める旨の記載がない様式でも、必要な資料（基礎データや各種計算書、カタログ等）を添付することができます。別添資料を添付する場合には、資料番号を振った上で、資料の添付が分かるように資料番号を様式にも記載してください。なお、別添資料については、別添資料の添付を認める旨の記載がある様式のほか、別添資料の添付を認める旨の記載がない様式でも別添資料の添付を認める旨の記載がある様式と同等以上の必要性が認められるものについては、評価の対象となります。
468	提案書別添資料	6	第1	2	(3)	ア	(エ)	「別添資料の添付を認める旨の記載・・・」とありますが、主に容量計算書等の添付のみですが、対処フローチャート等の具体的資料として、記載がない項目で添付することは可能ですか。	(質問No.467参照)
469	提出要領	6	第1	2	(3)	ア	(ウ)	提案書要約版はA3版用紙10枚に記載とあります。各様式はページ指定ですが、片面10ページと考えるとよろしいでしょうか。	片面印刷か両面印刷かは応募者に委ねますが、10ページ以内で記述してください。
470	技術提案書等の作成要領	6	第1	2	(3)	ア		技術提案書、事業提案書、提案書別添資料、提案書要約版の作成について、図表等も含め、文字サイズ、色、フォント、行数、字数等の指定はないものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
471	技術提案書等の作成要領	6	第1	2	(3)	ア		技術提案書、事業提案書、提案書別添資料、提案書要約版において、会社名、ロゴマーク等の応募者を特定できる内容の記載は可能との理解でよろしいでしょうか？	会社名の記載を求めている箇所以外においては、応募者を特定できる内容の記載はしないでください。
472	技術提案書等の作成要領	6	第1	2	(3)	イ		技術提案書、事業提案書、提案書別添資料、提案書要約版、有価証券報告書等は、全部数について、片面印刷との理解でよろしいでしょうか？	応募者の判断に委ねます。
473	両面印刷	6	第1	2	(3)			すべての提出書類は片面印刷で提出すると考えてよろしいでしょうか。	(質問No.472参照)
474	作成要領	6	第1	2	(3)			本文を記述する際のフォント種類・サイズ、1行の文字数、1ページの行数など記載上の制約はありますでしょうか。ご教示ください。	(質問No.470参照)
475	作成要領	6	第1	2	(3)			提案書の各頁における頁数の記述はどのようにすればよいのかご教示ください。	応募者の判断に委ねます。
476	提出書類様式	6	第1	2	(3)			提案書の枚数が明記されていない部分がありますが、枚数はどのように考えればよろしいでしょうか。	枚数が明記されていない様式については、枚数の制限はありません。
477	作成要領	6	第1	2	(3)			枠内にある記載要領や枠外にある頁指定に関する文章は消した上で、本文を記述するという考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
478	全体	6	第1	2	(3)			各様式内の、記載すべき事項を記述した文章は、提案書提出時には削除してもよろしいでしょうか。	(質問No.477参照)
479	作成要領	6	第1	2	(3)			様式Ⅲ-2、Ⅲ-4、Ⅲ-6、Ⅲ-8についてのみ、提案受付番号という表記がありますが、この様式のみ記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	入札参加資格確認結果通知書に示す応募者番号を、表紙及び各様式の右上に付してください。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
480	作成要領	6	第1	2	(3)		提案書作成上、応募者が特定できる表示に関する制約は一切ないとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	(質問No. 471参照)	
481	提出要領	6	第1	2	(2)	イ	指定様式のあるものについては、Microsoft社製Wordで作成し、持参により提出とありますが、電子媒体で提出するのでしょうか。	技術提案書(様式Ⅲ)、事業提案書(様式Ⅳ)、提案書別添資料、提案書要約版を各30部、有価証券報告書等を5部提出するほか、技術提案書(様式Ⅲ)、事業提案書(様式Ⅳ)、提案書要約版については、電子データが保存されているフロッピーディスク又はCD-ROMを1セット提出してください。	
482	提出要領	7	第1	2	(3)	イ	技術提案書、事業提案書、提案別添資料、提案書要約版はファイル綴じでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
483	提出電子データの取扱いについて	7	第1	2	(3)	イ	電子データの提出が求められていますが、落札者決定後は返却頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	返却します。	
484	提出書類	7	第1	2	(3)	イ	技術提案書等を保存し、提出する記録媒体として「CD-ROM」とありますが、CD-R又はCD-RWでの提出は可能との理解でよろしいでしょうか。	CD-R又はCD-RWでの提出も認められます。	
485	電子データの提出	7	第1	2	(3)	イ	電子ファイルの提出はWord、Excelと なっていますが、イラスト、鳥瞰図等、CADソフトなどで作成したファイルはどうすればいいのでしょうか。Word、Excelファイルに貼り付けて提出なのかPDFファイルでの提出なのか、それとも別の方法なのかご教示ください。	Word、Excelで作成したのものについては、Word、Excelで提出してください。イラスト、鳥瞰図等、CADソフトを用いて作図した資料については、PDFに変換の上、該当する様式のWord、Excelに貼り付けて提出してください。	
486	提出要領	7	第1	2	(3)	イ	電子データを提出とありますが、WordもしくはExcel形式で提出するのでしょうか。それとも全ての様式をPDF形式にて提出し、その上でシミュレーションに関する様式のみExcel形式でも提出するのでしょうか。ご教示ください。	(質問No. 485参照)	
487	提出要領	7	第1	2	(3)	イ	入札書(様式Ⅱ-1)はⅡ-2の間違いでしょうか?	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「Ⅱ-2」に修正します。	
488	提案に当たっての留意事項	7	第1	2	(3)	ウ	(7)	入札時の施設整備費の積算に用いる基準金利は、第1段階、第2段階に関わらず、いずれも1.757%で計算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本項目の記載を「入札時の施設整備費に積算の前提となる基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される平成20年4月25日のTSR6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートの中値(1.757%)に、提案するスプレッドを加えたものとする。」に修正します。
489	入札時の基準金利について	7	第1	2	(3)	ウ	(7)	H20.4.25のTSR7年物金利は1.511%でよろしいでしょうか?	(質問No. 488参照)
490	提出書類について	9	第2	様式			1	提出書類の内、部数の表記がないものについては原本が必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 454、459、463参照)
491	応募者の構成員一覧表	12	第2	様式			3	SPCへの出資のみを実施する者については、本様式に記載は不要(=入札参加資格の確認時点では確定している必要はない)との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 20参照) ご理解のとおりです。
492	応募者の構成員一覧表	12	第2	様式			3	様式Ⅰ-3「応募者の構成員一覧表」について、構成員とはSPCに出資予定の者となっているため、協力会社については記載せずに添付資料のみと解釈してよろしいでしょうか(例えば、設計業務の実施を担う者が構成員ではなく協力会社である場合においては、その一級建築士事務所の登録を証明する書類のみ添付すればよろしいのでしょうか)。	協力会社については、事業契約の締結日に入札参加資格の保有を確認するため、入札参加資格確認申請時には協力会社に関する添付資料を提出する必要はありません。
493	入札金額	22	第2	様式			2	当該入札書に記載する金額とは、様式Ⅳ-9の年度の「合計」欄の「総計」額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	提案書のページ数	26 ~ 151	第2	様式 様式				技術提案書および事業提案書において、ページ数の指定がないものは、ページ数は自由という理解でよろしいでしょうか?	(質問No. 476参照)

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
495	様式	26 ～ 119	第2	様式			様式Ⅲの様式枠内に記載されている説明文(例:様式Ⅲ-1「施設整備に関する・・・わかりやすく記述してください。')は残す必要がありますでしょうか。	(質問No.477参照)
496	図面尺度						技術提案書で使用する平衡面図の尺度は提案者の自由と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
497	技術提案概要説明書	26	第2	様式		1	「将来の技術革新における市民還元のプロ案」とは、具体的にはどのような提案をイメージされているのでしょうか。	計装設備や膜の更新時に、技術革新によって、最先端の電子部品や膜モジュール等の物品で、より高性能のものがより安価に入手できるようになった場合等を想定しています。
498	水理計算書	33	第2	様式		8	水理計算を行う際に用いる公式や係数等に指定はありますか?	応募者の提案に委ねます。
499	提案書様式	34	第2	様式		9	様式Ⅲ-9の工種のうち、「カ 排水処理施設(建築)」と「キ 排水処理施設(建築・機械)」の建築の分類の違いは何か、ご教示ください。	「キ 排水処理施設(建築・機械)」は、「キ 排水処理施設(機械)」に修正します。
500	提案書様式	35	第2	様式		10	浄水施設計画の建築構造物〔様式Ⅲ-10〕と土木構造物〔様式Ⅲ-11〕の区別をどのようにお考えか、ご教示ください。	膜ろ過棟及び事業者用管理棟については建築構造物としてください。浄水処理に必要な構造物については土木構造物としてください。
501	浄水施設計画 (土木構造物)	36	第2	様式		11	浄水処理を行う上で必要と考える土木構造物とは着水井を指すものでしょうか?それとも、排水処理施設の濃縮槽や配水池も含めた施設全体の土木構造物を指すのでしょうか?着水井のみを指す場合、様式Ⅲ-16の備考では着水井は要求水準書で規定するものではないとあり、場合によっては浄水処理を行う上で必要と考える土木構造物はないということもありますが、いかがでしょうか?	前段は、排水処理施設を含まない浄水処理施設の土木構造物を指します。そのため、着水井を設置する場合は、本様式に記述してください。 後段は、ご理解のとおりです。
502	浄水量	39	第2	様式		14	「濁度30度以下の原水を171,000m ³ /日浄水するために提案される設備概要」とありますが、業務要求水準書で示されている生産水量171,070m ³ /日の方が正との理解でよろしいでしょうか?	生産水量は、「171,070m ³ /日以上」を正としてください。
503	洗浄方法	39	第2	様式		14	記述の観点に「洗浄方法と留意した事項」という項目がありますが、この洗浄方法とは、膜の物理洗浄を指すのでしょうか?それとも薬品洗浄も含めた内容を指すのでしょうか?	物理洗浄、薬品洗浄の両方を指します。
504	浄水処理フローシート	40	第2	様式		14	フローシート中に、「凡例は各事業体の表記方法とする」とあり、各事業体の誤りと思料しますが、この場合、各事業体とは、横浜市様と事業者のどちらを指すのでしょうか?事業者の場合、独自の表記方法を用いることは可能との理解でよろしいでしょうか?	「各事業者」が正しい表記です。また、独自の表記方法を用いていただいても問題ありませんが、凡例は必ず記載してください。
505	浄水処理フローシート	40	第2	様式		14	フローシートの機器リスト表について、ポンプの揚程がmHとS I単位になっていません。ポンプ揚程はS I単位で記載との理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
506	提案書様式	41	第2	様式		15	様式Ⅲ-12、15等の書式一覧表の「番号」は何かに対応する番号でしょうか。単に各表の番号に続いて通し番号を付けばよいとの理解でよろしいですか。	様式Ⅲ-64、Ⅲ-67-①、Ⅲ-67-②等と対応しています。
507	配水池流入管について	42	第2	様式		16	様式Ⅲ-16では回収系処理水を配水池へ単独で流入させていますが、流入管の規定は1,350 の規定があります。回収系からの配水池流入管は事業者提案によるものとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、配水池流入水量については瞬時値で測定できるようにしてください。
508	配水池流出管について	42	第2	様式		16	物理洗浄用水は配水池より直接取水することよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
509	水収支フロー図	42	第2	様式		16	{例}記載で、薬液洗浄設備からの排水が産廃処分と記載されておりますが、廃液水質が下水道放流基準を満たし、かつ土木事務所との協議によりOKができれば下水道放流の計画でも可能ですか。	(質問No.189参照)

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答
510	濁度由来流入固形物量	43	第2	様式	17		様式Ⅲ-17については、本質問回答書の添付資料3のとおり修正します。スラッジ貯泥量のシミュレーションを行う上で、4倍の発生固形物量を日量として想定しています。また、青山沈殿池の運用方法を現在と変更することから、安全性を考慮してSS換算係数を1.2として記載しています。そのため、貯泥における最大汚泥量のシミュレーションについては、修正した濁度由来における最大流入固形物量の値を用いて検証を行ってください。 一方、貯泥槽以降のシミュレーションにおける汚泥量については、日当り発生最大固形物量と最大濁度の連続発生時間や脱水施設等の運転時間を勘案して応募者で設定してください。そのため、様式Ⅲ-53については、本質問回答書の添付資料4のとおり、濁度由来における最大流入固形物量を修正します。
511	水収支計算書における、原水条件	43	第2	様式	17		A3版1枚以内とのご指示ですが、状況により運転方法を変更する場合は、枚数は増えてもよろしいでしょうか。
512	水収支計算書	43	第2	様式	17		水収支計算書の計算条件は水質に濁度及びpHしか記載されていません。PAC注入量を決めるには条件が不十分です。アルカリ度、色度、TOC値の条件はいただけないでしょうか。
513	水収支計算書における、項目及び計算式	43	第2	様式	17		水収支計算書の縦軸の項目や、(エクセル上の関数による)計算式は事業者側の設備によって異なることから、自由に書き換えてよいでしょうか。
514	水収支計算書(様式Ⅲ-17) 濁度由来流入固形物量	43	第2	様式	17		濁度由来流入固形物量が月平均濁度の4倍にSS換算係数を乗じて算出された量となっております。この4倍の量が毎日流入すると考えますと、過大な脱水設備が必要となります。通常、年間平均濁度の4倍を計画濁度(設備規模)の目安とし、この計画濁度を越える固形物量は一時貯留や時間差を考え平常時に処理を行うのが水道設計指針の主旨と思います。月平均濁度にSS換算係数を乗じて算出される固形物量でよいと思われませんが、いかがでしょうか。
515	水収支計算書(様式Ⅲ-17) 濁度由来流入固形物量	43	第2	様式	17		脱水処理において1日流入固形物量を1日を越えて処理を行う場合、1日当りの脱水機投入固形物量(kgDS/日)とは、1日で脱水処理できる最大固形物量と理解してよろしいでしょうか。
516	計算数値について	43 79 90	第2	様式	17 53 61		これらの記載内容は、現状与えられた条件での計算値であるため、実際は原水水質などによって運転が異なる場合があります。最終的には、要求水準を満たすことが最も重要と考えます。ここに記載の値は参考値と考えてよろしいでしょうか。
517	薬品設備計画	51	第2	様式	25		膜の薬品洗浄設備についても、薬品設備計画に含まれるものとし、この様式に記載するとの理解でよろしいでしょうか。
518	電気設備計画	56	第2	様式	30		4 上記設備の切替計画とは、受変電、自家発の停電時の切替と考えてよろしいでしょうか。
519	電気設備計画	56	第2	様式	30		切替計画策定等のために、現状電気設備資料(単線結線図、計装フロー、システム構成図等)、の公開をお願いします。
520	環境面への配慮	66	第2	様式	40		省エネルギー設計の根拠資料等とは、計画に使用した省エネルギー機器のカタログ等と考えてよろしいでしょうか。
521	数値根拠について	79	第2	様式	53		様式Ⅲ-53について、Excelデータから濁度由来固形物量のセルにおいて「1.2×濁度×7,200×4」で算出しております。「4」についてはどのような数値根拠かご教示下さい。(年間平均濁度の4倍値で排水処理を設計することはありますが、時間濁度の4倍値を想定している根拠が分かりません。)また、濁度とSSの換算係数含め、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答	
522	薬品洗浄水量	79	第2	様式	53		時間別最大濁度発生時シミュレーション(浄水処理)の計算条件である濁度由来流入固形物量が、時間別の取水量と原水濁度から計算される値に対して4倍の係数が掛けられています。このことは、時間別の最大濁度に対して4倍の固形物量を見込んで排水処理施設等を設計しなければならぬとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 521参照)
523	薬品洗浄水量	79	第2	様式	53		薬品洗浄水量は配水池の種別になっていますが、薬品洗浄の用水は配水池から取水するものとの理解でよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
524	最大固形物量	79	第2	様式	53		「最大固形物発生量は事業者側の提案設定値により、シミュレーションを作成してください。」とありますが、最大固形物発生量という欄がありませんが、具体的にエクセル表のどこの部分を提案できるのでしょうか。	応募者の提案により細目が異なるため、必要に応じ、行を適宜追加してください。
525	項目及び計算式	79	第2	様式	53		水収支計算書の縦軸の項目や、(エクセル上の関数による)計算式は事業者側の設備によって異なることから、自由に書き換えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
526	時間別最大濁度発生時シミュレーション(浄水処理)	79	第2	様式	53		本様式のエクセルファイルは、A3で2ページになっていますが、これを1ページにおさめるのでしょうか。または、ワードファイルのように、11h~34hについて省略し、1ページとするのでしょうか。	(質問No. 513参照)
527	脱水汚泥有効利用の記載内容	85	第2	様式	58		Ⅲ-58-①自体には、事業者が記載すべき事項がないと思われませんが、他の様式を説明した記載内容を残したままで、提出すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式Ⅲ-58については、②、③のみ提出してください。
528	脱水汚泥の有効利用	85	第2	様式	58		様式Ⅲ-58-①には、提案を行う脱水汚泥の有効利用について、有効利用上の留意した点や配慮した事項について、簡潔に記載すればよいとの理解でよろしいのでしょうか。様式Ⅲ-58-①に記載すべき事項について、ご教示願います。	(質問No. 527参照)
529	脱水汚泥有効利用の記載内容	85	第2	様式	58		この様式において記載すべき内容はないと思われま。様式集のまま提出すればよいとの理解でよろしいのでしょうか、ご教示ください。	(質問No. 527参照)
530	再生利用	85	第2	様式	58		「業務要求水準書」(36頁)で「…汚泥については、有効利用として処理を事業者が行う」とあります。一方、本様式の記述要領では、「再生利用」とありますが、「再生利用」とは「有効利用」との理解でよろしいのでしょうか。 また、「再生利用」とは、『循環型社会形成推進基本法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、その他の法令に定義される意味を有さないとの理解でよろしいのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、有すると理解してください。
531	エネルギー使用量計算書(様式-61-①②)	90 91	第2	様式	61		毎日稼働しない機器についての稼働時間とは、各月1日当たりの平均稼働時間に換算した時間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
532	施設整備費	130	第2	様式	7	A	「物価上昇を除いた額を記入してください。」という注意書きが様式Ⅳ-9(年度別サービス対価支払予定表)には記載されていますが、本シートに関しても同様であることをご確認ください。	物価変動の取扱いについては、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙6で示すとおりです。
533	施設整備費	130	第2	様式	7	A	本シートにて提案する施設整備費用総額が割賦代金となるものと理解いたします。 予備的費用・積立金等(これらの費用はリスクが顕在化しない限り支出されず、最終的にはS P Cの利益となる)を含む必要がありますが、これらを「その他」の項目として列記させて頂けるものと理解してよろしいのでしょうか。 それとも、これらの費用は個々の調達費用項目に配賦する形とすべきでしょうか。	前者としてください。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
			第2	様式		7			
534	既設撤去費用の見積り	130	第2	様式		7	A	既設撤去に係る費用については、本様式の「直接工事費」「その他(注3)」として適宜項目を追加して記載することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、その他については、可能な範囲で具体的に記入してください。
535	建中金利・融資組成手数料等費用等の見積り	130	第2	様式		7	A	サービス対価のうち「施設整備費及びこれにかかる支払利息」に該当する建中金利、融資組成手数料及びその他施設整備に関する初期投資費用と認められる費用等については、本様式のどの項目へ記載をすればよろしいでしょうか。	必要に応じて適宜費目を追加の上、記入してください。
536	施設整備費の工事期間による区分	130	第2	様式		7	A	施設整備期間の第1段階、第2段階の各施設整備費の見積りについては、工期短縮の提案を行わない場合で第1段階をH21～25年度、第2段階をH26～28年度に区分して記載することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
537	価格表示	130～147	第2	様式		7～13		金額を「千円単位で表示(千円未満切捨て)」とのご指示ですが、事業契約の際には事業契約書第5条第2項の規定により円単位での契約になるものと理解いたします。契約規模からすると、千円未満の議論をすることにあまり意義を見出せるものではないかと存じますが、公共料金等、千円未満の単価を根拠として積算した場合に、千円未満の端数が生じることが想定されます。また、金利計算については、必ず千円未満の端数が生じることとなりますので、お考えをご確認願います。	表記上、千円未満切捨てとさせていただきます。なお、実際の支払は円単位となります。
538	施設整備費積算表	131	第2	様式		7	B C	これらの様式について、枚数制限はないと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 476参照)
539	積算の考え方	133	第2	様式		7		「各新設対象施設のコスト配分の方針」とありますが、コスト配分とは、各施設の土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、計装制御工事等の各工事種別へのコスト配分を意味するとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、浄水施設、配水施設、排水処理施設等の各施設へのコストの配分を意味するとの理解でよろしいでしょうか。コスト配分とは、何に対する配分を意味するののかについて、ご教示願います。	後者を意味します。
540	費用計画		第2	様式		7 8		様式IV-7及び様式IV-8はSPCの費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	上水道料金の算出について	134	第2	様式		8	A	様式IV-8Aについて、運転管理業務費の中の光熱水費ですが、場内で使用する上水使用料金についてはどのように算出すべきでしょうか。ご教示下さい。(171,070m ³ /日を超えた浄水量分は事業者側で利用出来るものと想定しますが、仮に原水量が減少した場合には171,070m ³ /日以上の上水使用量を確保する為に無償で利用出来る浄水が0となる可能性があります。)	171,070m ³ /日を超えた浄水量分も横浜市に帰属します。したがって、事業者が使用する上水については、事業者が給水契約を行い、上水使用料金を支払っていただきます。
542	維持管理費の変動	134	第2	様式		8	A	SPCが負担する維持管理費に事業年度毎に変動がある場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。様式IV-9(注5)に記載のように平準化したサービス対価を記載することによってよろしいでしょうか。	初年度の4月～翌年3月の1年間の費用を記入してください。
543	修繕費の費用見積り	136	第2	様式		8	C	修繕費の費用見積りについて、部品交換等の小修繕については、部品代や材料費等を含め、保全管理業務費(修繕費を除く)にまとめて計上してもよろしいでしょうか。またその場合、いくら以下を小修繕とするかは、提案者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
544	参照別紙の確認	137	第2	様式		8	D	「(注4)入札説明書添付資料5「事業契約書(案)」別紙6 3(2)イ～」とは、「(注4)入札説明書添付資料5「事業契約書(案)」別紙5 3(2)イ～」を指すものであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙5 3(2)イに修正します。
545	注意書き	137	第2	様式		8	D	(注4)に「別紙6」とあるのは、「別紙5」の誤りではないでしょうか。	(質問No. 544参照)

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
546	様式IV-8CD	137	第2	様式		8	D	「・・・別紙6 3(2)イに該当する費用は、・・・」の「別紙6」は「別紙5」ではないでしょうか。	(質問No.544参照)
547	項目 注意書き	139	第2	様式		9		「年度別サービスの対価支払予定表」の「設計・第1段階工事期間」は、「事業契約書(案)」の別紙1の定義に従えば、正しくは「設計・工事期間」ではないでしょうか。同様に、「設計・第2段階工事期間」は、正しくは「第2段階工事期間」ではないでしょうか。 また、(注2)及び(注4)に「別紙6」とあるのは、「別紙5」の誤りではないでしょうか。	前段については、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙1の「設計・工事期間」を「設計・第1段階工事期間」に修正します。 中段については、ご理解のとおりです。 後段については、質問No.544をご参照ください。
548	平準化	139	第2	様式		9		(注5)に「維持管理費は、・・・平準化して・・・記入して下さい。」とありますが、「修繕費を除く維持管理費」の欄には、当該費用の「事業期間」の合計金額を40等分した金額を記入し、「修繕費」の欄には、様式IV-8C・Dの修繕費の総額を40等分した金額を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」別紙5 3(2)イに記載のとおり、修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごと一括して支払います。したがって、本項目の記載は、「(5)修繕費を除く維持管理費は、事業に要する費用に基づき、維持管理期間にわたって平準化して支払を受ける前提で応募者が提案する金額を記入して下さい。」に修正します。
549	平準化	139	第2	様式		9		(注5)に「平準化して支払を受ける前提で・・・」とありますが、「維持管理費」は、本様式の予定表に記入された(応募者の提案)金額に従って「修繕費」を含め平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.548参照)
550	維持管理費の変動	139	第2	様式		9	(注2) (注4)	「「事業契約書(案)」別紙6」とは同別紙5との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.544参照)
551	補助金の考慮	139	第2	様式		9		当該様式の施設整備費及び支払利息については、①補助金の受領は考慮せずに作成すればよろしいでしょうか、②それとも補助金の受領を前提として作成するのでしょうか、③後者の場合には、受領が見込まれる補助金額及び交付の時期は事業者の側で見積もるのでしょうか。また当該見積り金額・交付時期と実際に受領した補助金額・時期に差異があった場合の取扱いはどのようになるか、ご教示下さい。	(質問No.7、100参照)
552	サービス対価の 支払基準	139	第2	様式		9		本様式へ記載するサービス対価の金額は、サービスの対価の支払期間を基準に記載するのでしょうか、それともSPCからの請求に対する市からの支払を基準に記載すればよろしいでしょうか。	前者としてください。
553	維持管理費の記載方法	139	第2	様式		9		本様式は年度の前期・後期での記載となっていますが、維持管理費は四半期毎に支払がなされるものと理解していません。第1四半期、第2四半期を前期として、第3四半期と第4四半期を後期として記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	年度別サービスの 対価支払予定 表	139	第2	様式		9		「維持管理費は、事業に要する費用に基づき、維持管理期間にわたって平準化して支払を受ける前提で応募者が提案する金額を記入」とありますが、維持管理費のうちの修繕費についても、維持管理期間にわたって平準化して横浜市様から支払を受けることができるという理解でよろしいでしょうか?	(質問No.548参照)
555	注意書き	140	第2	様式		10	A	(注1)は、本様式のどの部分に対する注意書きでしょうか。 また、(注1)の注意書きの趣旨について、ご教示願います。	様式IV-10A「収入計画及び資金計画」1の収入計画全体に対する注意書きです。収入計画という表題となっていますが、施設整備費、維持管理費に係る費用見積り及びこれらの積算根拠は本様式に記載する必要はない旨、記載したものです。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問			回答
556	収入計画	140	第2	様式	10	A	1ア	スプレッドの内訳を示すようになっていますが、融資者分スプレッドとSPC分スプレッドの単純合計が最上段に記入すべき提案スプレッドとなるものを想定されているのでしょうか。 また、融資者分とは、次ページの2(3)項に示される外部借入先の条件の加重平均と考えてよろしいでしょうか。そうすると、SPC分とは総資本コストと負債コストの差ということで換算される値と認識してよろしいでしょうか。いずれにしても、最上段に記載されるスプレッドのみが最終的に事業契約上の金利決定根拠として採用されると理解してよろしいでしょうか。	融資分とSPC分の単純合計をスプレッドとし、これが事業契約に規定するスプレッドとなります。融資分及びSPC分の計算方法は応募者の判断に委ねますが、その計算過程はイの「根拠」欄に必ず記入してください。
557	長期収支計画	144	第2	様式	13		A	サービスの対価の欄には、様式IV-9の金額(維持管理費は平準化したもの)を記入し、維持管理費の欄には、様式IV-8C・Dの修繕費に基づく維持管理費(年度毎に支出状況が異なる点を反映させた内容)を記入するとの理解でよろしいでしょうか。 この場合、修繕費に対応する収入(サービスの対価)部分は平準化され、支出は平準化されていないため、税引前当期損益が赤字(損失)になる年度(大規模修繕等、修繕費の年額が平準化された年額より著しく大きい金額の年度)が生じる可能性があります。事業の安定性の評価において、マイナス評価とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 548参照) したがって、支出状況が異なるということはありません。
558	ダウンサイドケース	145	第2	様式	13		B	「★事業者において想定するダウンサイドケース」について、特に想定をしておくべき事項がありましたらご教示下さい。	応募者の提案に委ねます。
559	長期収支計画における消費税	145 146 147	第2	様式	13 14		(注1)	「消費税及び地方消費税…を除いた額を記入してください。」とありますが、消費税の支払のために資金調達を行う場合、そうした資金調達、返済、及び金利も、表には含めない、ということでしょうか。この場合、消費税融資の金利分、収支計画上の施設整備費額が提案と相違する可能性があります。それで問題ないでしょうか。	本記載を修正することとし、資金計画には、消費税及び地方消費税を含めてください。
560	長期収支計画の項目	146	第2	様式	13			「初年度の金額」を記載することとなっておりますが、これは第1段階の工事が完了し、引渡後の翌年度(工期短縮の提案を行わない場合でH26年度)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	キャッシュフロー計画	147	第2	様式	14			「消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。」とのご指定ですが、収支計画表とは異なり、キャッシュフロー計算書においては、仮払消費税・仮受消費税・消費税還付金・消費税の納付が大きく資金調達に影響してくるものですので、これらを「その他」の項目として列記することと考えます。(そうしなければ、キャッシュフロー計算書によって資金調達の健全性を確認することができないため。)	本記載を修正することとし、キャッシュフロー計画書には、消費税及び地方消費税を含めてください。なお、記載欄は、適宜追加してください。
562	キャッシュフロー計画	147	第2	様式	14			本キャッシュフローシートは直説法で表示するものと理解いたします。従って、このキャッシュフローデータからDSCR及びIRRが直接導かれるものと考えますが、次葉に示された定義は、損益計算書から間接的に導くことを要求しています。 どちらの計算でも結果が同じになるならば問題ありませんが、指定された定義では収益計上とキャッシュフロー計上のタイミングのずれを考慮していませんので、食い違いが生じることとなります。(例えば、平成27年1月～3月のサービス対価は26年の収益ですが、キャッシュフロー上では27年度の収入です。費用についても同様のことがあります。また、保険料等、商習慣上前払となるものについては逆のケースとなります。)定義をキャッシュフローからの直接法で見直して頂くようお願いいたします。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答	
563	キャッシュフロー計画	148	第2	様式	14	(付属)	DSCRの計算根拠における「Pn」については、「借入金返済額」=「外部借入金返済額」と解釈しますが、よろしいでしょうか。即ち、スポンサーが拠出する株式以外の方法による資金があった場合には、その返済額は除外されるものと解釈いたします。 同様に、「In」についても、「外部借入金に対する支払利息」と解釈させていただきます。	Pnという「借入金返済額」及びInという「支払利息額」には、他人資本のみ含むものとし、劣後ローンの返済額及び支払利息額は除外します。
564	キャッシュフロー計画	148	第2	様式	14	(付属)	PIRRの計算根拠における「Cn」については、「税引後当期損益」をベースとして調整するようになっていますが、同指標の本来の定義である「税引前当期損益」からの計算にさせていただけないでしょうか。 利益に税金を含むことの合理性は以下のとおりです。 PIRRはROA（総資産事業利益率）のライフサイクルを通した平均値に相当するものです。ROAのR（リターン）である事業利益には税金が含まれています。（ROEは税引後準利益を対象とする。） PIRRは、プロジェクト全体の収益性を評価する指標で、最低限これが負債調達コスト（利率）を上回らなければ、株主として投資価値が無いという意味合いを持つものです。この趣旨に沿えば、数理的に税金を利益の一部として分子に含めなければなりません。	変更する予定はありません。
565	キャッシュフロー計画	148	第2	様式	14	(付属)	EIRRの計算根拠における「Cap」=「出資額」にはスポンサーによる株式以外の拠出資金がある場合に、これを含めて計算しますか。 その場合には、それらの資金に対する元利償還を外部借入金と区別して、「Cen」に加算する必要があります。	劣後ローンについては、EIRRの計算根拠における「Cap」=「出資額」に含めて計算してください。
566	DSCR	148	第2	様式	14		DSCRは、優先融資について計算するという理解でよろしいでしょうか。	他人資本の元利返済額を分母において算定したものを記載してください。
567	EIRR	148	第2	様式	14		式中、Cen及びDnには、出資の元本償還額を加える必要があると思うのですが、いかがでしょうか。また、その場合、出資の償還はいつと想定すればよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業最終年度としてください。
568	リスク対応計画	150	第2	様式	16		「(注2) 想定するリスク・・・実施方針別紙2のリスク分担表に記載のリスクを網羅する」とあります。本様式において、リスク分担表をベースに事業者が作成したリスク対応表を添付資料とすることは可能でしょうか。	様式IV-16「リスク対応計画」について、別添資料の添付を認めることとし、本項目の記載を修正します。
569	(様式IV-16) リスク対応計画	150	第2	様式	16		本様式の指定枚数は「A4番2ページ以内」となっていますが、必要記載項目特に(注2)の「リスク分担表に記載のリスクを網羅」を満たすためには、この指定枚数ではスペースが不足し十分な記述が出来ないと懸念されます。本様式の必要記載事項または指定枚数について再考をお願い致します。	(様式No. 568参照)

《入札説明書別添資料4 基本協定書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
570	当事者の義務	1	第2条	第2項			事業契約書への反映は甲乙間の合意でなされるものであり、甲乙双方の義務と考えます。従い、冒頭部分を「乙は…」ではなく、「甲及び乙は」として頂きたく、お願いします。	変更する予定はありません。
571	当事者の義務	1	第2条	第2項			「甲（＝貴市）の要望事項」とは、「入札説明書等」に記載された事業者の業務、義務以外を意味するとの理解でよろしいでしょうか。「甲の要望事項」の具体的な内容について、ご教示願います。また、本事業に係る「甲（＝貴市）の要望事項」を事業者が実施することになった場合、当該実施に伴い事業者が生じた費用は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については、具体的な内容は、今後検討しますが、入札説明書等に記載された事業者の業務、義務に関連する事項も含まれます。後段は、要望事項の内容によります。
572	S P C出資者要件について	1	第3条	第2項			構成員以外の出資者は議決権の2分の1未満であれば認められると考慮してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
573	当事者の義務	1	第2条	第2項			「合意した事項…事業契約書に反映」とありますが、事業契約書の規定の変更を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事業契約書の規定を変更することもあり得ます。
574	株式への担保権の設定	2	第4条				各構成員は、株式への担保権の設定を行う場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならないとありますが、法律に基づき総財産を一般担保に供することは、本条項に該当しないという理解でよろしいでしょうか。電気事業者は、「電気事業法」及び「電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律」に基づき、総財産を一般担保に供しているため、これが本条項に該当しないことを確認させて頂くものです。	ご理解のとおりです。
575	株式の譲渡、担保権の設定	2	第4条				S P Cの株式は、S P Cへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、当該担保権の設定については、市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
576	事業契約	2	第5条	1			事業契約は平成21年3月31日までに締結することですが、第6条にいう「乙又は事業者の責に帰すべき事由以外の事由」により契約締結できなかった場合は、契約交渉を継続できるのでしょうか。それとも、如何なる事由であれこの時点で契約締結に至らなければ本件は終了するのでしょうか。	原則として終了しますが、個別の事情によっては、横浜市の判断で契約手続を継続することもあり得ます。
577	入札保証金	2	第6条				入札説明書第3 3 (2) (イ) の入札参加資格要件を具備していないことは、原則として「乙又は事業者の責に帰すべき事由」に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
578	出資者誓約書兼保証書	5	別紙	3			融資契約書の提出については、該当する箇所のみ提出して頂きたくお願い致します。融資契約は各金融機関のノウハウの集大成であり、仮に開示されることになると甚大な被害を被る可能性があるため。	変更する予定はありません。なお、提出された資料については、秘密を厳守します。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
579	表記について	表紙					「入札説明書別添資料5」は「入札説明書別添資料5」が正でしょうか。	ご指摘のとおりです。表紙の記載を「入札説明書別添資料5」に修正します。
580	秘密の保持	7	第4条				秘密の情報の第三者への開示について、本件の応募は構成員と協力会社が一体となって応募資格を達成します。依って協力会社及び事前調査企業が本事業を遂行する対象者と考えます。開示を例外的に認めていただく必要があります。見解をお示し願います。	業務の実施に合理的に必要な場合には、業務受託企業に対しても情報を開示することができるよう規定を修正します。（本質問回答書の添付資料6、添付資料7参照）
581	本事業の概要	8	第7条				本事業に関連のない事業を行ってはならない。とありますが、関連のない事業とは、例えば、事業施設外での原水水質を維持するため横浜市が推進する植樹活動、事業施設内で膜ろ過水および次世代の膜ろ過装置をアピールする活動、事業施設での膜ろ過水を試飲しおいしさをアピールする活動若しくは無料提供する活動が考えられますが、一般的にどのような活動を行ってはいけないとお考えでしょうか。お示しください。	事案ごとに判断しますが、典型的には本事業以外の事業活動等が考えられます。なお、本事業の支障とならない範囲で、ご指摘のような活動を行うことを妨げるものではありません。
582	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		「設計・工事期間中の契約補償金の額は、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額」とありますが、違約金が規定された第90条との整合性を図るために、「及びこれにかかる支払利息」を削除願います。	(質問No. 90参照)
583	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		履行保証保険の締結者が、乙自ら若しくは工事請負人等とされていますが、乙と請負契約を締結するJVは工事請負人等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
584	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		契約保証金の終期は、設計・建設期間終了時点ですが、定義上設計・建設期間は原則として平成26年3月までとなっていますので、契約保証の対象は工事工程上第一段階までと理解されます。第二段階については契約保証金は不要という理解でよろしいでしょうか。念のため確認致します。	第2段階工事期間についても、契約保証金を納付していただきます。この点が明確になるよう関連する規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
585	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		第90条1項規定の違約金は「施設整備費相当額の100分の10に相当する額」となっていますが、これに対する契約保証の金額は第10条の規定によると「施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）及びこれにかかる支払利息の100分の10に相当する金額」となっています。契約保証は違約金の担保として機能するはずですが、両者の金額に差を設けた理由をご教示下さい。	(質問No. 90参照)
586	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		設計工事期間中の契約保証金を納付する場合は、施設整備費＋支払利息の100分の10に相当する金額となっておりますが、履行保証保険を締結する場合はその保証金額は施設整備費の100分の10となっております。この金額の差異について、契約書案のとおりで良いかご確認をお願いします。	(質問No. 90参照)
587	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		履行保証保険の期間は第1期工事完了まででしょうか？それとも第2期工事完了まででしょうか？	(質問No. 584参照)
588	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		履行保証保険の期間が第2期工事完了までである場合、第1期工事完了分については、保証金額を減額することは可能でしょうか？	認められません。
589	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		契約保証金の額について、支払利息を含む金額を対象として10%ということですが、履行保証保険による場合は支払利息を対象とはしないという理解でよいでしょうか。なお、利息という建設期間中には発生していない債務に対して履行保証金を求めるという合理的ではないので、対象外にしていただけませんか。	(質問No. 90参照)
590	履行保証	9	第10条				引渡し日以後（維持管理期間）の履行保証についての記述がないのはなぜでしょうか。	維持管理業務については、履行保証金の納付を求めない趣旨です。質問No. 584もご参照ください。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
591	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		契約保証金の算定の基礎となる「施設整備費」は、事業提案書(様式IV-9)の「年度別サービスの対価支払予定表」の施設整備費及び支払利息の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た金額との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.90参照)
592	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		複数の工事請負人が、乙(=事業者)との間で締結した工事請負契約に関して、乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、その保証金額を総和した金額(=総額)が施設整備費の100分の10以上に相当する金額となる場合、乙は契約保証金の納付を免れるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保険金請求権には質権が設定される必要があります。
593	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		当該債権に係る証書とは、履行保証保険契約の原本との理解でよろしいでしょうか。	保険会社から交付される保険証券を提出してください。
594	責任の負担	10	第11条	第4項			事業者提案が優先して適用された場合、提案書が事業契約書に添付されるとの理解でよろしいでしょうか。	添付の有無にかかわらず、事業者提案の内容が入札説明書別添資料1「業務要求水準書」を上回るときは、事業者提案が優先して適用されます。
595	責任の負担	10	第12条	第1項			「乙は、... 本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。」とあります。しかし乙は経験ある請負者(管理者)であるとしても人知のおよばない事由(それが乙の責めに帰すべき事由に入る場合も)も発生する可能性を100%ぬぐうことができません。そのため乙は通常見積金額に予備費としてある程度のリスクを計上するものです。逆にいえば、リスクを青天井式に見積に見込むと「安全」ではありますが、入札価格が高くなり(全入札者が同じ行動を取れば)甲が高い費用を負担することになります。人知がおよばないリスクをどこまで見込むかについては、甲乙が合理的に分担すべきといえます。すなわち、このような高額な契約では乙の責任限度額の条項が設けられ、例えば乙の負担する損害賠償額の合計は契約金額の10%を限度とするように定められます(例:柏市清掃工場長期責任委託事業第42条、下水道協会維持管理業務契約文案23条(分子は空欄)、海外での契約では例多数(FIDIC銀・黄・赤版とも17.6条))。従って、本文末文に「但し、甲は、乙に対して、契約金額の10分の1を越えて、本契約に基づく損害賠償債務にかかる権利を行使しないものとする。なお、乙に故意又は重過失ある場合はこの限りではない。」としていただけないでしょうか。	変更する予定はありません。
596	責任の負担	10	第12条				乙よりも格段の経験と情報を有し本業務に精通している甲が十二分に検討の上ドラフトされた本事業契約では、第13条以下で本業務を網羅した詳細な事項毎に甲と乙の責任と義務が規定されており、この第12条の1項、2項、3項の内容は必要に応じて全て盛り込まれているにも拘らず、重複して“責任の負担”の一般条項であるこの第12条を設けたのはなぜでしょうか。この第12条は必要がないのではないのでしょうか。ご教示ください。	第12条は本事業における責任負担の原則を明確にするための規定であり、変更する予定はありません。
597	責任の負担	10	第12条	第1項			「...本事業の実施に係る一切の責任を負う」とありますが、これは本契約に定める乙の債務の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	事業者は、事業契約書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負います。
598	業務受委託企業の 使用等	11	第13条	第2項			委託または請け負わせようとする企業が、参加申請した構成員や協力企業であっても、甲に通知・承諾は必要なのでしょうか。	事業者提案に記載された構成員又は協力会社であっても、通知・承諾を要します。
599	業務受託企業の 使用等	11	第13条	第2項			「甲の事前の書面による承諾を得なければならない」とありますが、通知受領後、甲が書面による承諾を出す期限は規定されないのでしょうか。	変更する予定はありません。
600	業務受託企業の 使用等	11	第13条	第2項			「当該契約書の重要な部分を変更しようとする」とありますが、重要な部分とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	具体的な契約の内容によりますが、委託又は請負に係る業務の内容・実施方法の変更、契約金額・支払方法の変更、契約期間の変更等が考えられます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
601	設計業務の一部再委託	11	第14条	第1項			設計業務の実施を担う者が、主たる部分ではない一部の設計業務を当該応募者の構成員及び協力会社へ再委託することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。明確化のため、関連する規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
602	業務受託企業の使用等	11	第13条	第2項			業務受託企業との契約書案を横浜市殿に提出することを義務付けられています。が、契約内容には契約金額等、当該契約上の第三者に公表されるべきではない詳細条件が記載されている場合、これらの部分を墨入れした形で提出することによいでしょうか。	変更する予定はありません。なお、提出された資料については、秘密を厳守します。
603	国庫補助金	12	第15条	第3項			「甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合・・・当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備費の支払い義務を免れる」とありますが、国庫補助金の支給と乙に対する支払い義務とは別個のものであり、補助金支給の有無に関らず甲の乙に対する施設整備費の支払い義務はあると考えますが、如何でしょうか。	(質問No. 102参照)
604	国庫補助金の支給決定時期	12	第15条	第3項			国庫補助金の支給の有無が確定する時期についてご教示ください。	(質問No. 100、112参照)
605	国庫補助金がない場合の予算手当て	12	第15条	第3項			国庫補助金が支給されない場合に備え、市殿において、当該見込み金額分について予め予算手当て（債務負担行為の議決）を行っていただけとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 7参照)
606	乙の資金調達等	12	第15条	第3項			「国庫補助金の支給が確定した場合には、・・・当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。」とありますが、支払いは国から市経由で事業者に行われるので、「免れる」ことはできないのでしょうか。	(質問No. 102参照)
607	乙の資金調達等	12	第15条	第3項			「乙が負担する施設整備費及び支払利息の一部に充当」とありますが、支払利息の一部に充当できる国庫補助金として何か具体的に想定されているのでしょうか。	本項目の記載を「乙が負担する施設整備費の一部に充当」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
608	乙の資金調達等	12	第15条	第4項			補助金申請義務は甲にあるため、乙に甲への協力義務以上に違約金を求めるのは過剰なペナルティと思料致します。	(質問No. 100参照)
609	国庫補助金	12	第15条	第4項			本項における「乙の責に帰すべき事由」とは、どのようなケースを想定されていますでしょうか。	(質問No. 100参照)
610	国庫補助金	12	第15条	第4項			「得べかりし交付金額の10%に相当する金額を減額」とありますが、そもそも当該補助金は甲乙の相互協力に基づき支給されるものの、乙に対しては基本的に便益がないものと考えられます。このような状況下において乙の帰責事由で補助金が支給されない場合にのみペナルティが課せられ、補助金が支給されることに対するインセンティブがないことは不公平と思われませんが、如何でしょうか。	(質問No. 100参照)
611	得べかりし交付金	12	第15条	第4項			要求水準書に記載されている国庫補助金対象項目以外の交付金を含める場合、乙の責めに帰すべき事由により、国庫補助金が交付されないことが確定した場合は得べかりし交付金の10%を減額するとありますが、国庫補助金の対象となる範囲及び料率が明確となっていない。国庫補助金に対する交付の有無に対する抗弁が民間事業者にあるとは限らない。交付金申請は政令市から都道府県を経由して厚生省・財務省と考えてます。本来行政の業務と考えます。依って民間事業者にはコントロールできない行政手続きであること、交付金の10%が想定できないリスクであることから第4項は削除願います。	(質問No. 100参照)
612	補助金不交付時の減額	12	第15条	第4項			「～サービス対価から、得べかりし交付金金額の10%に相当する金額を減額する。」とありますが、これはサービス対価の施設整備費が当該金額分減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、明確化のため、第15条第4項中「サービスの対価から」を「施設整備費から」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
613	乙の資金調達等	12	第15条	第4項			乙の責めに帰すべき事由とありますが、具体的にはどのような事由を想定されておられるかご教示願います。	(質問No. 100参照)
614	乙の資金調達等	12	第15条	第4項			「乙の責めに帰すべき事由により」とありますが、国庫補助金が交付されない乙の事由として具体的にどのようなケースが想定されるのでしょうか。	(質問No. 100参照)
615	乙の資金調達等	12	第15条	第4項			「前項に定める国庫補助金が交付されないこと」とありますが、前提となっている国庫補助金とは入札説明書の第5. 2. (1) ア、イと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
616	国庫補助金	12	第15条	第3項			「…当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。」となっておりますが、支払義務を履行し、支払債務が消滅したことになるのであって、免れるということではないように思われます。また、支払利息は予め控除されて計算されておりますので「支払利息」に充当するというのも辻褃がありません。恐れ入りますが、これらの点について整理をお願いします。	(質問No. 102、607参照)
617	国庫補助金	12	第15条	第3項			国庫補助金の確定時期はいつ頃でしょうか？また、入金時期はいつ頃を想定すればよいでしょうか？	(質問No. 100、112参照)
618	乙の資金調達等	12	第15条	第3項			甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備費及び支払い利息の一部に充当するものとし、当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する支払義務を免れるものとする。」という記述について「甲に対する国庫補助金」としながら、国庫補助金は乙に支払われることを前提となっております。	(質問No. 102参照)
619	国庫補助金の申請	12	第15条	第3項			国庫補助金の申請等の対応に係る人件費等、合理的に算定される実費につき、施設整備の支払い額から控除するものとしてよろしいのでしょうか。	(質問No. 101参照)
620	補助金による施設整備費の支払免除	12	第15条	第3項			補助金は、甲から乙へ施設整備費の一部として支払われるものと理解しますと、甲が乙に対する施設整備費の支払義務を免れる場合は、現実に当該額が乙に支払われた場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
621	国庫補助金	12	第15条	第4項			乙の責めとは、申請における乙の虚偽によるものなど悪質な場合と考えてよろしいでしょうか？	(質問No. 100参照) 必ずしも悪質な場合に限られるものではなく、事業者の過失による場合等も含まれます。
622	交付金金額の10%の減額	12	第15条	第4項			甲による設計変更の要望等に対して、乙が合理的な理由（費用負担条件が折り合わず実施できない等）で応じることができないことに起因して国庫補助金が交付されなかった場合については、乙の責めに帰すべき事由にあたらぬとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 100参照)
623	財務書類の提出	12	第16条	第1項			甲は計算書類及び事業報告を公開することができるとありますが、誰に公開することを想定されておられますでしょうか。	情報公開請求に対応する場合や、本事業の実施状況を議会や市民に説明するために使用する場合が考えられます。
624	財務書類の提出	12	第16条	第2項			「半期に係る財務書類」とは中間決算書類を示しているとの理解でよろしいでしょうか？下半期は年間を通じての決算書類がありますので、下半期について「半期に係る財務書類」は不要と考えております。	上半期に係る貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を提出してください。
625	SPCの解散	12	第16条	第3項			甲の事前の書面による承諾がない限りとありますが、この但書を規定されたご主旨をご教示願います。	事業期間の終了後も、事業者が解散することが適切でないと判断される場合に、その存続を担保する趣旨です。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
626	事業期間終了後の解散	12	第16条	第3項			合理的な理由がない限り、甲は乙の解散を承認するとの理解でよろしいでしょうか。 なお、事業終了後も施設性能保証期間については乙を存続させることを想定されているのであれば、当該期間の乙の存続にかかる費用を検討する必要がありますので、具体的な存続期間と存続期間中の乙に対する業務要求水準（各種の報告等の要否など）をご提示願います。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、具体的な存続期間等は、事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。なお、事業期間の終了後も、事業者による本事業に係る対象業務を実施していただくことは予定していません。
627	保険証券	12	第17条	第2項	(2)		保険証券の原本証明写しの他、保険会社が発行した付保証証明書も認めていただくようお願いいたします。	認められません。
628	維持管理期間の保険	13	第18条	第1項			貴市は、本施設について共済・保険等に加入する予定はあるのでしょうか。もし、加入予定であれば、その共済等の概要（補償条件、求償権行使の状況等）をお示し下さい。	共済、保険等への加入については、提案内容に基づき検討する予定です。
629	維持管理期間の保険	13	第18条	第1項			万一、事業者の責めに帰すべき事由により貴市の所有する本件施設等を損傷させた場合は、まず貴市が付保されている共済等により損失を補償し、なお不足する損害・増加費用につき事業者に対して損害賠償請求を行うという考え方でよろしいでしょうか。	保険契約と原因者への求償は別のものと考えます。
630	租税公課	13	第19条	第3項			実施方針 別紙2のリスク分担表では、本事業に影響を及ぼす税制変更のリスクは、水道局負担となっております。環境税など、法人の利益とは無関係の税制の変更リスクは民間事業者がコントロールできるリスクではなく、過大なリスクと思われま。従って、本項末尾に以下の文言を追記願います。「（ただし、法人の利益とは無関係かつ本事業に影響を及ぼす税制度の変更を除く。）」。	変更する予定はありません。なお、税制変更により生じる追加費用については、第21条第4項に基づき、横浜市又は事業者が負担します。
631	公租公課の負担	13	第19条				公租公課とは何を想定されているのでしょうか。	事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税のすべてをいいますが、典型的には、法人税、所得税、消費税等が考えられます。
632	公租公課の負担	13	第19条	第1項			「租税のすべて」の「すべて」とは、法令等に基づいて乙に対して課税される租税の「全て」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。 また、「租税のすべて」には、貴市が納付義務を負担する租税は、含まれていない（乙が貴市が納付すべき租税を負担することを意味しない）との理解でよろしいでしょうか。	事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税については、すべて事業者が負担していただきます。
633	許認可の取得等	13	第20条	第1項			意味の明確化のため、下記文言の挿入をご検討下さい。 「本契約に基づく乙の義務を履行するために必要となる～」	変更する予定はありません。
634	許認可の取得	13	第20条	第1項			「ただし、甲が許認可の取得又は届出若しくは報告をする必要」とありますが、甲が行う必要があるものとして現時点で想定されている許認可とは何でしょうか。	横浜市が行う必要があるものとして現時点で想定しているものは、第三者委託の届出、浄水処理方法の変更の届出、特定施設の廃止（沈澱池、ろ過池）、最終処分場の変更許可、廃止確認申請等があります。
635	市の帰責による許認可取得の遅延	13	第20条				記載はありませんが、甲の協力が得られないため許認可の取得が遅延した場合、甲は期間の延長を異議なく認め、事業者の経費増加につき負担するものと考えてよろしいでしょうか。	第20条第2項に基づき、遅延が横浜市の責に帰すべき事由による場合には、横浜市が損害等を負担します。
636	過分の費用	14	第21条	第3項			甲は過分の費用を負担するとは、どの程度の額を想定しているのでしょうか、闇雲に行うことは想定できませんが甲乙が一定期間協議して契約解除する建てつけとなっているため、事業計画に明確にする必要がありますのでお示し願います。	その時点の具体的な事業の状況に応じて「過分」という趣旨ですので、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
637	法令等の変更による措置	14	第21条	第5項			「横浜市契約後VE方式実施要綱」について、横浜市HPで検索しましたが該当がありません。入手方法をご教示下さい。	横浜市水道局HPに掲載する予定です。
638	技術革新等によるサービス対価の減額	14	第21条	第5項			本項のサービス対価の減額措置については、施設引渡後の施設整備費及びこれにかかる支払利息（確定した割賦債権部分）には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のような場合も第21条第5項の規定が適用されることもあり得ます。関連する規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
639	法令等の変更による措置	14	第21条	第5項			技術革新「等」とありますが、技術革新の他には具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。また、可能であると認めるときは、とありますが、どのようにして判断するのでしょうか。ご教示ください。	前段は、技術革新のほか、サービスの対価算定の前提となった事情の事後変更を想定しています。なお、質問No. 638もご参照ください。 後段は、事業者及び横浜市においてそれぞれ合理的な根拠に基づいて判断することになりますが、書面により相手方に通知することを要し、当該方法の採否は協議により決定されます。
640	技術革新によるサービス対価減額	14	第21条	第5項			技術革新によるサービス対価減額の規定が法令変更の条項として規定されていますが、技術革新によるサービス対価の減額は法令変更に限らず行われるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、質問No. 638もご参照ください。
641	技術革新によるサービス対価減額	14	第21条	第5項			技術革新によって事業者のコストダウンが見込まれる場合であっても、ブレイクファンディングコストなど資金調達費用が増加する場合は、サービス対価の減額は、当該増加費用を考慮して、行われるとの理解でよろしいでしょうか？	サービスの対価の減額については、横浜市又は事業者は、書面により相手方に通知した上、協議により定めるものとし、かつ、この際、相当因果関係の範囲内であると認められる合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）は考慮されるものとし、ます。
642	法令等の変更による措置	14	第21条				サービス対価の減額が行われ、SPCの資金調達においてブレイクファンディングコストが発生した場合、貴市にてご負担頂けるのでしょうか？	(質問No. 641参照)
643	法令等の変更、不可抗力による措置	14	第21条	第3項	第22条		過分の費用の判断基準となる費用水準につきご教示下さい。	(質問No. 636参照)
644	不可抗力による措置	14	第22条	第1項			「詳細を記載した書面をもって直ちに相手側に通知」とあり、通知を發した日以降、「履行義務の全部又は一部を免れるものとする」とありますが、不可抗力事象により義務の履行が出来なくなっている状況時には、直ちに詳細な内容を通知できない状況である可能性が高いと思われるます。 「履行義務の全部又は一部を免れるものとする」起算日は、客観的・合理的に不可抗力事象により義務の履行が出来なくなったことを証明できた日以降との理解でよろしいでしょうか。	履行義務免除の起算日は、「通知を發した日」となります。
645	不可抗力による措置	14	第22条	第3項			本項において、「台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額は事業者側の負担」となる旨規定がありますが、「台風」や「風水害」は事業者側に責任のない不可抗力ではないかと考えます。ゆえに、これらの事象が発生した場合は、第22条第3項に従って別紙4に定める方法により費用負担を取り決めると考えますが、良いですか。	第73条第4項のとおり、原水濁度30度以上の高濁度が生じた場合には、浄水処理の停止となるため、浄水施設に被害が生じることは想定できません。台風・風水害は、年間数回あるリスクであり、水道事業の使命として、原水が引渡し条件を満たしていない場合でも施設に被害を生じては困るため、入札説明書 別添資料5「事業契約書（案）」第22条第4項で台風・風水害は不可抗力から除外しています。
646	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風及び風水害により生じる追加費用および損害額については、乙がこれを負担する」ということとですが、大規模災害については不可抗力の適用をお願いできませんでしょうか。 海外で昨今発生しているような大規模災害が日本でも起きないとは限りません。現在の建築基準及び要求水準を超えた規模の災害の場合には不可抗力と認定いただけるものと解釈できますでしょうか。 また、台風及び風水害に伴う土石流の場合は、当然に不可抗力と解釈してよろしいでしょうか。	(質問No. 645参照)
647	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については事象の度合いに係らず一切を乙にて負担するというのでしょうか？	(質問No. 645参照)
648	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風及び風水害」について、別紙4に規定される不可抗力の定義のうち、天災その他自然的な事象のどの事象を含むのか、また定義に含まれる「内水氾濫」、「高波」等との違いを明確化下さい。	別紙4 1 (1)に記載される事象は一般的に不可抗力に該当するとされる事由を例示したものです。第22条第4項は、本事業においては、不可抗力事由から台風及び風水害を除外するとしたものです。なお、同別紙に記載される「内水氾濫」、「高波」は、台風及び風水害以外の事由による「内水氾濫」、「高波」を指します。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
649	不可抗力	14	第22条	第4項			実施方針に関する質問回答書においても、台風・風水害を不可抗力から除外し全面的に事業者側の負担とすることについては、不合理でありかつ事業者として対策を取り得る範囲を超えるものであるとの指摘が多数上げられております。本項については、削除するか、事業者として予見すべき台風・風水害の程度を明確に定めそれ以上の規模の災害については不可抗力とご再考いただけないでしょうか。	(質問No. 645参照)
650	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風及び風水害」の損害は乙の負担とあります。確かに毎年到来する台風被害をある程度「経験ある管理者」として予測でき予備費に計上はできるといえます。しかし通例はこのような「経験ある管理者」でも例えば10年確率や15年確率に基づき見積りを行うのが通例ではないでしょうか（それ以上長い確率なら予備費が多くなり、よって入札額が高くなり甲にとっても利益とならないでしょう）。予測不可の台風や風水害も全部乙の責任というのは実質的公平を欠くのではないのでしょうか。従って、以下を末文に追加していただけないでしょうか。「ただし、かかる台風もしくは風水害が見積時合理的に予見できない場合（15年確率を越える規模の台風や風水害）、前第3項に従うものとする。」	(質問No. 645参照)
651	不可抗力	14	第22条	第4項			台風及び風水害により生ずる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するとありますが、別紙4-1(1)地震等は当該基準を超える場合と規定されています。また、別紙には洪水が規定されています。台風及び風水害も同様な考え方であるべきではないでしょうか、再考願います。	(質問No. 645参照)
652	台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額	14	第22条	第4項			台風及び風水害に起因する原水の水質変動は第73条4項に該当すると解釈してよろしいでしょうか。	原水水質引渡し条件を超える変動については、ご理解のとおりです。
653	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担とありますが、想定見積が著しく困難なため、3項記載の費用分担としていただけませんかでしょうか。	(質問No. 645参照)
654	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担とありますが、浄水場への直接的な被害ではなく、例えば上流において台風及び風水害により生じた異常増水・濁水、大規模な流下物、急激な水質汚染・汚濁等については、第70条に定める原水に由来するリスクであると思料します。この場合の追加費用及び損害額は、甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 645参照)
655	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとする。」という理由についてご教示をお願いいたします。	(質問No. 645参照)
656	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については事業者負担とされていますが、不可抗力の対象となる天災からこの2つの事象のみ除外した理由をご教示下さい。異常気象が進行する中、超巨大台風の直撃を受けた場合の被害は、事前に想定できないものがありますので、台風を全て不可抗力事象から除外するのは適当ではないと考えます。	(質問No. 645参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
657	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			なぜ台風及び風水害により生じる追加費用および損害額は乙のみの負担となるのでしょうか、その合理的な理由をご教示ください。 また実施方針への質問回答書No. 416で、「過去（川井浄水場創設以来）最大規模程度までのものを想定して事業者負担としている」との回答がございましたが、過去最大規模を超える場合は不可抗力扱いになるという理解でよろしいのでしょうか。 この最大規模の時にどのような被害が発生したのか、またどの程度の被害の場合に不可抗力と判断されるのか具体的にご教示ください。	(質問No. 645参照)
658	台風及び風水害	14	第22条	第4項			実施方針でも確認させて頂きましたが、台風及び風水害は不可抗力として頂けませんでしょうか？	(質問No. 645参照)
659	台風及び風水害	14	第22条	第4項			実施方針の質疑でご見解が示されておりますが、設計・建設期間中の台風及び風水害は、ご見解とは異なるものと考えますので、不可抗力として頂けますようお願いいたします。	設計・工事期間中についても、第22条4項に含まれます。
660	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風」に伴い発生した「洪水」、「土石流」、「高潮」、「異常潮位」、「高波」、「異常降雨」、「土砂崩壊」等により生じる追加費用及び損害額の負担は、本条第1項乃至第3項の規定に従うとの理解でよろしいでしょうか。 また、「台風」に伴い原水の水質が悪化し、原水の水質が業務要求水準書別紙3-1の原水水質引渡し条件に満たない(範囲を超える)場合において、乙に発生した追加費用及び損害は、本契約第73条第4項の規定に基づき甲(=貴市)の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 645、648参照)
661	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「風水害」には、「不可抗力」として例示されている「洪水」、「内水氾濫」、「土石流」、「異常降雨」、「土砂崩壊」等が含まれると思料致しますが、これらにより生じる追加費用及び損害額の負担は、本条第1項乃至第3項の規定に従うとの理解でよろしいでしょうか。	別紙4 1(1)に記載される「洪水」、「内水氾濫」、「土石流」、「異常降雨」、「土砂崩壊」等は、台風及び風水害以外の事由による「洪水」、「内水氾濫」、「土石流」、「異常降雨」、「土砂崩壊」等を指します。
662	第三者に対する損害	15	第23条	第1項			本項は、「本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音等による損害は乙の負担と規定されていますが、2項で不可抗力が定められていることから、ここは「本事業対象業務の履行に伴い通常予見し得、かつ損害発生防止手段を合理的に期待し得る」騒音等による損害は乙の負担という意味でよろしいでしょうか。	本事業対象業務の履行に伴い通常発生する騒音等により第三者に損害が発生した場合は、これが避けられないものであっても、事業者には負担していただきます。これを越える騒音等により第三者に損害が生じた場合に、それが不可抗力による場合は、第23条第2項に基づき、横浜市又は事業者の負担とします。
663	第三者に対する損害	15	第23条	第1項			「本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音...により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する」とあります。しかし「履行に伴い」という場合、甲が所有する施設自体に主たる原因があり、乙が契約に従ったかつ適法な「本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音」が発生した場合も、つまりその維持管理方法に間違いなくとも、乙が損害を賠償しなければならないというのは、乙にとって、善管注意義務をはらっていても避けることができない事由までも責任を負うことになり過失責任の範囲をこえているように感じます。「履行に伴い」という場合、施設自体に原因がある場合は、甲が責任を負うというのが実質的に公平に適うのではないのでしょうか。ただこのような騒音の場合、実際には甲の施設に起因するののか乙の履行方法に起因するののかの判断は困難と思われまます。かかる場合は別紙4の不可抗力規定を準用してはいかがでしょうか。従って、この観点から以下を本文は、「本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音...により第三者に損害が発生したときは、別紙4に従い甲および乙がその損害を賠償する。」	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
664	第三者に対する 損害	15	第23条	第1項			「通常避けることができない騒音、振動、臭気」とはどのような事象を指すのでしょうか。 また、避けることができる騒音、振動、臭気との区分をご教示下さい。	前段は、本事業対象業務の履行につき、合理的に必要な防止手段を尽くしてもなお、発生する騒音等をいいます。 後段は、避けることのできる騒音等により第三者に損害が生じた場合には、第23条第1項前段により事業者負担していただきます。
665	第三者に対する 損害	15	第23条	第1項			現状の騒音、振動、臭気の状態を開示願います。	現状では、何ら被害は発生していませんので、測定はしていません。
666	第三者に対する 損害	15	第23条	第1項			通常避けることができない騒音、振動、臭気等の発生等により・・・乙がその損害を賠償する。」とありますが、当該損害が現浄水場から生じているものとの複合要因であった場合には、市が相応の負担をしていただけたという理解でよろしいでしょうか。	本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音等による第三者の損害は事業者において負担していただきます。
667	第三者に対する 損害	15	第23条	第1項			甲、乙いずれの帰責にも当たらない場合は、2項に記載の不可抗力による第三者に対する損害となるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 662参照)
668	第三者に対する 損害	15	第23条	第1項			本項において、「本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気等の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する」旨規定がありますが、「騒音・振動・臭気」の発生は事業者側の責めに帰すべき事由とはならない不可抗力ではないかと考えます。ゆえに、これらの事業が発生した場合は、第23条第2項に従って別紙4に定める方法により費用負担を取り決めると考えますが、良いですか。	(質問No. 662参照)
669	第三者への損害	15	第23条	第1項			本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気等の発生等により第三者に損害が発生したときは乙が損害を補償する、となっておりますが、ここにこうした施設を設置することにより必然的に起きる損害への補償は、設置者である市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 666参照)
670	事業工定表	15	第24条	第1項			契約締結後14日以内に事業工程表の作成・提出することになっていますが、この時点では詳細な工程表までは提示不可能と思われます。この時点で記載すべき内容につき、具体的にお示しください。	事業契約上の明確な基準時点等の把握が可能となる内容で、各段階の履行期限を明示するものです。
671	権利義務等の譲渡	15	第25条	第1項			事業契約上の地位及び事業契約に係る債権は、SPCへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡予約、譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、当該担保権の設定については、市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
672	事業者の地位・ 権利の担保提供	15	第25条	第1項			事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合、融資金融機関から、融資供与の条件として、事業者が有する本契約上の権利・地位につき担保提供を求められることが想定されます。ついでに、本項に定める事前承諾につき、市殿は合理的な理由なく、その承諾を留保又は遅延しないという理解でよろしいでしょうか。 ※第102条2項2号、附則第1条1項も同じ	(質問No. 81参照)
673	株式の譲渡、担 保権の設定	15	第25条	第2項			SPCの株式は、SPCへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、当該担保権の設定については、市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
674	業務受託企業等 との契約解除	15	第25条	第4項			本項の契約解除勧告については、市殿から突然に一方的になされるものではなく、事前に市殿と事業者との協議の機会を設けていただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、本項の勧告は強制力を有するものではなく、事業者側の努力の結果、市殿がかかる判断に至った原因が除去された場合には、当該業務受託者等との契約を継続することもできるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、そのように考えています。 後段は、第25条第4項の勧告は強制力を有するものです。ただし、ご指摘のように勧告の原因が解消された場合には、横浜市への承諾を得た上で、契約を継続していただくことは可能です。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
675	成果物の著作権	16	第26条	第3項	(2)		「成果物を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡すること。」については、無条件ではなく、制限を加えていただくようお願いできませんでしょうか。 事業者が提出する成果物にはノウハウが詰まったものであり、他人に無条件で閲覧・複製・譲渡することは認められません。 「本事業の継続のために必要とする範囲において」というような条件付けをお願いできませんでしょうか。	変更する予定はありません。
676	著作権	16	第26条	第5項			「事前の甲の書面による承諾は、この限りではない。」とあります。「事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と解釈してよろしいでしょうか。	第26条第5項ただし書を「事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
677	第三者の知的財産権等の侵害	16	第27条	第2項			本項において、事業者が提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合は「乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず」甲に対して損害賠償を行う旨規定がありますが、事業者側に責任のない第三者に対する特許権侵害については、損害賠償義務はないのではないかと考えますが、良いですか。	事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、事業者に負担していただきます。
678	用地の使用等	17	第28条	第1項			本件用地の使用許可申請については、本事業契約の締結をもって申請されたものとして取り扱っていただけとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後、使用可能用地のうち必要な範囲について、使用許可申請を行ってください。書式については、事業契約締結後、提示します。
679	用地の使用等	17	第28条	第1項			用地の使用にあたっては、使用貸借契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
680	用地の使用等	17	第28条	第1項			念のため、確認ですが、事業場所は全て無償使用可能用地という理解でよろしいでしょうか。	横浜市の許可を得た範囲については、ご理解のとおりです。
681	用地の使用等	17	第28条	第1項			「…甲の許可を得て、」となっておりますが、事業の途中で無償で許可を得ることができなくなった場合、事業継続のために必要な土地使用に係る増加費用は市で負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような状況は想定していませんが、法令変更等により、無償で許可を得ることができなくなった場合は、第21条に基づき横浜市又は事業者の負担とします。
682	用地の使用等	17	第28条				第2段階工事（撤去工事）の工事範囲は、「本事業の実施に必要な範囲」に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
683	臨機の措置の一時的な費用負担	17	第29条	第4項			臨機の措置にかかる費用は、一旦全て乙が負担し、甲が負担する金額については、甲乙協議の後、後日支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 また、この場合、甲が負担すべき費用を乙が負担したこと起因する、乙の金利費用の負担については、甲から弁済を受けられるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、そのように考えています。 後段は、金利費用を含め、協議によって定められた合理的な費用を横浜市が負担します。
684	臨機の措置	17	第29条	第4項			「乙が・・・臨機の措置をとった場合において、・・・甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担する」とありますが、緊急やむを得ない事情の時の乙の判断なので、臨機な場合の”合理的な費用”は、平常時の“合理的な費用”と異なる基準で判定されると理解してよろしいでしょうか。	合理的な費用の判断に当たっては、当該措置がとられた状況も考慮します。
685	監視員の責任	17	第30条	第1項			監視員の帰責事由により、事業者に追加費用・損害等が発生した場合は、当該費用等は市殿に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	本契約及び法令の定めるところにより合理的な範囲で横浜市が負担します。
686	監視員	17	第30条	第1項			現時点で、想定をお聞かせください。 ①配置する監視員の最大人数 ②配置する場合の常駐・非常駐 ③監視員室の要不要	①については、今後、検討します。 ②については、非常駐です。 ③については、不要です。
687	監視員	17	第30条	第1項			監視員の法的立場は、甲の代理人であり、監視員の行為の効果は全て甲に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	第30条第2項の範囲については、ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料5 事業契約書(案)》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
688	監視員	17	第30条	第1項			監視員は、「本事業の適正かつ確実な実施を確保するため…請求、通知、確認、承認、協議、是正勧告又は是正命令」ができるとされています。この請求、是正勧告、是正命令が強制力を伴うものであれば、「本事業の適正かつ確実な実施を確保するため」という名目であれば、事業者の予見し得ない契約外の業務・義務を課せられるおそれがあります。本条第1項第1号から「請求」「是正勧告」「是正命令」は削除すべきではないでしょうか。	変更する予定はありません。なお、「請求」「是正勧告」「是正命令」はいずれも、事業契約に基づき横浜市の権限とされているものであり、事業契約所定の効力を有するものです。
689	監視員	17	第30条	第1項			甲は監視員を置くことができる。監視員を置いたその日から14日以内に通知する。となっていますが、事業者からみればどこの誰か分からない状態で14日間本事業に関する協議、是正命令を受けることは一般的に不合理と考えます。監視員を置く場合は事前に通知すると改めることが相互での共同事業を行う上で重要と考えます。再考をお願いします。	横浜市が監視員を置く場合には、事前に事業者へ通知することとし、第30条第1項の規定を修正します。(本質問回答書の添付資料7参照)
690	乙の総括代理人	18	第31条	第1項			総括代理人は現地常駐しなければならないのでしょうか。また、総括代理人はSPC在籍者である必要があるのでしょうか。受託水道業務技術管理者が兼ねることは可能でしょうか。	前段、中段については、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。後段については、兼務は認められます。
691	総括代理人	18	第31条	第1項			総括代理人の規定がありますが、発注者側で期待されている総括代理人の役割等がありましたら、ご教示をお願いします。	第31条第2項に示すとおりです。
692	総括代理人	18	第31条	第2項			「総括代理人は…権限を行使することができる」となっておりますが、乙は総括代理人に権限を移譲できるということであって、移譲しなくてはならないということではないと理解してよろしいでしょうか。	第31条第3項に示すとおり、総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を横浜市に提示する必要があります。
693	関係者協議会の参加者	19	第34条				本件関係者協議会に融資金融機関が参加することは可能でしょうか。	関係者協議会の構成員は横浜市及び事業者とします。ただし、協議の必要に応じ、横浜市及び事業者の同意の下、融資金融機関にもご参加いただくことは可能と考えます。
694	事前調査業務	19	第35条	第4項			地中埋蔵物の存在について、入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていた場合の増加費用負担については、第52条(環境汚染物質)と平仄合わせ甲の負担とするのが合理的と思料致します。甲の実施した調査の不備の場合には、同条第6項により甲の負担となるとの理解です。	前段は、変更する予定はありません。後段は、ご理解のとおりです。
695	事前調査業務	19	第35条	第4項			「撤去することが著しく困難な地中埋蔵物」と記載されております。基本的には、市より提示された資料から合理的に予見できない地中埋蔵物全て、と解釈してよろしいでしょうか。	埋設物の重量・体積が大きい等、埋蔵物の形態、性質等に照らし、その撤去が著しく困難な場合をいいます。
696	事前調査業務	19	第35条	第4項			事業者管理範囲の地中埋設物(埋蔵文化財以外)に起因する事業の遅延リスクは甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	横浜市があらかじめ示した埋設物は事業者の負担ですが、そのほかは第35条第4項の考え方に基づき協議の対象となります。明確化のため、関連規定を修正します。(本質問回答書の添付資料7参照)
697	事前調査業務	19	第35条	第4項			地中埋設物が事業者側管理範囲内外にわたり、事業者側管理範囲内のみ撤去することが困難な場合には、事業遅延や費用負担について甲も応分の負担をするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
698	事前調査業務	19	第35条	第4項			ただし書きに定める施工方法及び費用負担の定め方は、乙に発生する費用(当該地中障害物の撤去費用を含むが、乙が土壌調査に要した費用を除く。)を甲が合理的な範囲で負担し、乙は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をする、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者にも費用を負担していただくことがあります。
699	事前調査業務	19	第35条	第4項			「事業者側管理範囲の地中埋設物に起因して発生する増加費用は、乙がこれを負担するものとする。」とありますが、現状の資料で「予測できる以上の数量」の埋設物が発生した場合、「甲及び乙の間の協議により、施工方法及び費用負担を定める」としていただけないでしょうか。	変更する予定はありませんが、そのような場合には協議に応じます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
700	地中埋設物	19	第35条	第4項			本項の規定内容は、「実施方針に関する質問回答書」No. 442において、「合理的な方法による調査での予知が困難で、発生した埋設物については、水道局の負担とします。」との回答と異なると認識致します。 地中埋設物の取扱いについて、質問回答書の内容と異なる規定を設けた合理的な理由について、ご教示願います。	変更する予定はありません。川井浄水場は改造を重ねていますので、地中に遺構が存在することは当然想定されますが、埋設物が工事の支障となったときに、それが調査不足によるものか、経験豊富な技術者でも予見できなかったのか、判断が難しい場合があります。第35条第4項はこのような場合を想定し、発見した埋設物によって条件変更に該当するか否か協議により決定できるようにしたものです。
701	事前調査業務	19	第35条	第4項			「事業者側管理範囲の地中埋設物に起因して発生する増加費用は、乙がこれを負担」とありますが、乙は入札説明書等での情報に基づいて地中埋設物に係わる費用を提案し、3項の記載のように、落札後の事前調査で事実と異なることが判明した際に増加費用が発生する訳なので、「業務要求水準書（案）に関する質問回答（3月31日）」No. 197での回答どおり、これは甲が当然負担すべきではないでしょうか。お考えをご教示ください。	(質問No. 699、700参照)
702	事前調査業務	19	第35条	第4項			「ただし、撤去することが著しく困難な地中埋設物が工事の支障となった場合は、その都度、・・・協議により、施工方法および費用負担を定める」とありますが、下線部は、“費用が増加の場合は甲の負担、費用が減少の場合は乙の提案費用削減”と変更すべきではないでしょうか。	変更する予定はありません。
703	事前調査業務	19	第35条	第5項			「合理的な範囲」とはどの程度の費用を含む想定か、ご教示下さい。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
704	土壌汚染	19	第35条	第5項			土壌汚染が判明した場合の増加費用のうち、土壌調査に要した費用は甲が負担しないことになっています。しかし、土壌調査でも概況調査で汚染が見つかった場合は、詳細調査に移行し汚染の絞込みを平面と深度方向に行うことになり、莫大な費用が発生することがあります。土壌汚染調査業務の契約では、概況調査後の詳細調査は、別途契約にすることが一般的です。したがって、詳細調査が必要な場合は、費用負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	土壌調査に要する費用は、事業者の負担とします。
705	事前調査業務	19	第35条	第5項			「甲は、事業者側管理範囲の用地に土壌汚染の存在が判明した場合には、乙に発生する増加費用…を合理的な範囲で負担する」とありますが、土壌汚染の存在が判明した時は、所有者が甲なので、増加費用は合理的な範囲ではなく、甲が原則負担すべきではないでしょうか。お考えをご教示ください。	変更する予定はありません。
706	事前調査業務	19	第35条	第5項			「甲は、乙に発生する増加費用・・・を合理的な範囲で負担する。」とありますが、合理的な範囲とはどの程度を指すのかご教示下さい。	(質問No. 703参照)
707	事前調査業務	19	第35条	第6項			甲の責めに帰すべき事由以外は、すべて乙の負担とされていますが、そもそも事業地は事業者側管理範囲であれ市側管理範囲であれ市所有地であり、当該土地の地歴等を知りえない事業者に過度に負担を求めておられると考えます。そのため、乙の責めに帰すべき事由以外は、甲負担としていただけませんか。	変更する予定はありません。
708	事前調査業務	19	第35条	第6項			「乙は、……、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する」とありますが、土壌汚染と地中埋設物等の存在に関する事前調査については、両者とも人為的な行為の結果なので、調査の不備ということには馴染まない（サンプルによる調査の結果によって推測、推定、予測できるものではない。）と思われるので、この2分野については“甲が一切の責任と増加費用を負担する”に変更すべきではないでしょうか。	(質問No. 707参照)
709	埋蔵文化財に関する費用負担	20	第36条	第1項			この項の記載では、事業者側管理範囲の埋蔵文化財の調査は必ず実施することのように読み取れますが、その理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事前調査業務の一環と位置づけしており、段階的に行き、必要と判断される内容までとします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
710	埋蔵文化財	20	第36条	第1項			「埋蔵文化財の調査」とは、事業者側管理範囲が文化財保護法第93条に規定される「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するか否かを確認することを意味するとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 709参照)
711	埋蔵文化財	20	第36条	第1項			「それ以外の範囲」とは、事業者側管理範囲以外の範囲との理解でよろしいでしょうか。 また、事業者側管理範囲外を意味する場合、乙（＝事業者）は、甲（＝貴市）の指示に基づき「それ以外の範囲」に関して追加調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
712	埋蔵文化財の再調査	20	第36条	第2項			「埋蔵文化財の再調査」とは、工事業務において、乙（＝事業者）が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した後に行われる試掘を意味するとの理解でよろしいでしょうか。 また、本格的な発掘調査は、乙の業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段については、再調査とは試掘ではなく本格的な発掘調査を意味します。 後段については、ご理解のとおりです。
713	埋蔵文化財	20	第36条	第2項			「埋蔵文化財の調査」期間は、乙（＝事業者）がコントロールすることは不可能であり、事前にその期間を想定することは困難と史料致します。重要な文化財等が出土する等、文化財保護法や関連条例、官公庁等からの指導などにより、実際の引渡し日が規定の「引渡日」を越えて延期となる場合には、当該延期は乙の責めに帰すべき事由に該当しない（よって、乙は第49条（工期の変更）、第67条（引渡日の遅延）その他の規定に該当しない）との理解でよろしいでしょうか。	引渡日については、第36条第2項により必要に応じて変更されるものとします。
714	埋蔵文化財に関する費用負担	20	第36条	第2項			「ただし、引渡日は、平成27年3月31日を越えないものとする」とありますが、埋文調査の結果次第では左記引渡日の遵守が甲乙の努力範囲を超え、如何ともし難い場合もあります。この但し書きの意味するところは何でしょうか。	平成27年3月31日までに引渡日を設定することが困難な場合は、横浜市と事業者が協議の上、引渡日を変更できるものとし、引渡日の変更に伴う追加費用については、合理的な範囲で横浜市が負担するものとします。本回答を踏まえ、第36条第2項を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
715	埋蔵文化財調査に伴う追加費用	20	第36条	第2項			追加費用については、現場経費など、実費を算出したものにつき、市が負担するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。質問No. 714 もご参照ください。
716	埋蔵文化財に関する費用負担	20	第36条	第2項			「埋蔵文化財の再調査」とはどのような業務でしょうか。また、これは甲、乙いずれの業務でしょうか。	前段については、遺跡の所在の確認後の本格的な発掘調査と考えています。 後段については、横浜市が費用を負担します。
717	埋蔵文化財に関する費用負担	20	第36条	第2項			「埋蔵文化財の再調査」にかかる費用は甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
718	埋蔵文化財に関する費用負担	20	第36条	第2項			埋蔵文化財の再調査を実施する事により平成27年3月31日までの引渡しに困難となった場合の事業遅延リスクは、甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 714参照)
719	埋蔵文化財	20	第36条				要求水準書の事前調査には埋蔵文化財の調査はありません。事業契約書（案）に記載されている埋蔵文化財の調査の有無と、ある場合には資料等の公表をお願いいたします。	埋蔵文化財調査も事前調査業務の一環として実施していただきます。資料については、遺跡データベース（インターネット検索）で概略は確認できます。
720	埋蔵文化財	20	第37条				埋蔵文化財の調査費用は、事業者側管理範囲のすべての調査を乙が負担することになっていますが、土壌汚染と同様に規模が想定できないため費用はその都度、協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	第36条第1項のとおり、事業者側管理範囲のすべての調査費用について事業者の負担としますが、それ以外の範囲に関しては横浜市の負担とします。
721	事前調査業務に従事する作業員の健康診断	20	第37条				「水道法…第21条に基づき、…厚生労働省令に定める」とありますが、厚生労働省令とは水道法施行規則第16条と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
722	設計業務における第三者の使用	20	第38条	第1項			設計業務の一部を第三者に委託する場合の手続きは、第13条に規定する手続きのみとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 601参照)
723	設計業務	20	第38条	第2項			各施設の設計業務について、ここに記載されている管理技術者および主任担当技術者に要求される資格要件は何でしょうか。	事業者の判断に委ねます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
724	管理技術者、主任担当技術者の要件	20	第38条	第2項			「管理技術者」及び「主任担当技術者」に関して、求められる要件（経験年数、実績等）はないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 723参照)
725	基本設計及び実施設計の完了	21	第39条	第3項			甲は設計業務について何らの責任を負担するものでないとなっておりますが、甲が乙に修正を求め乙が従った部分についても甲は責任を負担しないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
726	対価内訳の提出	21	第40条	第1項			施設整備費、支払利息、維持管理の内訳を作成し、甲に提出とありますが、入札時点で提出している内容を改めて提出することは自治法上の契約及び入札行為で可能でしょうか。またどのような状況をお考えでしょうかお示しください。	「施設整備費」、「支払利息」及び「維持管理費」の内訳は、設計業務全部の完了後に契約金額の内訳を明確化させ、引渡日前の30日前に確定させるものであり、別紙6によるサービス対価の変更が行われる場合を除き、契約金額の変更を行うものではありません。
727	対価内訳の提出日	21	第40条	第1項			「内訳」を提出する時期は、次項に規定する「引渡日」の30日前との理解でよろしいでしょうか。	設計業務の全部を完了した時点で提出してください。
728	対価内訳の提出日	21	第40条	第2項			「設計業務の全部を完了した時点」とは、第39条第3項に規定する「設計図書等を甲に提出」した日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
729	対価内訳の提出	21	第40条	第2項			本項の規定は別紙6のサービス対価の変更を意図したものであり、施設整備費の変動については引渡日の30日前において増減を確定させるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
730	対価内訳の提出	21	第40条	第2項			「設計業務の全部を完了した時点において、…その内容の確定を行うものとする」とありますが、入札提案時点からの変更点としては、別紙6に基づくサービス対価の内項目の変更であり、サービス対価総額の変更ではないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 726参照)
731	対価内訳の提出	21	第40条	第2項			設計業務の全部を完了した時点において、その費用を明確化し…略…確定を行うものとする。とありますが、入札段階に加えてもう一度出し直すということでしょうか、契約金額を変えずに施設整備費と維持管理費と運営費を変えることが可能との理解でよろしいでしょうか、お示しください。	(質問No. 726参照)
732	対価の算出	21	第40条	第2項			設計業務の完了時点での費用明確と引渡30日前における内容確定とありますが、費用明確と内容確定の違いをご教示ください。	(質問No. 726参照)
733	対価の算出	21	第40条	第2項			支払利息は引渡日の2日前に基準金利が確定しますので、引渡30日前に内容確定とはならないことをご確認ください。	そのように考えています。
734	業務要求水準書又は設計図書等の変更	21	第41条	第1項			本項に定める書面以外の方法（甲の押印のない文書、電子メール、口頭など）による変更通知・要望等は応じる必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
735	基本設計及び実施設計の完了	21	第41条	第1項			乙が甲から当該書面を受領した日から30日（閉庁日を含む。）以内に行わなければならないのは、甲の通知に対する検討及び通知であって、甲との協議や実際の設計・申請作業については30日以降も継続することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
736	業務要求水準書又は設計図書等の変更	21	第41条	第1項			甲は変更を要求できるとありますが、乙からの発案については記載がありません。一方、第78条では業務要求水準書の変更は乙の発案ができることとなっておりますが、いずれが正しいのでしょうか。	第78条は維持管理の段階における業務要求水準書の条件変更を規定するものであるのに対し、第41条は、設計業務の段階における業務要求水準書又は設計図書等の変更を規定するものです。明確化のため、第78条第2項の「業務要求水準書に定める条件」とあるのを「業務要求水準書に定める維持管理業務に係る条件」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
737	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更	21	第41条	第1項			横浜市様が業務要求水準書又は設計図書等の変更を求めた場合、変更内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、横浜市様が負って頂けるものと理解でよろしいでしょうか？	横浜市は変更内容に関する責任を一切負いません。
738	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更	21	第41条	第2項			技術革新等による業務水準書の変更又は業務遂行方法の採用を行う場合は、第21条5項に基づき横浜市契約後VE方式実施要綱を準用し、単なる設計図書等の変更の場合には本項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務段階における業務要求水準書又は設計図書等の変更には第41条第2項が適用されることとします。技術革新等により、サービス対価の減額を目的とした変更に関する規定を明確化するため、第21条第5項、第41条第2項及び第3項、第79条第2項を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
739	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更	21	第41条	第2項			「技術革新等により施設整備費の減額を目的とした．．．変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、．．．施設整備費の減額方法を通知し」とあります。しかし乙によるいわゆるVE（バリューエンジニアリング）の提案は甲の利益に適うとみられますが、必ずしも当面の技術革新施設の導入費が安くなるとは限りません。むしろ物価や技術の新規性や進歩性のため装置の価格は従来物より高くなる可能性があります。しかしバリューフォーマネーの観点から中長期的には、ランニングコストが安くなったり人件費が安くなったりという金銭面のみならず、より安全になったりより環境負荷が軽くなったりと金では評価できないが住民の福利厚生面その他から価値がある場合も多々あります。甲はこのような総合的な観点からそのバリューフォーマネーを査定されると思います。従って、この面を当該規定に反映し（施設整備費が一時的に高くなることも加味し）、以下のように修正していただけないでしょうか。「技術革新等により施設整備費の減額を目的とした．．．変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、．．．施設整備費の変更を通知し」	変更する予定はありません。
740	業務要求水準書 又は設計図書 の変更	21	第41条	第1項 第2項			本条に規定する業務要求水準書の変更は、「施設整備業務」に関する要求水準のみに適用され、「維持管理業務」に関する要求水準には適用されないと理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務について適用されることもあり得ます。質問No.736もご参照ください。
741	業務要求水準書 又は設計図書 の変更	21	第41条	第3項			甲が提案する技術の技術実証性等含め事業者側として事業期間に渡り甲の想定で費用で運営を実施することに確証が得られない状況で、協議が整わず甲の指示に従うことになった場合には、維持管理費について何らかの形で甲が負担を行うとの理解でよろしいでしょうか。	第42条に基づいて、横浜市が合理的な増加費用を負担する場合があります。
742	業務水準等の変更	21	第41条	第3項			「甲が合理的な変更案を定める」とありますが、当該変更案の合理性については、甲乙以外の第三者によって判断等がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	横浜市が判断します。
743	要求水準変更等 による増加費用	22	第42条	第6項			甲の責めに帰すべき事由による乙に発生する増加費用には、合理的な金融費用は含まれるでしょうか？	ご理解のとおりです。
744	業務要求水準書 等の変更に伴う 増加費用の負担	22	第42条	第6項			入札説明書等で提示された土質データから推定できる敷地の土質性状と、落札後の土質調査結果から推定した敷地の土質性状との間に著しい差異があった場合、『市が提示の土地情報（土質データ）など、入札時に合理的に利用可能な情報に基づいて推定できないほど敷地の土質性状が不連続であることは、土地の売買が伴わないPFI事業契約では土地の瑕疵に含まれる』との考え方にもつき、「甲の責めに帰すべき事由」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
745	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更に伴う増加 費用の負担 増加費用の負担	22	第42条	第2項			甲がその増加費用を合理的な範囲内において負担するとありますが、増加費用には設計費用や許認可等に要する費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲に含まれます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
746	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更に伴う増 加費用の負担	22	第42条	第3項			甲が施設整備費の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて行うことができる設計図書等の変更について、当該設計変更に伴う検討、協議、許認可等の手続きに要する費用は、すべて甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で横浜市が負担します。
747	業務要求水準書 又は設計図書等 の変更に伴う増 加費用の負担	22	第42条	第3項			ただし書きの「甲が定め」とは、設計図書等の変更内容及び費用を甲が定め、それに従い乙が当該設計図書の変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。 またその場合、当該設計変更に伴う検討、協議、許認可等の手続きに要する費用は、すべて甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、合理的な費用は横浜市が負担します。
748	工事用電力等	23	第44条				試運転の際に必要となる原水や配水池の水張りの用水等は横浜市様から提供して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
749	工事用水	23	第44条				本条の規定にかかわらず、「実施方針に関する質問回答書」No. 304のご回答のとおり、試運転に使用する水道水は、貴市より無償で提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 748参照)
750	工事用水	23	第44条				事業者が貴市に給水の申込みを行うことにより、「工事用水」として水道水を受水することは可能との理解でよろしいでしょうか。 また、可能な場合の料金基準について、ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、料金基準については以下のホームページで確認してください。 http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/os/ryokin/ryokin.html
751	近隣対策等	23	第46条	第1項			「地盤沈下、地下水の断絶」とありますが、「業務要求水準書：6. 周辺影響調査・電波障害等対策業務（1）ア、ウ」のいずれかに含まれる調査項目として、必ず実施するものと理解すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
752	近隣対策	23	第46条	第2項 第3項			甲又は乙が負担する費用について規定していますが、本条項においては具体的な事例が想像しにくいのでわかりにくいものとなっていますので、甲乙それぞれが責任を負う場合を明確にすることを望みます。そもそもの新設対象施設設置若しくは事業に関する住民からの要望活動は甲の責めが有る無に拘わらず甲が対応若しくは負担するものと考えます。甲が負担しない場合とはどのような場合でしょうか。	第46条第2項の「乙の提示した条件について甲の責めに帰すべき事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して」を「乙の提示した条件について甲の責めに帰すべき事由に対する住民等の要望活動・訴訟に起因して」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照） 横浜市が増加費用を負担する典型的な例としては、新設対象施設の設置自体に対する住民等の要望活動・訴訟に起因して発生した増加費用があります。
753	近隣対策等	23	第46条	第2項			過去及び現時点において、新設対象施設の設置に関する市民（近隣住民を含みますが、横浜市民に限られない）の要望活動、訴訟、約定等は、一切存在しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、存在する場合、その要望活動、訴訟、約定内容等について、その一切の情報を開示願います。	存在しません。
754	近隣対策等	23	第46条	第2項			過去及び現時点において、川井浄水場（既施設等）の運営（運転維持管理の実施）に関する市民（近隣住民を含みますが、横浜市民に限られない）の要望活動、訴訟、約定等は、一切存在しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、存在する場合、その要望活動、訴訟、約定内容等について、その一切の情報を開示願います。	存在しません。
755	近隣対策等	23	第46条	第3項			「前項に定める以外の事由に関する・・・増加費用については乙が負担するものとする。」とありますが、これだと甲の責めに帰すべき事由以外はすべて乙の負担となって不合理であり、下線部を“乙の責めに帰すべき”に修正すべきではないでしょうか。	変更する予定はありません。
756	近隣対策等	23	第46条	第3項			「前項に定める以外の事由」との規定は、事業者が行う業務に関係しない事由も含まれ、「実施方針」の「別紙2リスク分担表」No. 11の住民対応リスクに記載の内容と相違すると思料致します。「分担表」の記載内容から変更された合理的な理由について、ご教示願います。	新設対象施設の設置自体に関する住民反対運動等以外の事由はすべて事業者の業務に関する事由と理解しており、実施方針を変更するものではないものと考えます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
757	工事中止時の損害、損失又は費用の範囲	23	第47条	第2項			「直接生ずる」とありますが、乙の間接損害も含むとの理解でよろしいでしょうか。 (甲(=貴市)の責めに帰すべき事由による工事中止の場合、乙に生ずる間接損害は、甲(=貴市)の負担とするのが相当と思料致します。)	変更する予定はありません。
758	工期の変更	24	第48条	第3項			「協議の開始から14日(閉庁日を含む。)以内にその協議が整わないときは」とあります。しかし実際には工期変更で時間的要素だけが変更されるわけではなく費用面、要員の配置や施工方法などあらゆる技術的影響も検討する必要があります。このような検討は協議中も継続しているわけで、結果が14日という短期に出さなければならないとなると十分な検討はおろそかになります。かかる結果は乙のみならず甲の利益に適うものではありません。従って、かかる日数は実務を反映して、「協議の開始から30日(閉庁日を含む)以内にその協議が整わないときは」としていただけないでしょうか。	変更する予定はありません。
759	工期の変更	24	第48条	第3項			「本工事に係る工期の変更が請求された場合」とあります。この工期の変更は実際には工期の延長に限らないはずで、たとえば甲の要求によるアクセラ(工事促進)による工期短縮、甲乙の責めに帰さない事由(不可抗力など)による工期遅延を(そのままですと本条による工期延長の原因となります)アクセラにより当初の工期内に終わらせる努力をすることなどが考えられます。従って、このような実務を反映して、契約の運用上、現場の当事者間で疑義が生じないように、以下のように修正していただけないでしょうか。「本工事に係る工期の変更が請求された場合(但しかかる工期の変更には理由の如何を問わず工事促進による工期の短縮および工期遅延の挽回が含まれる)」	「工期の変更」に工期の短縮も含まれることが明確になるよう規定を修正します。 (本質問回答書の添付資料7参照)
760	工期の変更	24	第48条	第3項			本工事に係る工期の変更が請求された場合、甲と乙は協議の開始から14日以内に調わないときは、甲が合理的な工期を定めるとのことですが、14日で協議が調う工期とは一般的に検討するパラメーターが少ない場合と考えます。検討期間および検討資料をそろえることを想定しますと、最低でも30日は必要かと考えます。	変更する予定はありません。
761	工期の変更の場合の費用負担	24	第49条	第1項			「工事業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む」とありますが、追加的な費用には“工期延長による現場経費のみの増加”も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲については含まれます。
762	工期の変更の場合の費用負担	24	第49条	第1項			「本工事に係る工期が変更された場合」とあります。前条と同様に、この工期の変更は実際には工期の延長に限らないはずで、たとえば甲の要求によるアクセラ(工事促進)による工期短縮、甲乙の責めに帰さない事由(不可抗力など)による工期遅延を(そのままですと本条による工期延長の原因となります)アクセラにより当初の工期内に終わらせる努力をすることなどが考えられます。従って、このような実務を反映して、契約の運用上、現場の当事者間で疑義が生じないように、以下のように修正していただけないでしょうか。「本工事に係る工期が変更された場合(但しかかる工期の変更には工事促進による工期の短縮および工期遅延の挽回が含まれる)」	(質問No. 759参照)
763	工期変更の費用負担	24	第49条	第1項	(1)		甲の責めに帰すべき事由により、施設整備費が増加した場合、これに伴う金利及び新たな資金調達費用が含まれることをご確認をお願いします。	合理的範囲内の費用は横浜市が負担します。
764	工事業務に従事する作業員の健康診断	24	第51条				水道法第21条と労働安全衛生法第66条にもとづく健康診断を各々別個に実施するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
765	環境汚染物質	25	第52条				本条において、入札説明書等において「環境汚染物質の処理又は処分等」に関して事前に開示されていた場合における増加費用は、事業者側の負担となる旨規定がありますが、入札説明書等に記載あるなしにかかわらず発生する増加費用は甲の負担となりますか。	入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の処理又は処分等に関する費用は、事業者の負担となります。
766	環境汚染物質	25	第52条				環境汚染物質の「アスベスト」については、1号及び2号沈殿池内原水分配管、揚水ポンプ場外壁材に使用されている、との記載があります。この記載箇所以外でアスベストが大量に使用されていた場合は、「入札説明書等に記載されていない環境汚染物質の存在」に該当するものとして、増加費用は甲が負担することになると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
767	建設業務	25	第53条	第1項			「建設業務に関する一切の責任（…）を負担する」とありますが、甲の帰責事由、不可抗力、法令変更等など免責となる事項が種々あり、下線部の表現は正確ではないので、修正すべきではないでしょうか。	変更する予定はありません。
768	不動産取得税等	25	第53条	第2項			「乙は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する新設対象施設の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。」とすれば、SPCで不動産取得税、登録免許税は見込まなくてもよいと理解してもよろしいでしょうか。	地方税法73条の2の第2項は、「最初の使用又は譲渡が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する」と規定されていることから、事業者と建設企業との間で締結する建設請負契約において請負契約の目的物である新設対象施設の所有権が事業者へ帰属する旨の特約が付けられており、所轄の税務所が市と事業者との間における事業契約と事業者と建設企業との間における請負契約を踏まえ、事業者が新設対象施設の原始取得者であり、かつ、新設対象施設の完成後6ヶ月以内に未使用で横浜市に引き渡され、地方税法73条の2第2項に規定する最初の譲渡が行われたと判断された場合は、不動産取得税の納税者は市になり、事業者には不動産取得税が課されないものと考えます。
769	建設における監理技術者	25	第53条	第5項			SPCから機械設備工事、電気設備工事等を請負う場合において、設計製造業務と設置据付工事を分離して契約することは可能でしょうか。	可能です。
770	建設における監理技術者	25	第53条				SPCが自ら監理技術者を専任した場合、例え請負工事額が3千万円以上の場合でも、SPCから直接工事を請負う会社は主任技術者の選任で可ということでしょうか。	建設業法に従い、技術者を配置してください。
771	監理技術者等の設置	25	第53条	第5項			「監理技術者」及び「主任技術者」に関して、求められる要件（施工実績等）はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
772	監理技術者等の設置	25	第53条	第5項			「監理技術者」及び「主任技術者」は、「工事期間」において、工事現場に常駐する必要はない（工事現場への常駐を義務付けられていない）との理解でよろしいでしょうか。	（質問No. 770参照）
773	現場代理人	25	第53条	第5項			「現場代理人」の通知は、不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
774	撤去業務の責任範囲	28	第56条	第1項			「一切を負担」とありますが、第35条第4項に規定する場合は、適用除外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
775	撤去業務	26	第56条	第1項			「撤去業務に関する一切の責任（…）を負担する」とありますが、甲の帰責事由、不可抗力、法令変更等など免責となる事項が種々あり、下線部の表現は正確ではないので、修正すべきではないでしょうか。	変更する予定はありません。
776	撤去業務の作業主任者	26	第56条	第3項			撤去業務の作業主任者のみ病気、死亡、退職以外の変更を原則認めないとされる趣旨をご教示ください。	第56条第3項の「なお、当該作業主任者については」を「なお、当該監理技術者又は当該主任技術者及び当該作業主任者については」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
777	撤去業務の完了確認	27	第58条	第2項			検査に要する費用は乙の負担とありますが、甲負担としていただけませんかでしょうか。乙負担のままの場合は、当該見積額をご教示ください。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
778	工事監理者の常駐	28	第59条	第2項			全ての「工事監理者」は、担当する工事の期間中、工事現場に常駐する必要はない（工事現場への常駐を義務付けられていない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
779	工事監理業務	28	第59条	第2項			業務要求水準書：頁33：（2）アでは「工事監理総括者」となっており、ここでは「工事監理統括者」となっているが、どちらに統一すべきでしょうか。また「工事監理統括者」が工事監理者を兼ねない場合、工事監理統括者が所属する会社は工事監理業務を担う会社の制約（入札説明書：頁8：イ）を適用されるのでしょうか。	前段については、「工事監理総括者」で統一します。（本質問回答書の添付資料7参照） 後段については、工事監理業務を統括する以上、工事監理統括者が所属する会社には入札説明書における工事監理業務を担う会社の制約が適用されます。
780	工事監理業務	28	第59条				工事監理業務に設計照査が含まれておりますが、設計業務の実施を担う者と工事監理業務の実施を担う者が同じであった場合でも設計照査を行うという解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
781	工事監理業務における主任技術者	28	第59条	第2項			「主任技術者」は、必ずしも設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、設置が必要な場合、「主任技術者」が実施すべき具体的な業務は、本条4項に規定する内容のみとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、必ず設置する必要があります。 後段については、ご理解のとおりです。
782	工事監理業務における第三者の使用	28	第59条				「工事監理業務」の一部を第三者に委託する場合の手続きは、第13条に定める手続きのみとの理解でよろしいでしょうか。	（質問No. 601参照）
783	工事監理者及び工事監理統括者	29	第60条	第4項			「建設業務に係る本工事」の中の配水地工事など土木工事についても、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者でなければならないのでしょうか。	土木工事であれば、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者である必要はありません。
784	工事監理者の要件	29	第60条	第4項			「建設工事に係る・・・」は、正しくは「建築工事に係る・・・」との理解でよろしいでしょうか。	定義されている「建設業務」と「撤去業務」とを区別した上で「建設業務に係る」と記載しており、変更する予定はありません。
785	工事監理業務に関する費用負担	29	第61条				「甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれ（損害・損失・費用）を負担する。」ということですが、第47条の書付けと同様に、法令変更事由および不可抗力事由の場合についても記載いただけませんか。	第47条の規定と同様の規定を追加します。（本質問回答書の添付資料7参照）
786	工事監理業務の費用負担	29	第61条				①甲の責めに帰すべき事由、②「不可抗力」、③「法令変更」等、乙の責めに帰すべき事由以外の事由により工事監理業務に関して甲又は乙において生じた損害、損失又は費用は、①の場合は甲が負担、②の場合は別紙4に規定する割合で負担、③の場合は別紙3に規定する割合で負担との理解でよろしいでしょうか。また、事由毎の負担者、負担割合を明確にするために、本規定の見直しが行われるか否かについて、ご教示願います。	（質問No. 785参照）
787	乙による実施事項	29	第62条	第1項			本項に定める調査について、実施要領等があれば開示願います。	開示できる資料はありません。
788	試運転	29	第63条	第2項			工事期間中、乙（＝事業者）が試運転等を実施する目的で道志川原水を使用する必要がある場合、乙は、道志川原水を無償で使用できる（貴市より無償で提供を受けられる）との理解でよろしいでしょうか。	（質問No. 748参照）
789	完成検査	30	第64条	第2項			横浜市殿の要求により破壊検査を行った結果、問題がなかった場合には、横浜市殿にご負担いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められる場合に最小限度破壊して検査するものであり、復旧費用等は事業者の負担となります。
790	甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付	30	第64条	第3項			「破壊についての責任を一切負担しない」との記載がありますが、甲が実施した破壊検査により新設対象施設に何らかの支障が生じた場合にも、責任を一切負担しないというのは不合理ではないでしょうか。お考えをご教示ください。	（質問No. 789参照）
791	甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付	30	第64条	第5項			第1項の検査に要する費用は乙の負担とありますが、甲負担としていただけませんか。乙負担のままの場合は、当該見積額をご教示ください。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
792	部分使用	31	第66条	第1項			部分使用といえど、引渡前の使用は、不動産取得税の非課税要件である「未使用のまま6ヶ月以内に引き渡すこと」に抵触しますので、乙から承諾できないことをご理解をお願いします。	横浜市から部分使用の承諾を請求された場合に事業者がこれに応じるか否かは事業者の自由であり、承諾にあたって、使用方法、時期等の条件をつけることも可能です。
793	引渡しの遅延	31	第67条	第1項			「乙が負担した合理的な増加費用」のなかに遅延による現場経費のみの増加も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲の現場経費については含まれません。
794	引渡しの遅延	31	第67条	第2項			出来形部分の相応する施設整備費相当額とは、引渡日における出来形に相応する施設整備費相当額のことでしょうか。仮に、建設工事は完了しているにも関わらずその他手続きにより引渡しが遅延した場合（出来形100%）には、遅延損害金は発生しないという理解でよろしいのでしょうか。	第67条第2項中「施設整備費相当額から出来形部分に相応する施設整備費相当額を控除した額」を「施設整備費相当額」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
795	引渡しの遅延	31	第67条				本条の規定と第49条（工期の変更の場合の費用負担）との関係について、第47条で工期の変更が行われた場合には、変更後の工期を守る限り本条による遅延損害金は適用されないものと解釈しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
796	瑕疵担保	31	第68条	第2項			検査に要する費用は乙の負担とありますが、甲負担としていただけませんかでしょうか。乙負担のままの場合は、当該見積額をご教示ください。	変更する予定はありません。
797	遅延損害金	31	第67条	第2項			「施設整備費相当額」には、「支払利息」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、「相当額」の意味について、ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、ここでの「相当額」とは「施設整備費と同額」との趣旨です。
798	I S O 認証の取得	32	第69条				認証取得の範囲は、施設維持管理業務だけ（施設整備業務を含まない）という理解でよろしいでしょうか。	認証取得の範囲は、維持管理業務のみとします。
799	I S O 9001のマニュアル類の開示	32	第69条				貴市水道局殿のI S O 9001のマニュアル類は、開示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後、事業者に対し、開示します。
800	I S O の認証登録	32	第69条				I S O 9001、14001の本来の趣旨からすると、単一の発注者からの業務のみを実施する組織は、①発注者の認証登録に含まれる形、又は②外注先として発注者のマネジメントシステムに従って業務遂行するが認証登録はしない形が一般的です。I S O の認証登録について再考頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	変更する予定はありません。
801	I S O 認証の取得	32	第69条	第1項			現施設においてI S O 認証取得・維持がされているとのことですので、現に作成し管理しているマニュアル類は事業契約締結時には、開示していただけたと考えますが、お示し願います。	事業契約締結後、事業者に対し、開示します。
802	I S O 認証の取得	32	第69条	第1項			I S O 認証機関について制限はあるのでしょうか、それとも現施設が認証を受けている審査機関から認証を受けなければならないのでしょうか。お示し願います。また、現在認証を受けている審査機関名は開示頂けるのでしょうか。	前段については、制限はありません。後段については、事業契約締結後、事業者に対し、開示します。
803	I S O 認証の取得	32	第69条	第3項			I S O 認証を失った場合のペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	別紙7における是正レベル3に該当します。
804	薬品や電気・ガス等の使用量の変動リスク	32	第70条	第3項			薬品や電気・ガス等の使用量の変動等に起因する一切の増加費用及び損害は、甲が帰責者でない場合は乙が負担するとありますが、20年間の長期に渡る事業においては、様々な変化が予想され、計画と実績の乖離が著しくなることもあり得ます。安定的な事業を継続するためにも、業務の実態に合わせて、例えば5年に1度（初回見直しは運営開始から1年後）程度の見直し協議を持たせて頂くのが、双方メリットになると考えますので、ご検討頂けますようお願いいたします。	別紙6-6に規定しているとおり、サービスの対価の算定根拠である前提条件について、同別紙1～5において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、横浜市及び事業者は速やかに協議を行い、サービスの対価の見直しを検討するものとします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
805	維持管理業務	32	第70条	第3項			<p>・・・電気・ガスの供給停止、薬品や電気・ガス等の使用量の変動等に起因する一切の増加費用及び損害は・・・乙がこれを負担する。となっておりますが、汚泥の処分量の増加と同様（原水に由来するものは除く。）の括弧内を・・・ガス等の使用量の変動等の後に追記することが妥当と考えます。再考願います。</p>	変更する予定はありません。
806	維持管理業務における費用負担	32	第70条	第3項			<p>①甲の責めに帰すべき事由、②「不可抗力」、③「法令変更」等、乙の責めに帰すべき事由以外の事由により維持管理業務に関して甲又は乙において生じた損害、損失又は費用は、①の場合は甲が負担、②の場合は別紙4に規定する割合で負担、③の場合は別紙3に規定する割合で負担との理解でよろしいでしょうか。また、事由毎の負担者、負担割合を明確にするために、本規定の見直しが行われるか否かについて、ご教示願います。</p>	(質問No. 785参照)
807	受託水道業務技術管理者	33	第71条	第2項			<p>「受託水道業務技術管理者」は、事業者（SPC）の在籍職員（SPCと直接雇用関係にある職員又は構成員からの在籍出向者等）である必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 （「実施方針に関する質問回答書」No. 9の回答内容の再確認です。）</p>	(質問No. 147参照)
808	受託水道業務技術管理者	33	第71条	第2項			<p>「専任」とは、他の（水道法に基づく）第三者委託業務との兼務は認めない趣旨との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。「専任」とは、本事業にのみ従事することです。
809	水道法に基づく第三者委託	33	第71条	第2項 第3項			<p>具体的には、最低でも、水道浄水施設管理技師一級取得者が最低1名必要であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	水道浄水施設管理技士1級取得者が最低1名必要です。
810	受託水道業務技術管理者	33	第71条	第3項			<p>「1時間以内に事業者側管理範囲に移動可能な状態」とは、受託水道業務技術管理者が事業者側管理範囲へ1時間以内で移動可能な地域に居住していることを要求する趣旨との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。ただし、かかる状態を保つことが困難なときは、あらかじめ横浜市が認めた者を職務代理として置くことができます。
811	受託水道業務技術管理者	33	第71条	第3項			<p>「常に」とは、自然災害等が発生した場合は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	自然災害等の場合も含まれます。
812	水道法に基づく第三者委託	33	第71条				<p>受託水道業務技術管理者は運営業務を行う企業の社員（あるいは出向）でもよろしいでしょうか？</p>	(質問No. 147参照)
813	災害・事故対策業務	33	第72条	第2項			<p>災害・事故発生時の復旧費用は乙の負担となっておりますが、不可抗力による場合は別紙4が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。この点が明確になるよう修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
814	災害・事故対策業務	33	第72条	第2項			<p>本件はBTO方式であり、施設は市が所有しますので、施設の物的リスクは市が原則負担することになります。よって、本項で規定されている、事業者側管理範囲における災害、事故等が発生した場合の事業者の負担については、事業者の帰責による損害及び増加費用に限定されるよう再考をお願いいたします。</p>	(質問No. 813参照)
815	災害・事故対策業務	33	第72条	第3項			<p>「この場合に乙に生じた合理的な費用は甲が負担する。」とありますが、緊急を要する限られた時間内の合理的判断による費用は、平常時の合理的判断による費用と異なることもある、という理解でよろしいでしょうか。</p>	合理的な費用の判断に当たっては、当該措置がとられた状況も考慮します。
816	災害・事故対策業務	33	第72条	第2項			<p>災害・事故等の復旧の増加費用は乙負担と記載されていますが、不可抗力による災害・事故の場合は、別紙4記載の分担となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	(質問No. 813参照)
817	災害・事故対策	33	第72条				<p>災害・事故が不可抗力の場合、復旧作業に要する費用の分担は別紙4に基づいて行われるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	(質問No. 813参照)
818	災害・事故対策業務	33	第72条				<p>不可抗力によって発生した災害・事故等については、第22条（不可抗力の措置）に準じた扱いをする旨の条文を追加する必要があるのではないのでしょうか。</p>	(質問No. 813参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
819	災害・事故対策	33	第72条	第2項			本項での災害とはどのような定義でしょうか？別紙4不可抗力の規定は適用されないのでしょうか？	前段については、火災等による被害を指します。 後段については、質問No. 813をご参照ください。
820	性能保証等	34	第73条	第1項			意味の明確化のため、下記文言の挿入をご検討下さい。「甲が業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合には」	ご指摘のとおり修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
821	損害の負担	34	第73条	第3項			浄水処理を停止した場合、不足する水量は企業団受水から補われることになると思いますが、事業者の責に帰すべき事由により、そのような事態に至った場合、損害賠償額は水量分の企業団受水費でしょうか？それとも横浜市水道局様の他の浄水場における浄水費相当額でしょうか？具体的な額をお示し下さい。	企業団受水費用となります。
822	性能保証等	34	第73条	第5項			供給される原水量が増加したこと起因して乙が発生した増加費用及び損害についても、甲の負担として頂きたいと思致します。	供給する原水量が172,800m ³ /日を超えることは想定していません。
823	貸与	35	第75条	第1項			「その他乙が合理的に要求するもの」とありますが、合理的に要求するものとは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	現時点では具体的に想定していませんが、事業者からの求めがあった時点で横浜市が無償で貸与又は支給するか否かを判断します。
824	貸与品等	35	第75条	第2項			「貸与品等」として貴市が貸与を予定している物品について、ご教示願います。	情報端末機、各種マニュアルなどを予定しています。
825	貸与等	35	第75条	第7項			「その返還が不可能となったときは、．．．現状に服して返還しなければならない」とありますが、ここでは毀損したものを修理するという意味と考えられますので、「現状に服する」（現状＝毀損したままを返す？）ではなく「原状に服する」の意味でしょうか。	「原状に復して」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
826	貸与等	35	第75条	第7項			「その返還が不可能となったときは、．．．代品を納め、又は現状に服して返還しなければならない」とあります。しかし長年使用したものを（たとえ乙の故意過失で毀損した場合といえども）代品を返したり原状で返還したりすることが妥当かという実務上は疑問もあるのではないのでしょうか。つまり毀損などの性質から個別的具体的に判断して甲乙合意で乙に免責を与えたり、金銭賠償で済ませたりすることの方が実際に適う場合も多いと思われれます。従って、かかる実務の要請を反映して、「その返還が不可能となったときは、 <u>甲乙間で別段の合意がないかぎり</u> 、．．．代品を納め、又は現状に服して返還しなければならない」としていただけないでしょうか。	変更する予定はありません。
827	業務要求水準書の変更	35	第78条	第1項			事業者は、現在ご提示の業務要求水準に基づいて積算しており、業務要求水準も事業契約の内容の一部を構成するものと考えます。したがって業務要求水準書の変更も甲乙の合意の上で行われるべきものと考えますが、本項は、甲の発案した業務要求水準書の変更協議が整わない場合に、乙の合意がなくとも甲の案に従って変更されると規定されています。業務要求水準書の変更は、甲乙双方の合意が必要とご教示願います。	協議が整わない場合であっても、横浜市は合理的な変更案を定めることになっていきますので、変更する予定はありません。
828	業務要求水準書の変更に伴う費用負担	36	第79条	第1項			前条（第78条）2項による業務要求水準書の変更の場合、費用負担はどのようになるのかご教示ください。	第79条第1項の規定に従った費用負担となります。
829	業務要求水準書の変更変更に伴う費用負担	36	第79条	第1項	(1)		第78条第1項において、協議不調のまま甲の業務要求水準書変更案が通った場合、「甲の責に帰すべき事由」による変更該当するとの理解でよろしいでしょうか。	協議不調の場合は、「甲の責めに帰すべき事由」には該当しません。帰責事由は、業務要求水準書を変更する原因となった事由についての帰責性がどこに所在するかで判断されます。
830	甲による検査	36	第80条	第1項			甲はいつでも検査することができるとなっておりますが、予め乙に通知した上で検査できる等としたほうが一般的に事業遂行上合理的と考えますが如何でしょうか。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
831	施設整備事業の モニタリング	37	第81条	第1項			事前調査報告書、進捗状況報告書、建設業務完了報告書、撤去業務完了報告書及び管理業務実施報告書の提出日より7日（閉庁日を含む。）以内に、甲が当該報告書に対する確認書を乙に交付する規定を追加願います。	変更する予定はありません。
832	施設整備事業の モニタリング	37	第83条	第1項			維持管理業務報告書の提出日より7日（閉庁日を含む。）以内に、甲が当該報告書に対する確認書を乙に交付する規定を追加願います。	変更する予定はありません。
833	施設整備費の減 額	38	第85条	第3項			本項のサービス対価の減額措置については、施設引渡後の施設整備費及びこれにかかる支払利息（確定した割賦債権部分）には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
834	施設整備費	38	第85条	第3項			「甲の指示、変更起因して・・・減額する」とあります。甲の指示、変更の影響および費用の減少額算定については、実際に提案・計画を行なった民間事業者による検討が必要と思われる。従って、本項に以下の文言を追記願います。「なお費用の減少額については、甲は乙と協議の上、算定する」	変更する予定はありません。
835	維持管理費の支 払	38	第86条	第1項			業務計画書に記載された時期に当該修繕が実施されたことが確認された場合に限り支払われるとありますが、修繕の時期が計画書と異なった場合でも実施した場合は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、業務計画書に記載された時期に修繕が実施される必要があり、予定どおりに実施されない場合には事業契約の違反となります。業務計画書の記載と異なる時期に修繕を行った場合に横浜市から事業者が常に修繕費用の支払いがなされるわけではありません。
836	維持管理費の支 払い	38	第86条	第1項			「予め甲に提出された業務計画書に記載された時期に当該修繕が実施されたことが確認された場合に限り支払われるものとする。」ということですが、業務計画書は維持管理業務開始時点で作成されるものの他、年度実施計画書あるいはその変更版も含まれるものという解釈でよろしいでしょうか。 20年の創業期間では状況変化は当然生じますので、実情に即した運用が可能であることをご確認願います。	ご理解のとおりです。
837	維持管理費の支 払	38	第86条	第1項			維持管理費は貴市にて請求書を受理後、支払いまでどの程度の期間を要するのでしょうか？	請求書受理後30日以内に支払いを行います。
838	甲の解除権	39	第87条	第1項	(1)		本号に該当する場合には、第96条第1項に基づき本契約の解除が可能となることから、重大な債務不履行に限定して頂きたいお願い致します。	変更する予定はありません。
839	甲の解除権		第87条	第1項	(2) (3)		(2)で引渡日(3)で維持管理開始日との関係は同じ日と考えてよろしいでしょうかそれとも前日と考えるべきでしょうか。	引渡日とは、第一段階工事期間及び第二段階工事期間に係る新設対象施設につき、それぞれの引渡しを完了する日として定められた日であり、維持管理開始日は第一段階工事期間に係る新設対象施設の引渡日の翌日です。この点が明確になるよう関連規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
840	解除条件	39	第87条	第1項	(4)		「乙が、業務受託企業をして・・・設置しなかったとき」とありますが、乙(=事業者)が受託水道業務技術管理者を直接雇用する場合、構成員からの在籍出向させる場合等は、本項の規定に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
841	甲の解除権	39	第87条	第1項	(5)		本条第1項第1号との違いをご教示下さい。	第87条第1項第5号は正当な理由の有無にかかわらず適用されます。
842	甲の解除権	39	第87条	第1項	(8)		本号と別紙7 2(8)との適用関係をご教示下さい。	第87条第1項第5号、別紙7 2(8)のいずれも独立して事業契約の解除事由となります。
843	甲の解除権	39	第87条	第1項	(9)		「重大」と判断される基準につきご教示頂けますでしょうか？	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
844	甲の解除権	39	第87条	第1項	(9)		「重大な法令等の違反」とは、本事業にかかるものでしょうか？受託企業の企業活動全てを対象にするものでしょうか？	業務受託企業の企業活動全てを対象とします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
845	甲の契約解除に対する補償	39	第87条	第2項			甲の政策変更等の理由による契約解除は、SPCの経営に大きな打撃を与えられと考えられますが、この損害に対する補償についての考え方をご教示下さい。	第97条に規定されているとおりです。
846	甲の違約金	39	第88条	第1項			90条において、乙の契約違反による甲の契約解除違約金請求について規定されていますが、甲の契約違反による乙の契約解除違約金請求に対する考え方をご教示下さい。	横浜市の契約違反による事業者への違約金の支払いは想定していません。第97条に従うことになります。
847	違約金	40	第90条	第1項			本件違約金については、第1段階工事が完了し、完成施設を市殿に引き渡した後、第2段階工事期間において事業契約解除となった場合でも、全体の施設整備費相当額（第1段階工事及び第2段階工事費用の合計額相当）の10%の違約金支払い義務が生じるのでしょうか。この場合、第1段階工事の履行が終了しているのであれば、違約金の算出対象は第2段階工事に係る施設整備費相当額とするのが妥当ではないでしょうか。ご教示方お願いいたします。	第1段階工事期間においては、設計・第1段階工事期間に係る施設整備費相当額に対する違約金を、維持管理業務と第2段階工事が並行して進行する期間においては、維持管理費及び第2段階工事期間に係る施設整備費相当額に対する違約金を支払うものとし、関連規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
848	違約金	40	第90条	第1項			本件スケジュール上、第1段階工事完了後においては、第1段階完成施設に係る維持管理・運営業務と第2段階工事が並行して進むこととなります。かかる期間において事業契約解除となった場合、施設整備に係る違約金（第90条1項）と維持管理に係る違約金（第90条2項）の両方を支払う義務が生じるのでしょうか。若しくは契約解除につき帰責事由がある業務に係る違約金のみを支払うことで足りるのでしょうか。ご教示方お願いいたします。	（質問No. 847参照）
849	乙の違約金	40	第90条	第2項			「将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残高」とは、20年間の維持管理費総額から履行済み維持管理期間分の維持管理費を控除した額ということでよろしいでしょうか。また、この維持管理費には修繕費は含まないということでもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、修繕費も含まれます。
850	違約金	40	第90条	第2項			引渡日以降に解除による違約金の額が事業当初では相当額になるため、違約金の設定を再考お願いできませんでしょうか？	変更する予定はありません。
851	違約金	40	第90条	第2項			「将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残高」に基づいて違約金を算定する合理性（違約金を必要とする理由、違約金の充當を予定している費用の内容、当該費用の見積り金額等）について、ご教示願います。また、違約金を設定する趣旨が、貴市が負担する費用の手当て以外を意味する場合は、違約金の設定趣旨について、ご教示願います。	事業契約に基づいて義務違反なく維持管理業務を事業者に行っていただくことを促す趣旨です。
852	違約金	40	第90条	第2項			引渡日以降の契約解除の違約金が「本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の100の10に相当する額」となっているが、下線部を違約金の算出ベースとするのは過大・過重ではないでしょうか。横浜市の他のPFI案件では、契約解除日が属する事業年度の年間維持管理運営費が算出ベースになっております。お考えをご教示ください。	変更する予定はありません。
853	履行保証保険	40	第90条	第3項			「第1項及び第2項の場合において」履行保証保険が締結されていることを前提とすると、維持管理期間中にも履行保証保険を付保しなければならないのでしょうか。第10条は建設期間中の付保のみを規定しておりますので、ご教示ください。	質問No. 584、590をご参照ください。なお、第90条第3項を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
854	違約金	40	第90条	第3項			第1項及び第2項の場合においてありますが、履行保証保険を締結するのは第10条によると、本条第1項の場合に限られるのではないのでしょうか。	（質問No. 853参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
855	違約金	40	第90条	第3項			「第2項の場合において」も第10条の規定をもって違約金に充当するとあります。しかし、第10条には「引渡日」以降の履行保証（契約保証）の規定はないものと認識致します。「引渡日」以降も当該履行保証を持って違約金に充当可能との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 853参照)
856	違約金	40	第90条	第3項			「第1項及び第2項の場合において、第10条の規定により履行保証保険契約が締結され」と記載されておりますが、第10条には第2項の場合（引渡日以降）の履行保証保険契約に関する規定はないので、下線部は削除すべきではないでしょうか。なお、「本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の100の10に相当する額」を保証金額とする最長20年の履行保証保険契約は非常にコストが嵩むものとなり、現実的ではないと考えます。	(質問No. 853参照)
857	違約金	40	第91条	第1項	(1)		「本契約に関し」とは、「本事業の応募・入札に関して」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
858	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	41	第92条	第1項			事業期間の終了以外の事由とありますが、第87条2項（甲の任意解除）及び第89条（法令等の変更又は不可抗力の場合の解除）の場合は、本条は当てはまらなないと考えますが、いかがでしょうか。	第87条2項（市の任意解除）、第88条（市の契約違反による解除）及び第89条（法令等の変更又は不可抗力の場合の解除）の場合には横浜市が費用を負担することとし、第92条第1項の規定を修正します。なお、第92条第2項及び第3項にも同様の修正を加えます。（本質問回答書の添付資料7参照）
859	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	41	第92条	第1項			検査に要する費用は乙の負担とありますが、甲負担としていただけませんかでしょうか。乙負担のままの場合は、当該見積額をご教示ください。	(質問No. 858参照)
860	本事業終了時の事務	41	第92条	第1項			本契約が事業期間の終了以外の事由により終了する場合には、甲の責に帰すべき事由による解除、甲乙いずれの責にも帰さない事由による解除による終了があるが、少なくとも、甲の責に帰すべき事由による解除による終了に係る本施設の現況検査費用も乙負担とするのは公平さを欠くのではないのでしょうか。第2項なお書きの「本契約が第88条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担する。」を第1項文末に追記することをご検討願います。	(質問No. 858参照)
861	検査費用の負担	41	第92条	第1項			第87条第2項、第88条の規定（甲の帰責事由）により本契約が解除された場合における「検査に要する費用」は、公平性の観点から甲（＝貴市）の負担とすることが相当と思料致しますが、甲の負担とする規定の見直しが行われるか否かについて、ご教示願います。	(質問No. 858参照)
862	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	41	第92条	第1項			「本施設の現況を検査することができる。検査に要する費用は乙の負担とする。」とありますが、現況を検査するとは、具体的にどのような検査を想定しているのでしょうか。ご教示ください。	状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
863	検査費用の負担	41	第92条	第2項 第3項			「本契約が第88条・・・甲が負担する」とありますが、第87条第2項の規定に基づく解除により終了する場合においても、当該費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 858参照)
864	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	41	第92条	第4項			検査に要する費用は乙の負担とありますが、甲負担としていただけませんかでしょうか。乙負担のままの場合は、当該見積額をご教示ください。	変更する予定はありません。
865	終了時の事務	41	第92条	第4項 第5項 第6項			本条第4項乃至第6項の規定は、「本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合」と明確に限定されておられません。事業期間の終了以外の事由により終了した場合の規定との理解でよろしいでしょうか。 (第3条にて、各条項の見出しは本契約の解釈に影響を与えないと規定されております。)	ご指摘のとおりです。明確化のための修正をします。（本質問回答書の添付資料7参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
866	修補修繕の取り 扱い	41	第92条	第4項 第5項			第4項、第5項：第4項“修補”と第5項“修繕”は、第87条、第88条及び第89条にしたがった、期間満了以外の事由による契約の終了に係ることと考えられますが、これら“修補”や“修繕”は、違約金や損害賠償の支払いによって免除されるべきではないでしょうか（契約終了され、違約金や損害賠償金を支払わされた上で、なおかつ業務要求水準書の要求する性能達成義務を負うというのは、一般的には契約が終了している状況では考えにくい。）。	変更する予定はありません。
867	中途解除時の事業者の修繕義務	41	第92条	第5項			事業契約が中途解除された場合、事業者自身が破綻・消滅している若しくは当事者能力を喪失している可能性が高いものと思料します。かかる状況において、事業者に追加修繕義務を課しても実態としてワークしないのではないかと考えます。また、この際、第96条3項4号イ等に基づき分割払いされる施設整備費と本件追加修繕費用が相殺されるような可能性があると、サービス対価を返済原資にプロジェクトファイナンスを供与する融資金融機関にとって、融資供与自体が極めて困難なものになると思料します。ついでに、本項については、他のPFI案件と比しても、事業者側の負担が過大なものと思料しますので、ご再考をお願いいたします。	変更する予定はありません。
868	性能保証	41	第92条	第5項			第87条第2項、第88条の規定(甲の帰責事由)により本契約が解除された場合においても、乙は性能保証の義務を負担しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
869	事業期間の終了 以外の事由による 本契約終了時の 事務	41	第92条	第5項			第88条（乙の解除権）により契約が終了した場合も、5項は適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
870	手続きの諸費用	41	第92条	第8項			「本契約終了時の手続きに関する諸費用」として、貴市が事業者に対して請求を予定している費用、又は想定している費用がありましたら、ご教示願います。	状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
871	事業期間の終了 以外の事由による 本契約終了時の 事務	41	第92条	第8項			「本契約終了時の手続きに関する諸費用」とありますが、具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	(質問No. 870参照)
872	乙の解散時期	42	第93条	第2項			乙（＝事業者）は、事業期間終了後1年以内に新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を下回った場合、修繕を行う債務を負担しておりますが、当該債務の履行を確保するため、事業期間終了後1年間は、乙の解散・清算は認められないとの理解でよろしいのでしょうか。	事業終了後1年以内であっても、横浜市の承諾があればSPCを解散することは可能です。事業者において適切に費用負担者を選定の上で横浜市の承諾を求めて下さい。
873	事業終了時に おける乙の責務	42	第93条	第2項			乙（＝事業者）は、事業期間終了後、甲（＝貴市）による維持管理状況を把握すること出来ず、要求水準を下回った際、それが甲の責めに帰すべき事由に起因するか否かを確認する手段がないことから、公平性の観点から、事業終了後1年間、乙が甲の維持管理状況を確認する機会を設けていただく等が望ましいと思料致しますが、機会が設定されるか否かについて、ご教示願います。	変更する予定はありません。
874	事業契約終了時の 事業者の修繕 義務	42	第93条	第2項			本事業における修繕費は、事業者の提案による長期修繕計画に基づき、事業者が修繕業務を実施することに当該費用を市殿からお支払いいただく建付けとなっています。従って、事業期間中においては、事業者側で当該業務を管理可能であります。事業期間終了後1年以内に、市殿がどのような更新計画を持っているのか、またどのように施設の経年劣化が進むのかについては、その予測が極めて困難です。ついでに、本項については、他のPFI案件と比しても事業者の負担過大と思料しますので、ご再考をお願いいたします。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
875	事業期間の終了時における乙の責務	42	第93条	第2項			「乙は、全ての新設対象施設の機能につき、甲が合理的に満足する形式及び内容の証明書を甲に提出した上で」とありますが、この“形式及び内容の証明書”とは、業務要求水準書：頁46：15（1）アの“3.2 個別機能診断を参考に各新設対象施設の機能能力表を作成し、要求する機能を有していることを証明した書類”のことを示しているのでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
876	事業期間の終了時における乙の責務	42	第93条	第3項			この項に記載されている事業期間の終了時に実施する土壌汚染調査は、事前調査と同じ地点（施設の建設された箇所は除く）で同じ内容の調査を行えばよいのでしょうか。	事業期間の終了時に、本事業において土壌汚染が発生していないことを横浜市に対して証明することができるよう地点には配慮してください。
877	関係書類の提出	42	第95条	第2項			本契約の存続にかかわらず甲には設計図書を利用する権利及び権限があるとの事ですが「甲は、…（中略）…設計図書等その他の書類を新設対象施設の保守整備のために利用する権利及び権限を有するものとする。」と明確に保守整備のために、利用する目的を限定することとして頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	変更する予定はありません。
878	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第2項	(3)		かかるケースにおいて履行保証保険金が支払われた場合でも出来形の90/100の支払となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
879	株式等の第三者への譲渡	43	第96条	第2項			本項内容は、市殿が自らの裁量により株式の譲渡価格等を決定のうえ、第三者への譲渡を強制しうるとも解釈できます。かかる対応は事業者の財産権の侵害とも考えられます。融資金融機関によるステップインの手続き等の詳細については、直接協定の交渉時に協議されるものと思料しますが、市殿が前述のような財産権侵害の意図を持っていないことを現時点にて確認したく、次のとおり質問いたします。①事業者と第三者の間で株式又は契約上の地位の譲渡が行われるためには、両者の間で譲渡価格等の取引条件の合意がなされることが前提であり、市殿は両者間の当該条件の交渉には関与しないという理解でよろしいでしょうか。②また、かかる合意がなされない場合、本項に基づく譲渡は成立せず、別途の事業契約解除の規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。 ※第98条2項、第99条2項、第101条2項も同じ	直接協定締結時に協議させていただきます。
880	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第3項	(3)		「～、乙がこれに要した合理的な費用」とは撤去業務により生じた撤去工事費のことでしょうか。それとも、支払利息、撤去費用を含む引渡しに伴って発生する費用のことでしょうか。	撤去業務により生じた合理的範囲の撤去工事費用を指します。
881	契約解除時の措置	43	第96条	第3項	(3)		出来高に相応する代金全額ではなく、100分の90が乙に支払われるが、違約金（第90条第4項）、損害賠償（第96条第4項）があるので、出来高（年度払い）に相応する代金全額を支払ってもらうことで良いのではないのでしょうか。また、交付金が含まれる支払いが100分の90となっている場合100分の10の取り扱いを明確にする必要があると考えます。	前段は、変更する予定はありません。後段は、国庫補助金相当額を控除した上で、新設対象施設の出来形部分に相応する代金の100分の90及びこれにかかる支払利息並びに撤去業務に係る本工事の進捗状況に応じ、事業者がこれに要した合理的な費用を支払います。
882	契約解除時の出来形の買取価格	43	第96条	第3項	(3)		引渡日までの間に事業者の帰責により事業契約が解除された場合、事業者は、本事業契約第90条1項に基づき、施設整備費相当額の10%の違約金を支払う義務を負います。これに加えて、本号における市殿による出来形の買取代金は、出来形の90%となっていることから、事業者にとっては、違約金を二重に徴求されることと同義であり、通常のPFI案件と比べても、事業者に対するペナルティが過大と思料いたします。ついては、本号についてはご再考をお願いいたします。	(質問No. 881参照)
883	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第3項	(2)		所有権を取得することができる、とありますが取得しない場合はどのような取扱になるのでしょうか。	原則として、事業者の費用で原状回復していただきます。
884	甲の賠償額	43	第96条	第4項			甲に発生した逸失利益とは、具体的にはどのようなもののでしょうか。リスクの総量を把握する意味でも、具体的な形でご教示下さい。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書(案)》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
885	乙の責めによる解除の効力(引渡前)	43	第96条	第4項				甲の逸失利益に想定されるものをご教示ください。	(質問No. 884参照)
886	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第4項				「甲に発生した合理的な費用および逸失利益が含まれる」とありますが、甲の逸失利益とは具体的にどのようなものでしょうか。具体例をご教示ください。	(質問No. 884参照)
887	契約解除後の支払い期日	43 ～ 46	96条 ～ 101 条	第3項	(4)	イ		市の支払い期限は、当初定められた施設整備費及び利息の支払いスケジュールに従い、分割による場合もある、となっておりますが、SPCが解散できなくなり不合理ではないでしょうか。甲乙協議のうえ支払い方法を定める、とするのが妥当であると考えますがいかがでしょうか。お考えをご教示ください。	変更する予定はありません。なお、事業者の解散には、横浜市の事前の承諾を要します。
888	契約解除時の解体撤去費用	43	第96条 第97条 第98条	第3項 第1項 第3項	第3号 第3号 第3号			「～乙がこれに要した合理的な費用～」とは、撤去企業への乙の支払対価を含む当該撤去工事に関して乙が負担した合理的費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
889	指定口座への支払い期日	43	第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条	第3項 第1項 第3項 第3項 第1項 第3項	(4) (4) (4) (4) (4) (4)	ア ア ア ア ア ア		「甲が定めた期日」については、例えば「解除日から1年以内に甲が定めた期日」のように日程の明確化を計るほうが理解しやすいと考えます。お示ください。	変更する予定はありません。
890	契約解除時の地位譲渡	43	第96条 第98条 第99条 第101条	第2項 第2項 第2項 第2項				「～乙をして、本事業に係る乙の本契約上の地位を、当該時点において甲が選定した第三者へ譲渡させ、～」ありますが、当該譲渡および譲渡条件については、乙へ本事業資金の融資を行っている金融機関の承諾が得られることが前提であるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 879参照)
891	担保設定	43	第96条 第98条 第99条 第101条	第2項 第2項 第2項 第2項				事業契約上の地位及びSPCの株式には、SPCへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡予約、譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、本規定に係らず当該担保設定に対して市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
892	経営権の第三者譲渡	43	第96条 第99条	第2項				経営権の第三者譲渡について、その譲渡条件(株式買取り価格、各種設定担保の取扱)等に対する考え方を教示下さい。	事業計画書、当該時点までの事業者の財務状況、事業者と業務受託企業間の契約内容等を踏まえて算定されるものと考えます。なお、質問No. 879もご参照ください。
893	残債の支払い条件	43	第96条 第99条	第3項	(4)	ア		甲が決めた期日(ただし、本契約の事業期間を超えない)とは、例えば20年後に一括払いなどとすると、当初の分割払いに比べ著しく不利な条件となりますので、合理的な期間にとどめていただきたいと考えます。	変更する予定はありません。
894	甲の帰責事由による契約解除時の支払	43	第97条	第1項	(4)			「前号の支払金銭・・・甲の選択」との規定になっております。本条は、甲(=貴市)の帰責事由による解除の規定であり、「乙の要望に応じて」若しくは「甲乙の協議により」決定するとの規定に変更することが相当と思料致しますが、規定の見直しが行われるか否かについて、ご教示願います。	変更する予定はありません。
895	甲の帰責事由による契約解除の効力	43	第97条	第1項	(3)			甲が一括して支払う場合には、金利スワップ解約に伴う費用が当然に発生することから、第2項の損害賠償請求とするのではなく、本契約解除に伴う合理的な費用として第3号に追加頂きたいと思料致します。	変更する予定はありません。なお、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれます。
896	出来形検査費用の負担	43	第97条	第1項	(2)			甲(=貴市)の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合においては、契約解除時点までに乙(=事業者)が支出した一切の費用は、甲の負担とすることが相当と思料致しますが、本規定を甲の負担とする見直しが行われるか否かについて、ご教示願います。	変更する予定はありません。
897	契約解除	43	第97条 第100条	第1項	(4)			甲の帰責事由に基づく契約解除にも関わらず、支払方法が甲の選択に基づき決定されることは、著しく不公平に思われますので、甲乙の合意に基づきに変更願います。	(質問No. 894参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
898	甲の遺失利益	43	第96条 第99条	第4項 第4項				甲の逸失利益とはどのようなものを想定しているのでしょうか、甲は市であるので、もともと逸失利益という概念が当てはまらないのではないのでしょうか、削除を検討するか遺失利益について明確にしてくださいませんか。	(質問No. 884参照)
899	残債の支払い条件	44	第97条 第100条	第1項	(4)	ア		甲が決めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えない）とは、例えば20年後に一括払いなどとすると、当初の分割払いに比べ著しく不利な条件となりますので、合理的な期間にとどめていただきたいと考えます。	(質問No. 893参照)
900	甲の責めによる解除の効力	44	第97条	第2項				乙の逸失利益に想定されるものをご教示ください。	(質問No. 884参照)
901	株式の譲渡	44	第98条	第2項				第89条の規定による事業契約の解除の場合は、乙（＝事業者）の責めに帰すべき事由による解除ではないことから、乙の株式を第三者へ譲渡する場合、当該株式は有償で譲渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 892参照)
902	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	44	第98条	第3項	(3)			甲が一括して支払う場合には、金利スワップ解約に伴う費用が当然に発生することから、本契約解除に伴う合理的な費用として第3号に追加頂きたくお願い致します。	変更する予定はありません。
903	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	44	第98条	第3項	(2)			所有権を取得することができる、とありますが取得しない場合はどのような取扱になるのでしょうか。	(質問No. 883参照)
904	不可抗力による契約解除の際の出来形の認定方法について	44	第98条	第3項	(2)			①不可抗力により毀損・滅失した部分についても、事業者が提出した書類等で確認することができた場合には、出来形部分として認定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。②仮に、不可抗力により毀損・滅失した部分が出来形部分として認定されなかった場合、当該部分については、本事業契約別紙4第3条不可抗力による追加費用及び損害額の分担（（1）工事期間中の損害分担）の負担割合に従って、市殿と事業者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	前段は、出来高部分として支払いの対象になるのは、検査に合格した部分に限られ、毀損・滅失した部分は含まれません。後段は、横浜市において負担することは想定していません。
905	経営権の第三者譲渡	44	第98条 第101条	第2項				経営権の第三者譲渡について、その譲渡条件（株式買取り価格、各種設定担保の取扱）等に対する考え方をご教示下さい。	(質問No. 892参照)
906	残債の支払い条件	44	第98条 第101条	第3項	(4)	ア		甲が決めた期日（ただし、本契約の事業期間を超えない）とは、例えば20年後に一括払いなどとすると、当初の分割払いに比べ著しく不利な条件となりますので、合理的な期間にとどめていただきたいと考えます。	(質問No. 893参照)
907	乙の責めによる解除の効力（引渡後）	45	第99条	第2項				第三者へ譲渡する場合の、譲渡価格については、解除時のSPCの資産状況に応じて決定されるとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No. 892参照)
908	甲の帰責事由による契約解除	45	第100条	第1項	(3)			維持管理期間中に契約解除がなされた場合、作業員や配置技術者の処遇などの費用が発生するため、その補償についての考え方をご教示下さい。	相当因果関係があると認められる範囲のものについては、第100条第2項の「合理的な費用」に含まれます。
909	甲の帰責事由による契約解除の効力	45	第100条	第1項	(2)			甲が一括して支払う場合には、金利スワップ解約に伴う費用が当然に発生することから、本契約解除に伴う合理的な費用として第2号に追加頂きたくお願い致します。	(質問No. 895参照)
910	株式の譲渡	46	第101条	第2項				第89条の規定による事業契約の解除の場合は、乙（事業者）の責めに帰すべき事由による解除ではないことから、乙の株式を第三者へ譲渡する場合、当該株式は有償で譲渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 892参照)
911	法令変更等による契約解除	46	第101条	第3項	(3)			維持管理期間中に契約解除がなされた場合、作業員や配置技術者の処遇などの費用が発生するため、その補償についての考え方をご教示下さい。	(質問No. 908参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
912	表明保証（基本協定の遵守）	47	第102条	第2項	(1)		基本協定書（案）によると、甲との間で基本協定を締結しているのは代表企業と構成員であり、全ての業務受託企業が契約当事者となるとは限らないものと考えられます。よって、基本協定の契約当事者（構成員）である業務受託企業についてのみ、基本協定の遵守を誓約させる、との理解でよろしいでしょうか。	第102条第2項第1号中「業務受託企業」を「代表企業及び各構成員」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
913	表明保証（担保設定）	47	第102条	第2項	(2)		事業契約上の地位は、SPCへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡予約等の担保設定を行うことが想定されますが、当該担保設定に対して市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	（質問No.81参照）
914	甲による事実の表明保証	47	第103条	第1項	(1)		金利上昇、物価変動により債務負担行為の設定額を超えることが明らかになった場合、迅速にご対応頂けるという理解でよろしいでしょうか？	横浜市は、事業契約締結日現在において、本契約の履行に必要な債務負担行為が正規の手続により決定されていることを表明保証します。
915	解釈	47	第104条				「甲の定める規則」とはどのようなものでしょうか。	条例、規則、規程、要綱、要領等の甲が定めるものであり、横浜市水道局例規集及び横浜市例規集などに記載されたものです。
916	直接協定	48	附則	第2条			乙に融資を行うものを「融資者」としていますが、これは外部借入に関するものであって、スポンサー企業による（劣後）融資は対象とならないものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
917	出資者の誓約	48	附則	第1条	第1項		SPCの株式又は出資には、SPCへ本事業資金の融資を行う金融機関に対して譲渡担保権若しくは質権の設定を行うことが想定されますが、当該担保設定に対して市より承諾が頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	（質問No.81参照）
918	出資者の誓約	48	附則	第1条			出資者が押印しないため、本条項は必要ではないでしょうか？基本協定書とも重複しますので、整理をお願いします。	別紙8及び別添の様式は、押印が必要です。なお、「別添」は「別紙9」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
919	定義集	52	別紙	1	51		「施設整備費」の定義が曖昧ですが、様式IV-7-①Aに記載される合計欄のうちの「消費地方消費税込み」の金額のことでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札説明書別添資料3「提案書類作成要領及び様式集」第2 様式IV-7-①Aに記載の「消費地方消費税込み」は「消費税・地方消費税込み」に修正します。
920	第一段階新設工事の定義	53	別紙	1	81		附帯施設設置工事が含まれておりませんが、本定義は「第一段階工事期間」に当該工事を実施することを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。また、当該工事を「第一段階工事期間」に実施した場合、当該工事にかかる費用は、別紙5 3（1）アの「設計・第1段階工事期間にかかる費用」として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
921	定義集	54	別紙	1	86		「ハンドボール」とあるのは「ハンドホール」の誤記と思料します。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「ハンドホール」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
922	地中埋設物	54	別紙	1	86		「ハンドボール」はハンドホールの間違いでしょうか？	（質問No.921参照）
923	引渡日	54	別紙	1	99		「引渡日」の「引渡し」とは、第一段階新設部分の引渡しと第二段階新設部分の引渡しのそれぞれを示しており、引渡しは第一段階と第二段階の2回行われるという理解でよろしいでしょうか。	（質問No.839参照）
924	乙等が付す保険	56	別紙	2			保険については、入札説明書で求められている保険以外は事業者の自由提案との理解でよろしいでしょうか？	（質問No.93参照）
925	用語の意味	57	別紙	3			「類型的」という用語はどのような意味で使っているのでしょうか。	法令等が本事業対象業務を特に規律しようとする場合に対し、法令等が類型的に規律する事項に本事業対象業務が包含される場合を想定しています。
926	法令変更による費用負担割合	57	別紙	3			①の本事業対象業務に類型的または特別に影響を及ぼす法令等とは、業務要求水準に列挙してある法令（業務要求水準書4頁、第1、1、（12））や指針等（同6頁、第1、3、（1））はすべて含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
927	法令等の変更による費用の負担割合	57	別紙	3			類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の定義が記載されていますが、意味が不明瞭です。具体的に定義していただけますでしょうか。	変更する予定はありません。
928	外形標準課税	57	別紙	3			外形標準課税は法人の利益に対して課税されるわけではありませんので、発注者負担として頂けませんか？	変更する予定はありません。
929	租税	57	別紙	3			当PFI事業（水道事業等）を実施することにより、SPCに特別な税は課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
930	法令等の変更による措置	57	別紙	3			法人税等は乙の負担とのことですが、一般的な民間事業者では税率に応じて販売単価を向上させる等の対応ができるのに比べ、乙はそのような対応が不可能と思料致します。 ご提示のリスク分担において、法人税率が上昇した場合、乙の税金負担額が上昇し、結果として金融機関からの融資条件に規定されるデフォルト条件に該当（DSCR及びLLCRなど）してしまい、「乙の期限の利益を喪失⇒金融機関のステップイン⇒事業者交代」などの事態を招く可能性があります。当該事態は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の事項に関して、事業契約に規定すべきものは想定されないと考えます。
931	法令変更による費用負担	57	別紙	3			但書の①②以外の場合は、貴市が100%負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙3記載の法令等の変更による費用の負担割合の一般原則に従い、横浜市又は事業者が負担します。
932	不可抗力	58	別紙	4	1	(1)	ここにいう「洪水」「内水氾濫」と、第22条第4項にいう「台風」「風水害」とはどのように異なるのか、ご教示ください。 また、台風起因する洪水・内水氾濫等の場合は、当然不可抗力として取り扱われることをご確認ください。	(質問No. 645、648参照)
933	不可抗力の定義	58	別紙	4	1	(1)	台風が含まれないのはなぜでしょうか。ある大きさ以上の台風は当然含まれるべきと判断します。お考えをご教示ください。	(質問No. 645、648参照)
934	不可抗力による費用負担	58	別紙	4	2		「維持管理費（金利および物価変動を含む）」の記載の意味するところは何でしょうか。また不可抗力による急激な物価変動による工事費の変化はここに含まれないのでしょうか。	前段は、金利及び物価変動に伴う増加費用を含む維持管理費という趣旨です。後段は、別紙4 ②の「維持管理費」を「施設整備費及び維持管理費」に修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
935	不可抗力による費用負担	58	別紙	4	2		「出費（経常費、営業継続費用等）」とありますが、ここに工事費の経費も含まれると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 934参照)
936	不可抗力による費用負担	58	別紙	4	2		乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし乙の期待利益は除く。）とは具体的にはどのように計上すればよいのでしょうか。	事業者の申入れに基づき、横浜市が判断します。
937	不可抗力による追加費用及び損害額	59	別紙	4	3	(1)	「追加費用および損害額の累計額」とありますが、工事期間中の累計額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
938	不可抗力による負担	59	別紙	4	3	(1)	「～上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、～」とは、「追加費用及び損害額の累計額が施設整備費の1%相当額を超過した場合」との理解でよろしいでしょうか。 また、「～上記①の1%の乙負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。」とは、「追加費用及び損害額の累計額の1%相当額に至るまでを乙負担とする」との理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、数次にわたる不可抗力があった場合も、事業者は施設整備費の1%を負担していただきます。
939	不可抗力による損害に対する保険等による填補を受けた場合の負担方法	59	別紙	4	3	(1)	工事期間中に事業者が建設工事保険などで不可抗力に対する保険を付保した場合で、保険契約により保険金が事業者に填補された場合には、施設整備費の1%相当額も事業者負担分に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が填補を受けた保険金については、まずは事業者負担分に充当され、それを超える金額につき、横浜市は負担を免れます。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
940	不可抗力による損害に対する保険等による填補を受けた場合の負担方法	59	別紙 4	3	(2)		工事期間中と同様に、維持管理期間中に事業者が不可抗力に対する保険を付保した場合、保険契約により保険金が事業者に填補された場合には、維持管理備費の1%相当額についても事業者負担分に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 939参照)	
941	不可抗力の費用負担	59	別紙 4				不可抗力の場合の乙の費用負担について、1%ルールが規定されていますが、乙として金額の上限が把握できないため、結果として過大なリスク対応コストを提案価格に計上する可能性があります。適切なリスク対応コストを計上するため、一定額の負担（例えば100万円など）に変更いただけないでしょうか。	変更する予定はありません。	
942	サービス対価の構成	60	別紙	5	1		事業者の利益及び法人税について、「施設整備費にかかる支払利息」にも含めてよいことをご確認下さい。（割賦の元本と、資金調達する融資の元本とは、一般的に金額や返済条件が一致しないので、「割賦利息」＝「融資利息」とはならず、従って、当然このような形になると思いますが、確認させていただきます。）	ご理解のとおりです。	
943	脱水汚泥の有効利用のサービス対価	60 66	別紙 別紙	5 6			サービスの対価の構成に脱水汚泥の有効利用費がありませんが、その他費用に入れるのでしょうか。また、その場合、のサービス対価の変更は、「消費者物価指数」となるのでしょうか。	運転管理費に含めてください。なお、物価変動による運転管理費の改定に当たり参照する指標は、別紙6 1 (2)をご確認ください。	
944	既設撤去費用	60	別紙	5	1		サービス対価のうち「施設整備費及びこれにかかる支払利息」には本事業の既設撤去業務にかかる費用も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
945	維持管理費	60	別紙	5	1		事業契約第93条（事業期間の終了時における乙の責務）に記載されている業務の費用は、維持管理費の該当項目の最終年度の費用として計上すればよいのでしょうか。	維持管理費の該当費目に計上してください。なお、修繕費を除く維持管理費は、事業に要する費用に基づき、維持管理期間にわたって平準化して支払を受ける前提で応募者が提案する金額を記入してください。	
946	サービス対価	61	別紙	5	3	(1)	ア	「元金」とは、施設整備費のうち「設計・工事期間」にかかる費用との理解でよろしいでしょうか。また、「元金」は、「事業提案書」の様式IV-9の設計・第1段階工事期間にかかる費用の欄の合計金額と一致するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
947	サービス対価	61	別紙	5	3	(1)	イ	「元金」とは、施設整備費のうち「第2段階工事期間」にかかる費用との理解でよろしいでしょうか。また、「元金」は、「事業提案書」の様式IV-9の設計・第2段階工事期間にかかる費用の欄の合計金額と一致するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
948	施設整備費の支払い方法	61	別紙	5	3	(1)		「施設整備費は、施設整備にかかる国庫補助金額を、初期投資額から控除して算定する。」とありますが、補助金の交付を受けられた場合、第1期、第2期のそれぞれから補助金を均等に控除するという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 100参照)
949	施設整備費の支払い方法	61	別紙	5	3	(1)		想定される補助金のおおよその額（または事業費に占める割合）をご教示願いたします。	配水池築造工事費は応募者の提案によるため、入札説明書第5 2 (1)アで算出する額に、イの金額を加えたもので計算してください。
950	施設整備費の支払い方法	61	別紙	5	3	(1)		提案上、補助金がないものとして算定するとのことですが、補助金の交付が決定した場合、補助金相当の金額にかかる金利は、事業者の所有になるという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 100参照) なお、別紙5 3 (1)に記載のとおり、支払利息は国庫補助金相当額控除後の施設整備費を元本として算定しますので、国庫補助金相当額にかかる支払利息が事業者の所有になることはありません。
951	サービス対価	61	別紙	5	3	(1)		「初期投資額」の具体的な内容（定義）について、ご教示願います。また、「事業提案書」の様式IV-13-①A「長期収支計画の資金計画（資金需要）」の「開業費」「初期投資」「設備投資」と「初期投資額」との間の整合についても、ご教示願います。	初期投資額とは、入札説明書別添資料3「提案書作成要領及び様式集」第2 様式IV-7-①Aの1にある表中、各年度の消費税・地方消費税抜き合計欄を合計したものです。また、同様式IV-13-①Aの資金計画（資金需要）の「開業費」、「初期投資」、「設備投資」を合計した値とも一致します。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
952	国庫補助金	61	別紙	5	3	(1)		「施設整備費は・・・国庫補助金額を、・・・控除して算定」とありますが、「国庫補助金額」は、「設計・工事期間」にかかる費用から差し引くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
953	国庫補助金	61	別紙	5	3	(1)		国庫補助金は貴市が一旦受取り、事業者は相当額をサービス対価として受取るとの理解でよろしいでしょうか。国庫補助金を事業者が直接受取った場合、BTO方式であるため、圧縮記帳ができず、税負担が過大となることから質問するものです。	(質問No. 102参照)	
954	基準金利	62	別紙	5	3	(1)	イ	(7)	H36. 4. 30に支払われる施設整備費の金利計算はH26. 3. 29に決定された基準金利をベースに算出されたものでしょうか？それともH36. 3. 31までは上記金利で計算され、H36. 4. 1以降は見直し後の金利で計算されたものでしょうか？	後者となります。
955	基準金利	62	別紙	5	3	(1)	イ	(7)	基準金利の各金利スワップレートは「仲値」という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
956	各種サービス対価の支払方法	62	別紙	5	3	(1)	イ	(7)	工期を短縮した場合は、支払期間や支払日が前倒しに変更されますが、金利の決定基準日についても変更後の施設引渡日に併せて設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
957	工期短縮による支払前倒し	62	別紙	5	3	(1)	イ	(4)	工期を短縮した場合に支払期間・支払日が前倒しになりますが、金利の決定基準日（改定日）もこれにスライドするということがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
958	補助金の受領時期	62	別紙	5	3	(1)	イ	(4)	「また甲は、国庫補助金の交付を受けた後に乙に交付する。」とありますが、補助金の交付時期及び市への交付後、SPCへ交付されるまでの期間についてご教示願います。	(質問No. 100参照)
959	施設整備費及びこれにかかる支払利息（スプレッド）	62	別紙	5	3	(1)	イ	(4)	乙は交付を受けた補助金をその支給対象業務の遂行に必要な費用に充当するとありますが、支給対象業務の遂行とはどのような意味で、当該文章の意味するところは何か、具体的にご教示ください。	(質問No. 102参照)
960	施設整備費及びこれにかかる支払利息（スプレッド）	62	別紙	5	3	(1)	イ	(4)	交付を受ける補助金の額の目安はいくらかご教示ください。また当該金額が変動した場合、事業者による資金調達額も変動することとなるため、補助金の額に関わらず一定額を市から受領する建て付けにしていただけかもしれませんでしょうか。	前段は、入札説明書第5 2 (1) の計算式を基に算定してください。 後段は、質問No. 100をご参照ください。
961	国庫補助金	62	別紙	5	3	(1)			「甲は、国庫補助金の交付を受けた後に乙に交付する。」とありますが、甲への国庫補助金交付から乙への交付までの期間はどの程度になりますでしょうか。	(質問No. 100参照)
962	国庫補助金の交付時期等	62	別紙	5	3	(1)			国庫補助金の交付時期及び請求方法についてご教示ください。	(質問No. 100参照) 請求については、所定の請求書を提出していただきます。
963	維持管理費	62	別紙	5	3	(2)	ア		「モニタリングの結果を踏まえ各回の対価を支払う」とありますが、修繕費を除く維持管理費が、提案時よりも薬品等のユーティリティの使用量が増加した場合についても、モニタリングの結果を踏まえて、増額して頂けるのでしょうか？その場合、増額の基準はどのようになるのでしょうか？	増額することは考えていません。
964	改定率	63	別紙	5	3	(2)	ア		「変動率を勘案した改定率」とありますが、改定率の算定方法について、ご教示願います。	改定率の具体的な算定方法については、現在、検討中です。
965	修繕費の支払	63	別紙	5	3	(2)	イ		修繕の実施時期、金額が提案した長期修繕計画から変更となった場合には、修繕費はどのように支払われるのでしょうか。当該時点までの長期修繕計画における修繕費の合計金額の範囲内であれば、業務実施が確認された修繕費は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 836参照)
966	修繕の実施確認	63	別紙	5	3	(2)	イ		修繕の業務が実施されたことの確認は、どのようにして行われるのでしょうか。	事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、横浜市の確認を受けるものとします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
967	修繕費	63	別紙	5	3	(2)	イ	第86条第1項において、「修繕費」は「業務計画書」に記載された時期と規定されております。「業務計画書」はその定義から本項の「提案された長期修繕計画」と同一ではないものと思料されます。修繕費の支払いについて、第86条第1項と本項の規定の整合性に疑問がありますので、修繕費の支払いについて、明確に願います。	長期修繕計画は、業務計画書に含まれます。この点が明確になるよう規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照） なお、修繕費の支払いについては、質問No.835をご参照ください。
968	修繕費	63	別紙	5	3	(2)	イ	①「修繕費は、・・・四半期ごとに業務実施が確認できたものに対し、四半期ごとに一括して支払う」とありますが、提案の修繕計画をもとにするものの、実施時期の繰り上がり、繰り下げに応じて、実行された場合に支払うという意味でしょうか。 ②また、各項目の修繕費の支払いは、例えば、その累計額の上限は提案した各項目の修繕計画の合計額（物価変動があった時は調整後）とされ、超過額は支払われない、というような扱いをされるのでしょうか。	①については、質問No.836をご参照ください。 ②については、質問No.835をご参照ください。
969	修繕費	63	別紙	5	3	(2)	イ	業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごと一括して支払う。とありますが、実施の確認ができないものには支払われないのでしょうか。また、実施の確認はどのようにして行うのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、質問No.966をご参照ください。
970	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	ア	施設整備費の物価変動によるサービス対価の変更の最初の起点が「本契約締結の日から」（＝平成21年3月）となっておりますが、「予定価格を決定するための積算が行われた時期」まで遡って起算日とするか、若しくは、入札にあたって使用する基準金利の発表日（4月25日）とするか、あるいは、「維持管理費は平成20年8月1日を改定に当たっての起点とする」（別紙6：頁64：1（2））となっておりますので、最低でもこれと同日にすべきではないでしょうか。お考えをご教示ください。	（質問No.8参照） なお、別紙6 1（1）の「施設整備費」を「施設整備費のうちの工事費」に修正するとともに、本項目の記載をあわせて修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）
971	サービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	ア	「本契約締結の日から12月を経過した後に」とありますが、昨今の著しい物価水準の変動を鑑みて、この期間を見直すお考えはありますか。	変更する予定はありません。
972	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	ア	賃金水準や物価水準の変動を計る際の指標をご教示下さい。	一般に公表されている各種統計調査等の関連する指標を想定しています。
973	施設整備費の変更請求時期	64	別紙	6	1	(1)	ア	「・・・工期内で本契約締結日の・・・」とありますが、工期に『設計期間（最速平成21年4月）』も入るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
974	施設整備費の変更請求時期	64	別紙	6	1	(1)	ア	「・・・工期内で本契約締結日の日から12月を経過した後に、・・・」とありますが、『12ヶ月』のまちがいでないでしょうか。	本記載に誤りはありません。なお、12月とは、12ヶ月を意味します。
975	施設整備費の支払い方法	64	別紙	6	1	(1)	イ	「変動前施設整備費・・・と変動後施設整備費・・・との差額のうち変動前施設整備費の1,000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。」の差額を求める「指標」についてご教示願います。	参照指標は、横浜市水道局の設計単価を想定しています。
976	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	ウ	物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定めるとありますが、当該協議の難航が十分想定されますので、維持管理費同様事前（提案前）に参照指標を定めていただけませんか。無理な場合、応札参加者が限られる可能性が高まることをご理解ください。	（質問No.975参照）
977	施設整備費の変更金額算定基準	64	別紙	6	1	(1)	ウ	「変動前施設整備費及び変動後施設整備費は請求のあった日を基準とし・・・」とありますが、一番最初の変動前施設整備費は『入札日（平成20年9月24日）を基準とする』と理解してよろしいでしょうか。	（質問No.8参照）

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
978	施設整備費の変更 金額算定基準	64	別紙	6	1	(1)	ウ	「・・・請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき・・・」とありますが、物価指数を決められるとき、どのような具体的な指標を考慮されていますか。（「(2)維持管理費」では参照指標が表にて提示されておりますが、施設整備費には記載されておられません）	(質問No. 975参照)
979	対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	エ	文末に、「ただし、本号において、上記イの1000分の15は本契約締結の日からの累積値とする」等の文言を追加した方がよいのではないかと考えますが、如何でしょうか。	変更する予定はありません。
980	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ	特別な要因とはどのような状況を指すのでしょうか？ また主要な工事材料とは何を指すのでしょうか？	前段については、別紙6 1 (1)カをご参照ください。 後段については、目的物の築造に当たり費用的に影響を及ぼす鋼材等の工事材料を指します。
981	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ	本項における場合も変動前施設整備費の15/1000を超える額につき変更されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
982	サービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ	6月13日に国土交通省から発表された単品スライド条項の運用基準について、採用するお考えはありますか。	そのように考えています。
983	物価変動によるサービス対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ	オの条項は、平成20年6月13日に国土交通省より公表された「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用について」の「適用対象資材」に準じるのでしょうか。または、それ以外の資材の適用もあるとの理解でよろしいでしょうか。	国土交通省の運用基準（今後、公表するものを含む。）を参考に、適用対応資材を決定することを考えています。
984	物価変動によるサービスの対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ	当該オ項は、国交省公共工事標準請負約款第25条第5項と同一の、いわゆる”単品スライド条項”と理解しております。この単品スライド条項については、去る6月13日付国交省通達により運用基準が定められましたが、貴市では当該オ項について、国交省通達どおりの運用基準を準用されますでしょうか。	そのように考えています。
985	物価変動によるサービス対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	キ	甲と乙との間で協議して定めるとありますが、当該協議の難航が十分想定されますので、維持管理費同様事前（提案前）に参照指標を定めていただけませんかでしょうか。無理な場合、応札参加者が限られる可能性が高まることをご理解ください。	(質問No. 975参照)
986	サービス対価の変更	64	別紙	6	1	(2)		「ただし、各指標の毎年の変動率が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。」となっておりますが、改定の条件が「前年上昇率1%以上」と「累積3%以上」のand条件ではなく、or条件であることを確認させてください。	ご理解のとおりです。
987	物価変動によるサービス対価の変更	65	別紙	6	1	(2)		参照指標に維持管理費の一部である修繕費の記載がありません。参照指標をご教示ください。なお、指標については主に人件費の指標である企業向けサービス価格指数ではなく、建設工事デフレーター等の材料なども含めた指数としていただくようお願いいたします。	修繕費の参照指標についても、別紙6 1 (2)の表に記載しています。
988	サービス対価の変更	64	別紙	6	1	(2)		平成20年8月1日時点を起点とする旨の記載がございますが、物価指数データの最小期間は月次平均ということですので、8月の指標（8月平均値）が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 8参照) 別紙6 1 (2)に記載している「入札時の費用の積算の前提となる指標は平成20年8月1日時点のものを参照するものとし、その時点をサービスの対価の改定に当たっての起点とする。」を削除します。（本質問回答書の添付資料7参照） また、入札説明書別添資料3「提案書類作成要領及び様式集」第2 様式IV-8Aに記載している「(注1)物価変動を除いた額を記入してください。」も削除することとします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
989	対価の改定	65	別紙	6	1	(2)		ただし書きを、「ただし、各指標の毎年の変動率が±1%を超える場合に限り、平成20年8月1日からの累積の±3%を超える部分について全て見直しの対象とする。」等に変更することを検討願います。事業期間中の単独事業会社において累積±3%に満たない場合は改定しないとなるとその費用は事業者が得べかりし利益から負担することとなります。事業の継続性を考えた場合その数字の大きさは単独事業会社の存亡となる恐れがあります。それらを考慮に入れてご検討願います。	変更する予定はありません。
990	留保・減額対象となるサービス対価	68	別紙	7				本別紙で記載のサービス対価とは維持管理費のみを指しており、施設整備費及びこれにかかる支払利息は留保・減額の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 833参照)
991	是正レベルの認定	68	別紙	7	2	(1)		「是正レベルを認定し、乙に通知するとともに、甲と乙は是正に向けた協議を開始する」とあるのは、是正レベル認定後、(2)に記載のプロセスに則り甲より是正勧告が行われ、甲乙で協議が行われることを指しているのでしょうか。適用関係をご教示下さい。	ご理解のとおりですが、適切な是正措置について、甲乙協議し、実施します。
992	サービス対価の支払留保	69	別紙	7	2	(5)		本条項で規定の支払留保とは、3(3)に規定されている減額ポイントに応じた支払留保のこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
993	サービス対価の支払留保	69	別紙	7	2	(5)		本項で支払を留保されるサービスの対価とは施設整備費を含むサービスの対価でしょうか？	(質問No. 833参照)
994	サービス対価の支払い留保	69	別紙	7	2	(5)		支払い留保の対象となるのは、維持管理業務に係るサービス対価に限定され、施設整備費に係るサービス対価については、留保対象外という理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 833参照)
995	契約解除	69	別紙	7	2	(8)		「連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合」とあります。減額の度合いが示されておりませんので、「連続する4回の四半期を超えて不合理な限度額の減額が行われた場合」としては如何でしょうか。	変更する予定はありません。
996	減額ポイントの計上	70	別紙	7	3	(2)		減額ポイントは、表中各項目の和という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
997	減額ポイントの計上	70	別紙	7	3	(2)		水質項目の違反にかかる減額ポイントは、是正までの時間に応じて算定される規定となっておりますが、「業務要求水準書 別紙2」の最低測定数として「連続」と規定されていない水質項目について、その違反発生日時、是正までの時間、日数の確定方法について、ご教示願います。	膜ろ過水について、1日1回2Lを採水し、14日間冷蔵保存として行うことから、過去14日前までを最大として事象の確定とします。なお、時間の特定までは不可能です。
998	ボーナスポイント	71	別紙	7	3	(5)		ボーナスポイントの算定にあたっては、公平性・客観性を担保する為、甲乙管の別途協議もしくは第三者機関の合理的な算定をお願い致します。	減額ポイント及びボーナスポイントに関しては、公平、公正かつ客観的な運用を図るよう考えています。
999	サービスポイントの付与	71	別紙	7	3	(5)		多大な貢献とは具体的にはどういう場合を想定しているのでしょうか？	業界における先駆的となる実績、災害時の対応及び見学者対応で目覚ましい貢献があった場合等を想定しています。
1000	ボーナスポイントの付与の具体的な考え方	71	別紙	7	3	(5)		「横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合」についての具体的な判断基準についてお考えがあれば、ボーナスポイントは事業期間中を通じて累積することから、事業遂行上のインセンティブにもなるかと存じますのでご教示ください。	(質問No. 999参照)
1001	ボーナスポイントの付与	71	別紙	7	3	(5)		「横浜市民に多大な貢献をした場合」とありますが、提案書での記載の有無は関係なく、維持管理期間に実行された行為の結果が対象であると理解してよろしいでしょうか。また、多大な貢献とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	前段については、提案書の内容が結果的にもたらした場合も含まれます。後段については、質問No. 999をご参照ください。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
1002	ボーナスポイントの付与	71	別紙	7	3	(5)		ボーナスポイントはどのような基準で算出するのでしょうか。具体的な基準をご教示ください。	(質問No. 999参照)
1003	ボーナスポイント	71	別紙	7				水道事業又は横浜市民に多大な貢献について、過去の何らかの事例あるいは想定される事例がありましたら、ご教示ください。	(質問No. 999参照)